

第2期 古賀市地域福祉計画

第5次 古賀市地域福祉活動計画

2019年度～2023年度

～「こまったときはお互いさま
たより合えるまち」をめざして～

2019年3月

古賀市・社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会

第2期 古賀市地域福祉計画

第5次 古賀市地域福祉活動計画

2019年度～2023年度

～「こまったときはお互いさま
たより合えるまち」をめざして～

はじめに

古賀市長
田辺 一城



現代社会は高齢化や核家族化が進行し、価値観や生活様式、家族のあり方などがますます多様化しています。

福祉分野におきましても、これまでの社会保障では十分に対応できない孤立死、虐待、貧困、ひきこもりなどの深刻な困難を抱える人々への支援が新たな課題となっており、「地域共生社会の実現」に向けた取組が必要となっています。

また、近年では、歴史的な豪雨災害となった平成30年7月の西日本豪雨をはじめとした大規模災害が頻発しており、誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現に向け、地域防災・減災体制の強化が求められています。

本計画では、第1期古賀市地域福祉計画と同様に、だれもが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができるまちづくりをめざし、「こまったときはお互いさま、たより合えるまち」の基本理念を継承し、市民、社協、古賀市が三者協働で推進していきます。

また、地域福祉の推進にあたり、中核的な担い手である社会福祉法人古賀市社会福祉協議会の「古賀市地域福祉活動計画」と一体的に策定することにより、お互いの役割を明確にするとともに、連携した取組を進めていきます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見やご助言いただきましたことに心から感謝申し上げます。

2019年3月

はじめに

古賀市社会福祉協議会
会長 渡 信人



この度、「第2期古賀市地域福祉計画」「第5次古賀市地域福祉活動計画」が、市民の皆様方のご協力のもと完成いたしました。

社協では、第4次地域福祉活動計画において、今までの検証を踏まえ、市が策定した地域福祉計画の理念に基づき、井戸ばた座談会を発展的に広げ、地域に加え、更には各種団体との話し合いを通じ、高齢者、障がい者の外出支援、子育て応援、そして災害時における地域での助け合いは、どうしたらよいのか等々、日ごろの暮らしの中でのちょっとした困りごとでも市民の皆様からご意見をいただき、解決していきたいと取組を進めてまいりました。

今回の計画でも、社協が今まで大切にしてきた井戸ばた座談会を継続して実施することで、地域のつながりを推進し、地域における様々な生活課題の共有とその解決に向けた取組を進めてまいります。

また、国は、地域共生社会の実現をめざしております。その骨格として、「地域課題の解決力の強化」や「地域を基盤とする包括的支援の強化」を柱として掲げています。

社協は、高齢者のみならず、障がい者や子どもなどの生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるように、市民による支え合いと公的支援が連動した地域の実現に向け、市民、市とともに進めてまいります。

最後になりますが、この計画に携わっていただきました関係者の皆様方には心より感謝を申し上げますとともに、今後の更なるご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

2019年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 古賀市地域福祉計画について	4
3. 古賀市地域福祉活動計画について	5
4. 古賀市地域福祉計画と古賀市地域福祉活動計画の一体的策定	5
5. 計画の位置づけ	6
6. 計画の基本理念	7
7. 計画の期間	7
8. 計画の策定体制	7
第2章 古賀市の現状について	8
1. 各種統計における古賀市の現状について	8
2. 井戸ばた座談会における古賀市の現状について	17
第3章 施策の展開について	27
1. 包括的な支援体制の整備について	27
2. 基本目標の設定について	31
第4章 具体的な取組について	32
基本目標Ⅰ「啓発～意識づくり～」	32
基本方針1：地域福祉意識の向上	32
基本目標Ⅱ「環境～居場所づくり～」	38
基本方針1：拠点施設の活用	38
基本方針2：安心・安全な体制づくりの構築	43
基本方針3：福祉サービスの充実	49
基本目標Ⅲ「連携～つながりづくり～」	53
基本方針1：地域住民等による相互の連携	53
基本方針2：包括的な相談支援体制の構築	56
第5章 計画の推進について	58
1. 計画の推進について	58

資料編	59
1. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	60
2. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	62
3. 古賀市地域福祉計画素案検討委員会	63
4. 古賀市地域福祉活動計画素案内部検討会（古賀市社会福祉協議会）	64
5. 第2期古賀市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の策定経過	64
6. 古賀市総合振興計画、保健福祉部個別計画等の計画の期間	65
7. 小学校区、自治会（行政区）別人口集計表（2018年3月末時点）	66
8. 井戸ばた座談会での市民の声【自治会（行政区）別スローガン】	69
9. これまでの社協の主な取組（2019年3月末時点）	72
10. これまでの古賀市の主な取組（2019年3月末時点）	81
11. 2017年度古賀市まちづくり出前講座実施状況	94
12. 社協ボランティアセンター登録団体	96
13. 当事者団体紹介	99
14. つながりひろば（市民活動支援センター）市民活動登録団体【抜粋】	100
15. 用語集	102

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

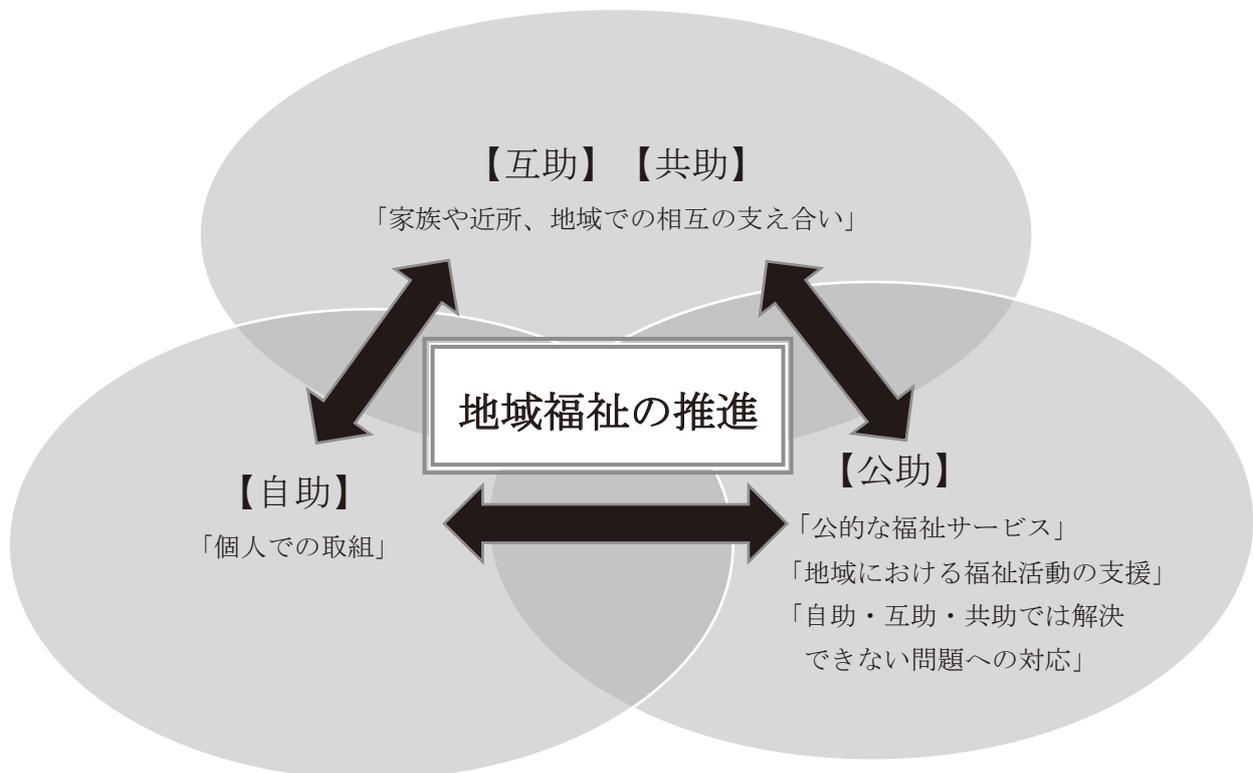
地域社会を取り巻く現状は、年々少子高齢化や核家族化が進行し、価値観や家族のあり方等について多様化が進んでいます。それに伴い、認知症や虐待、孤立死、引きこもりをはじめとした複雑・多様化した課題が増加しています。

このような状況の下、公的な福祉サービスだけでは複雑・多様化した課題に対応することが困難になってきています。これらの課題に対して、「自分でできることは自分でする（自助）」、「家族や近隣の身近な人間関係の中での支え合い・助け合い（互助）」、「地域におけるさまざまな団体による支え合い・助け合い（共助）」、「行政機関による公的な福祉サービスの提供や地域における福祉活動の支援（公助）」により、制度によるサービスの利用だけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、重層的な支え合い・助け合いの体制を構築していくことが求められています。

【図表1-1 参照】

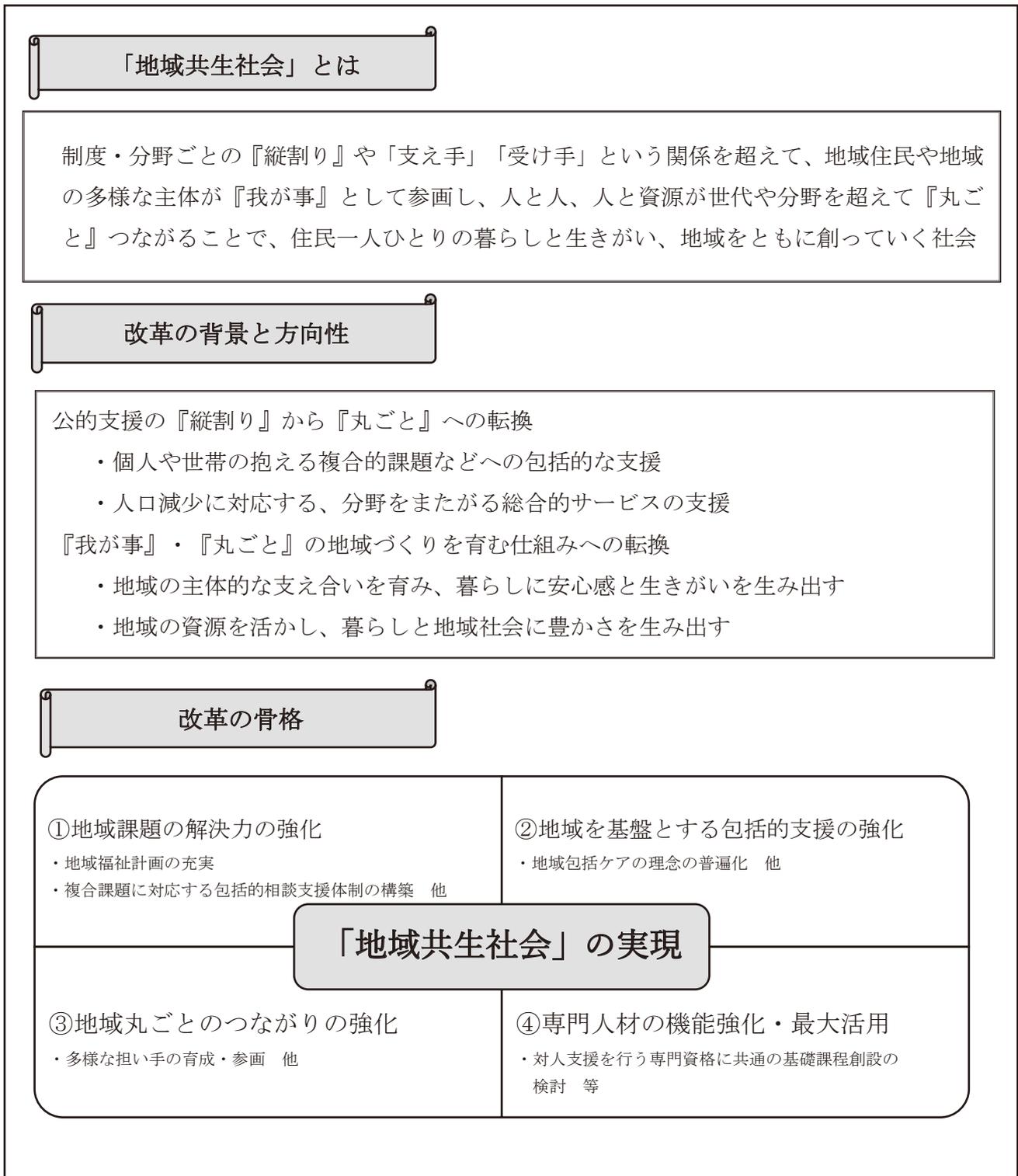
このように、誰もが住み慣れた地域で助け合い、支え合いながらいきいきと暮らせるよう、地域におけるさまざまな福祉の問題に地域住民や福祉関係者などが協力して取り組むことを「地域福祉」といい、地域福祉の推進が必要とされています。

【図表1-1：地域福祉の推進に向けた自助・互助・共助・公助の関係】



2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。【図表1-2参照】

【図表1-2：2017年に厚生労働省が示した「地域共生社会」の実現に向けた概要】



厚生労働省は、地域共生社会の実現に向けた改革の骨格として、「地域課題の解決力の強化」や「地域を基盤とする包括的支援の強化」をはじめとした柱を掲げています。「地域課題の解決力の強化」については、地域福祉計画の充実や複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備が示されています。また、「地域を基盤とする包括的支援の強化」については、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築することにより、切れ目のない支援を実現することをめざしています。

このように、地域共生社会の実現と地域福祉推進の目的には相通ずるものがあり、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が求められています。

2017年6月には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法の一部が改正され、同年12月には厚生労働省から地域福祉計画の策定についての通知が発出されました。

これらを踏まえて、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進する体制を構築していく必要があります。

社会福祉法の主な改正内容について

- (1) 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱えるさまざまな分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携により、その解決を図る旨を追加すること
- (2) 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする
- (3) 市町村は、市町村地域福祉計画を策定するよう努めることとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること

2. 古賀市地域福祉計画について

古賀市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得ながら、地域生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などに取り組むための総括的な計画であり、古賀市における地域福祉を推進していくため、第2期古賀市地域福祉計画を策定します。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3. 古賀市地域福祉活動計画について

社会福祉法第109条で地域福祉の推進団体として規定されている社会福祉法人古賀市社会福祉協議会（以下「社協」）が策定している古賀市地域福祉活動計画は、地域にあるさまざまな地域生活課題に対し、公的な福祉制度のみに頼らず住民の支え合いの実現をめざし、地域住民等が主体的に参加して策定する活動・行動計画であり、古賀市における地域福祉を推進していくため、第5次古賀市地域福祉活動計画を策定します。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4. 古賀市地域福祉計画と古賀市地域福祉活動計画の一体的策定

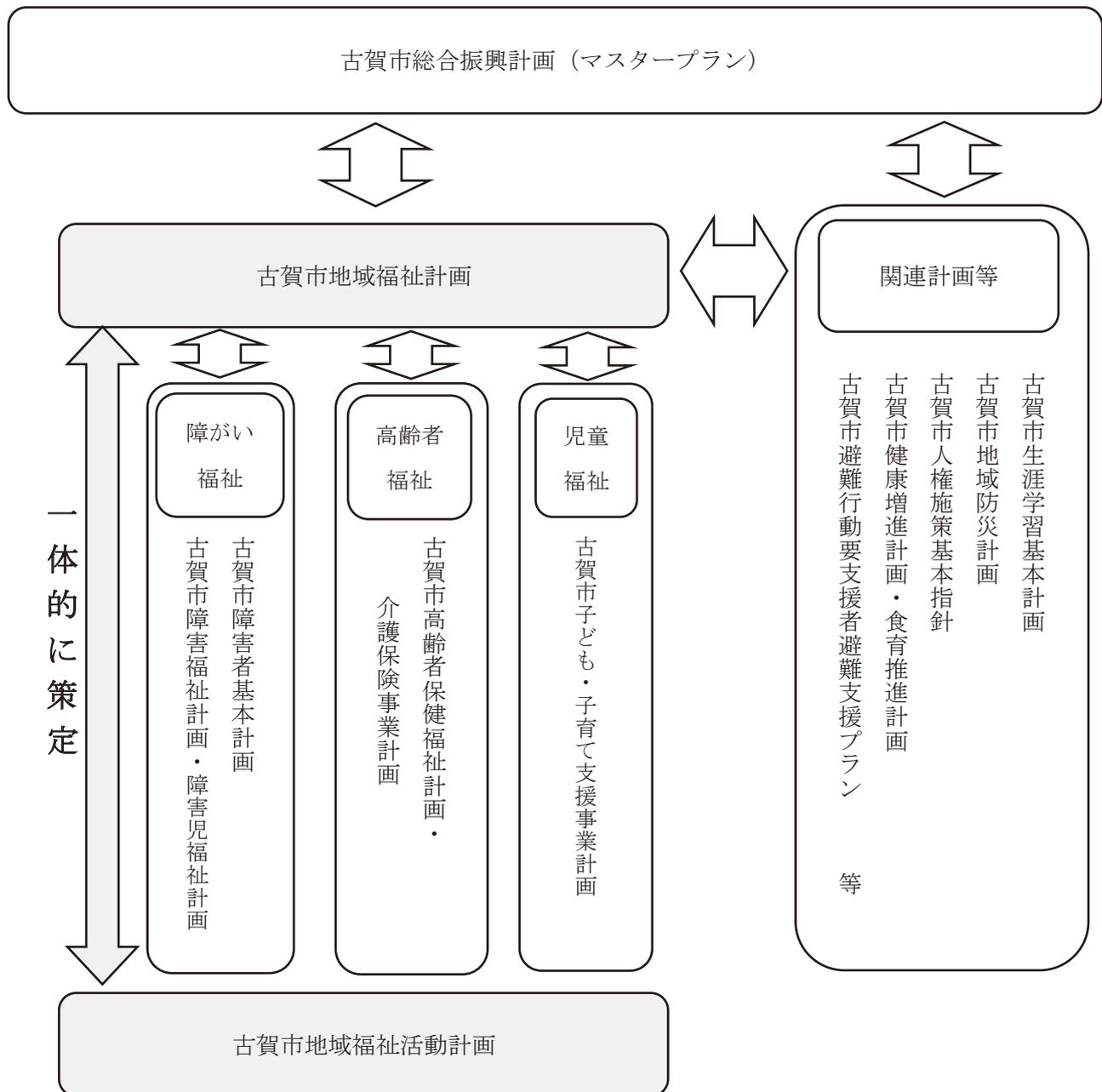
古賀市地域福祉計画と古賀市地域福祉活動計画は、「地域福祉の推進」という同じ目的を有しており、ともに地域住民等の参加を得て策定されるものであり、古賀市の地域福祉の推進における現状と課題を共有しながら一体的に策定することは非常に意義があります。古賀市と社協がそれぞれの役割を明確にしたうえで2つの計画がお互いに補完・補強し、より連携していくために、一体的に計画を策定します。

5. 計画の位置づけ

古賀市地域福祉計画は、古賀市総合振興計画（マスタープラン）を上位計画とし、古賀市障害者基本計画や古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画などの福祉分野における個別計画の上位計画として位置づけます。

また、福岡県地域福祉支援計画を勘案するとともに、古賀市生涯学習基本計画や古賀市地域防災計画、古賀市人権施策基本指針など関連する個別計画等との整合性を図ります。【図表1-3参照】

【図表1-3：古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画とその他の計画の関連図】



6. 計画の基本理念

2007年度に策定した第1期古賀市地域福祉計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができるまちづくりをめざし、「こまったときはお互いさま、たより合えるまち」を基本理念として掲げています。

この基本理念は、古賀市における地域福祉推進の基本的な方向性を定めたものであることから、これを継承し、市民、社協、古賀市が一体となって地域福祉を推進します。

7. 計画の期間

第2期古賀市地域福祉計画と第5次古賀市地域福祉活動計画の計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とし、社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

また、保健福祉部福祉課が主体となり、社協や庁内関係課等と連携し毎年進捗状況の確認を行うとともに、今後の課題について検討を行います。

8. 計画の策定体制

計画の策定にあたり、庁内関係課職員などで構成された古賀市地域福祉計画素案検討委員会及び社協において計画の基本理念及び施策の検討を行い、古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会で審議を行いました。

また、幅広い意見を聴取するため、2019年1月からパブリック・コメント（市民意見公募手続）を実施しました。



古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会

第2章 古賀市の現状について

1. 各種統計における古賀市の現状について

(1) 人口について

人口総数は、この5年間で微増しており、その内、高齢者人口については年々増加しています。

【図表2-1～3参照】2018年3月末時点における自治会（行政区）別の人口内訳をみると、年少人口割合が10%以下の自治会（行政区）が9自治会（行政区）、高齢化率が40%以上の自治会（行政区）が6自治会（行政区）あります。【資料編66～68ページ参照】

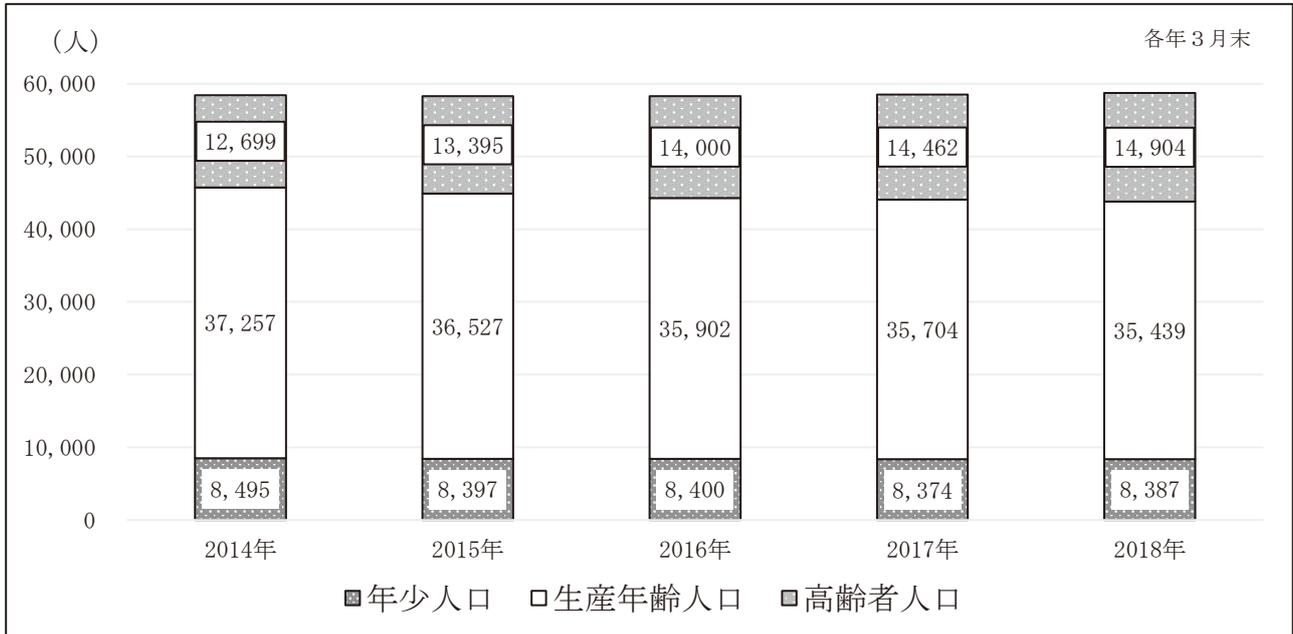
今後の人口推計については、年少人口率及び生産人口率が下がる一方で高齢化が進み、人口は微減していくと予測されます。【図表2-4参照】

【図表2-1：古賀市の人口推移、全国及び福岡県の高齢化率】 (単位：人)

	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末
人口総数	58,451	58,319	58,302	58,540	58,730
年少人口（～14歳）	8,495	8,397	8,400	8,374	8,387
年少人口割合	14.5%	14.4%	14.4%	14.3%	14.3%
生産年齢人口（15歳～64歳）	37,257	36,527	35,902	35,704	35,439
生産年齢人口割合	63.8%	62.6%	61.6%	61.0%	60.3%
高齢者人口（65歳～）	12,699	13,395	14,000	14,462	14,904
高齢化率	21.7%	23.0%	24.0%	24.7%	25.4%
【参考】全国高齢化率 (9月30日現在)	26.0%	26.7%	27.3%	27.7%	-
【参考】福岡県高齢化率 (9月30日現在)	24.9%	25.9%	26.2%	26.4%	-

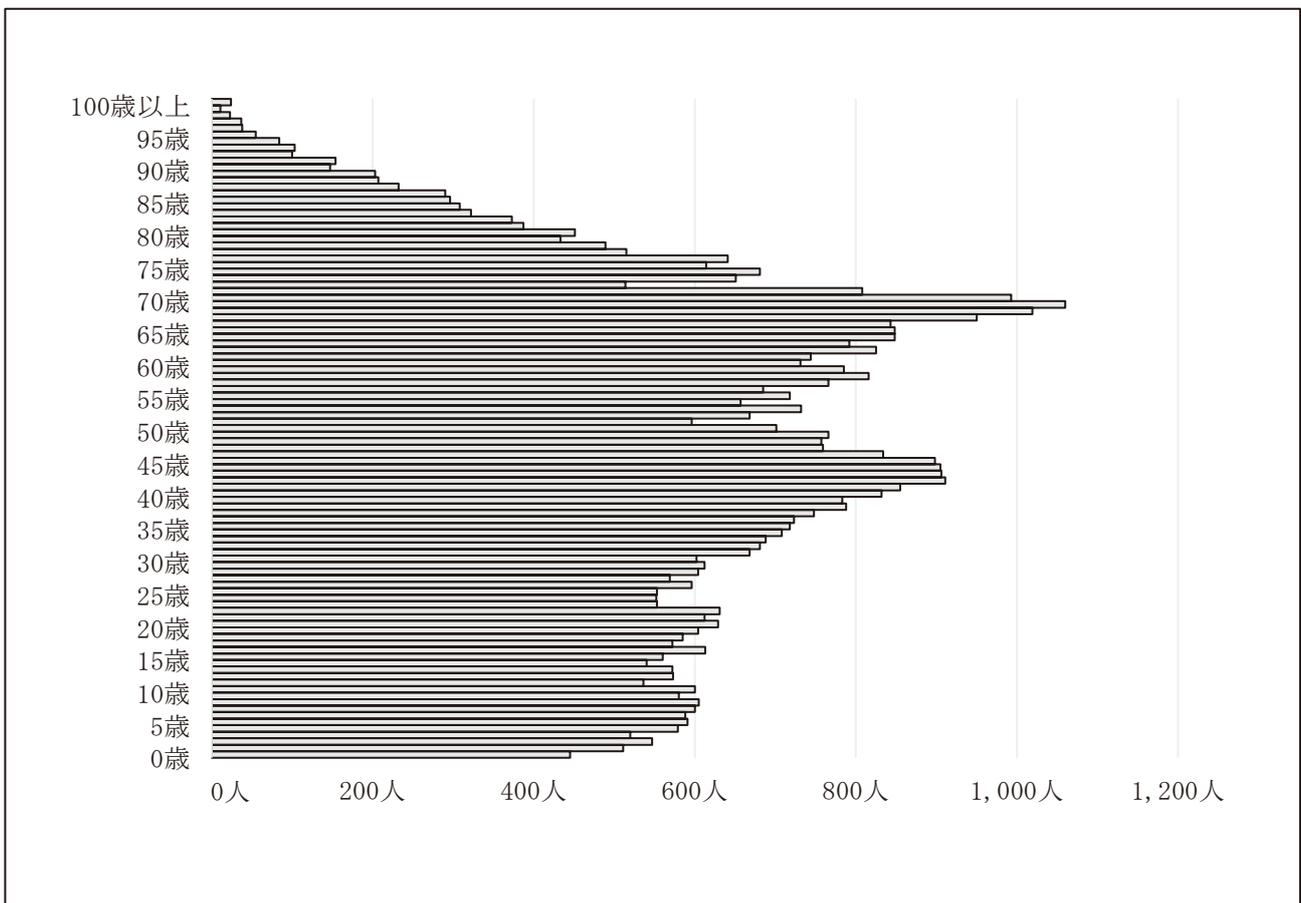
(住民基本台帳、古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画2018～2020年度)

【図表2-2：古賀市の人口推移（グラフ）】



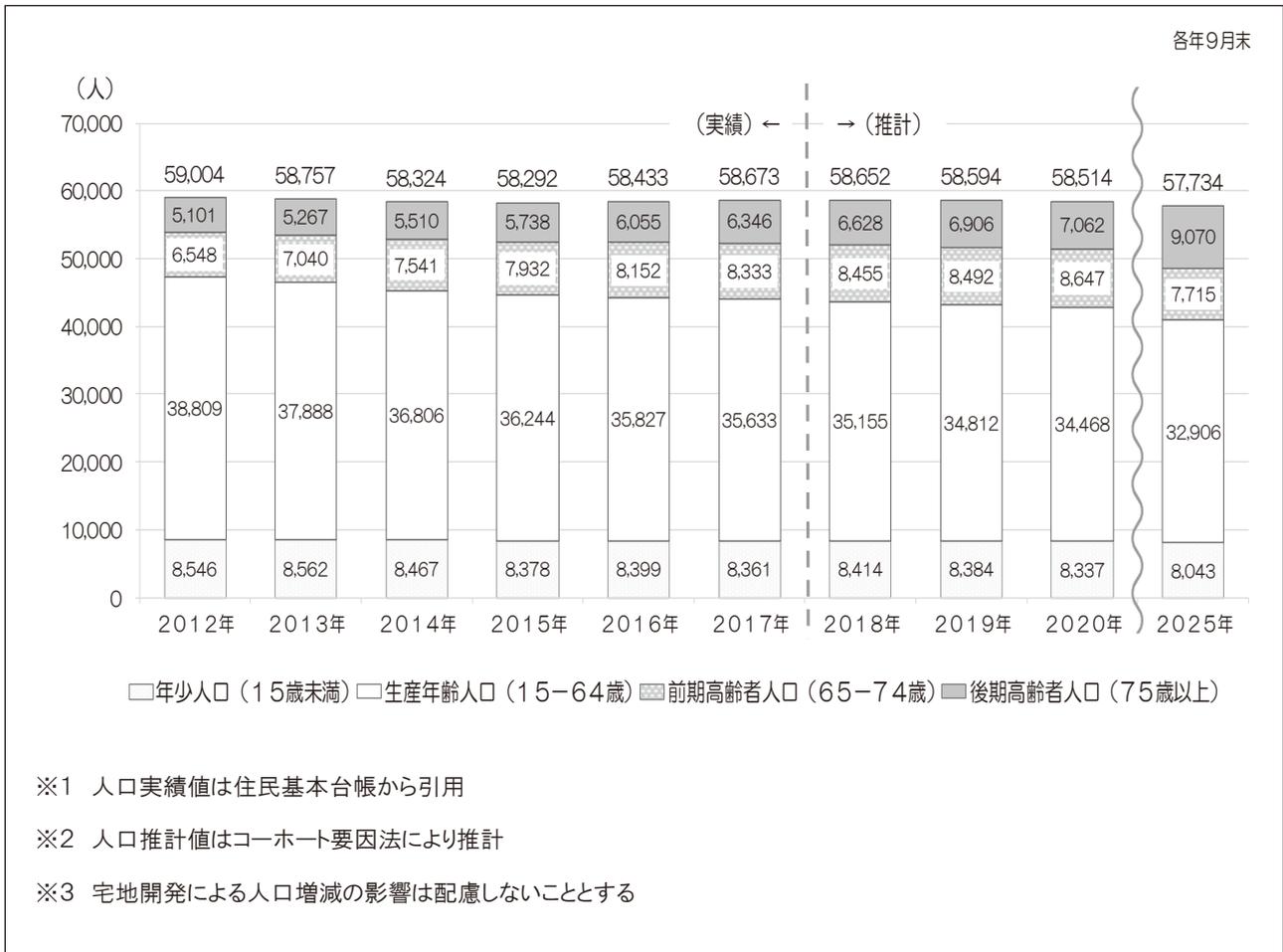
(住民基本台帳、古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画2018～2020年度)

【図表2-3：古賀市の人口ピラミッド（2018年3月末）】



(住民基本台帳)

【図表 2 - 4 : 年齢区分別人口推計結果】



(古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画2018～2020年度)

(2) 世帯状況について

世帯状況は、核家族化（B、C、D、E）が進行しており、ひとり親世帯数（D、E）も増加しています。【図表2-5参照】

また、高齢者世帯についても年々増加しています。【図表2-6参照】

【図表2-5：世帯状況内訳】

(単位：世帯)

		2005年度	2010年度	2015年度	
親族世帯 ^{※1} 総数 (A) A = B + C + D + E + F		15,292	16,221	16,318	
親族世帯 内訳	核 家族	夫婦のみ (B)	3,697	4,438	4,961
		夫婦と子ども (C)	7,563	7,579	7,248
		男親と子ども (D)	253	299	295
		女親と子ども (E)	1,730	1,955	2,006
	その他の親族世帯 (F)	2,049	1,950	1,808	
非親族世帯 ^{※2} (G)		104	189	184	
単独世帯 (H)		4,349	5,075	5,785	
一般世帯総数 (I) I = A + G + H		19,745	※ ³ 21,485	※ ³ 22,289	

(国勢調査)

※1 2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にある人のみで構成される世帯

※2 2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にない人を含んで構成される世帯

※3 世帯の家族類型「不詳」を含む

【図表2-6：高齢者世帯内訳】

(単位：世帯)

		2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末
一般世帯総数		23,748	23,956	24,175	24,517	24,858
高齢者を含む世帯総数		8,975	9,382	9,761	10,082	10,370
高齢者を含む世帯 内訳	高齢者 単身世帯	2,799	2,992	3,098	3,278	3,430
	高齢者夫婦 世帯 [※]	2,863	3,017	3,214	3,305	3,409
	高齢者 同居世帯	3,313	3,373	3,449	3,499	3,531

※夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯

(住民基本台帳)

(3) 要介護認定者数について

2017年3月末の要介護認定者数は、2016年度に古賀市で介護予防・日常生活支援総合事業^{※1}を開始したことにより一時的に減少したものの、増加傾向にあります。全国や福岡県の要介護認定率と比べると低い値となっています。【図表2-7～8参照】

要介護（支援）の新規認定に至った原因疾病を見ると、認知症が最も多く、全体の3割以上を占めています。【図表2-9参照】

【図表2-7：要介護認定者数】

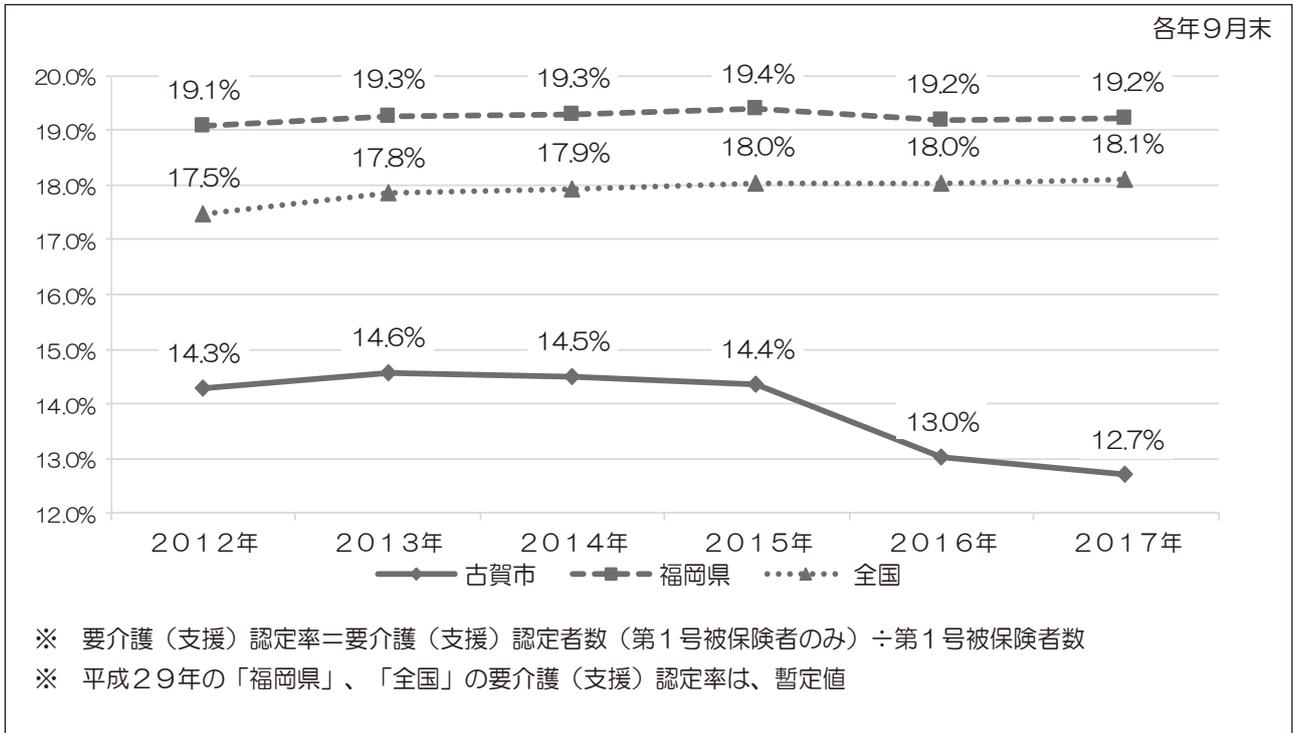
(単位：人)

		2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末	
要介護認定者数計		1,887	1,966	2,020	1,835	1,923	
内 訳	要介護 ^{※2} 内訳	要介護5	147	164	157	154	177
		要介護4	255	234	275	269	262
		要介護3	215	250	237	261	279
		要介護2	312	320	351	334	370
		要介護1	288	284	325	327	392
		要介護計	1,217	1,252	1,345	1,345	1,480
	要支援 ^{※3} 内訳	要支援2	377	433	418	335	332
		要支援1	293	281	257	155	111
		要支援計	670	714	675	490	443
介護予防・日常生活支援 総合事業対象者数		-	-	-	272	339	
介護保険サービス、 総合事業利用者数		1,548	1,651	1,722	1,632	1,543	

(介護支援課)

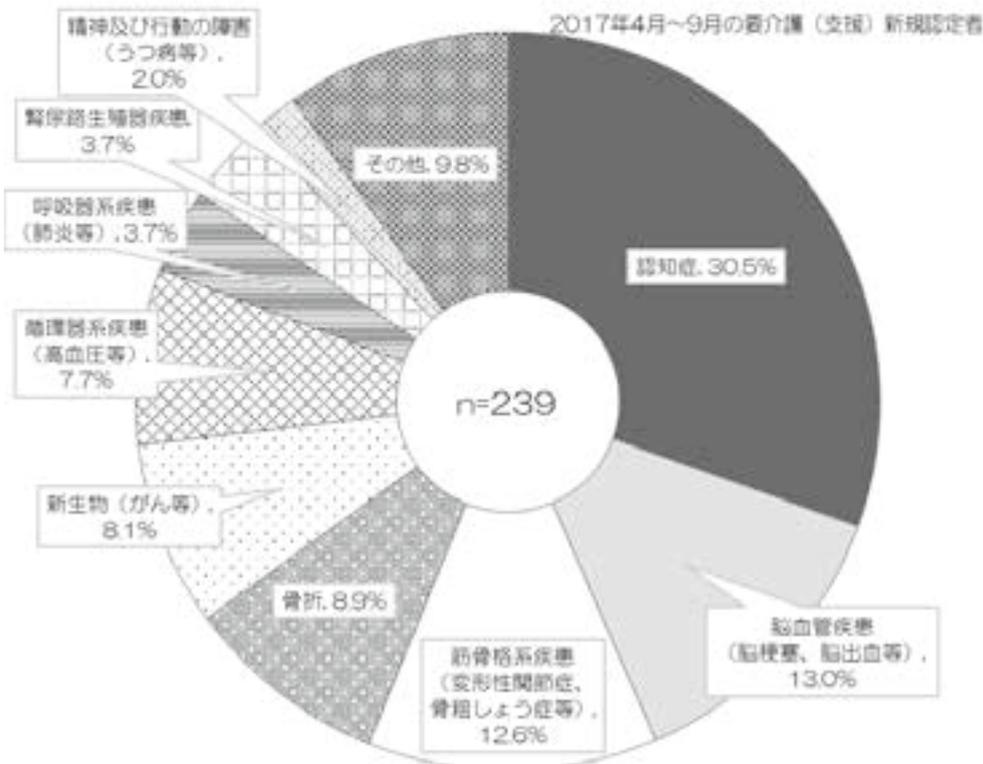
- ※1 「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」の2事業を行うことにより、その人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスなどを提供し、介護予防と日常生活の自立を支援する事業。
- ※2 介護保険の対象者で、介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など。
- ※3 介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など。

【図表 2-8 : 全国・福岡県との要介護認定率の比較】



(古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画2018～2020年度)

【図表 2-9 : 要介護（支援）新規認定者の原因疾病】



(古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画2018～2020年度)

(4) 障害者手帳取得状況について

障害者手帳取得件数は、年々増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳の取得件数については、この5年で1.5倍以上増加しています。【図表2-10参照】

【図表2-10：障害者手帳取得状況】

(単位：件)

	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末
身体障害者手帳	2,042	2,088	2,100	1,999	1,996
療育手帳	370	392	403	444	462
精神障害者保健福祉手帳	290	298	322	439	475
計	2,702	2,778	2,825	2,882	2,933

(福祉課)

(5) 生活保護受給世帯数について

生活保護受給世帯数は、年々微増しています。保護率については、福岡県と比べて低い値となっています。【図表2-11参照】

【図表2-11：生活保護受給世帯数】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
世帯数(世帯)	473	478	494	497	498
人員(人)	697	689	716	706	699
保護率※(%)	1.19	1.18	1.24	1.22	1.20
福岡県保護率※(%)	2.61	2.60	2.58	2.54	2.50

(福岡県の生活保護)

※4月～翌3月までの12か月分の数値を算出した後、12で除して算出した値

(6) 保育所等の入所等人数について

2018年5月1日現在、古賀市内には公立保育所が1か所、私立保育園が8か所、小規模保育施設が2か所、幼稚園が4か所、認定子ども園が1か所あり、待機児童数は0人です。入所等人数については、年々増加しています。【図表2-12参照】

【図表2-12：保育所等の入所等人数】

(単位：人)

	2014年 5月1日	2015年 5月1日	2016年 5月1日	2017年 5月1日	2018年 5月1日
公立保育所	227	236	129	135	131
私立保育園	847	920	1,084	994	1,037
小規模保育施設	-	-	-	1	27
幼稚園	1,320	1,311	1,342	1,318	1,359
認定こども園	-	-	-	136	132
計	2,394	2,467	2,555	2,584	2,686

(学校教育課・子育て支援課)

(7) 小中学校児童生徒数について

古賀市内には小学校が8校、中学校が3校あります。児童生徒数については、全体として増加傾向にあります。【図表2-13参照】

【図表2-13：小中学校児童生徒数】

(単位：人)

	2014年 5月1日	2015年 5月1日	2016年 5月1日	2017年 5月1日	2018年 5月1日
小学校児童数	3,284	3,325	3,405	3,446	3,474
中学校生徒数	1,694	1,670	1,643	1,584	1,597
計	4,978	4,995	5,048	5,030	5,071

(学校教育課)

(8) 児童扶養手当受給世帯数について

児童扶養手当受給者世帯数は、全体として減少傾向にあります。【図表2-14参照】

また、2018年3月末時点における児童扶養手当受給者世帯の状況は、離婚や未婚の割合が高くなっています。【図表2-15参照】

【図表2-14：児童扶養手当受給世帯数】

(単位：世帯)

	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末
受給世帯数	589	528	562	543	544

(子育て支援課)

【図表2-15：児童扶養手当受給者世帯の状況】

(単位：世帯)

	離婚	死別	未婚	障がい	遺棄	養育者	その他※	計
母子世帯数	443	3	58	3	0	2	16	525
父子世帯数	17	1	0	1	0	0	0	19
計	460	4	58	4	0	2	16	544

(子育て支援課)

※きょうだい児童の状況がそれぞれ異なる場合や、いずれの項目にも該当しない場合

2. 井戸ばた座談会における古賀市の現状について

2018年6月から8月にかけて、「“助けて”が言える、“助けて”をキャッチできるご近所、地域とは？」をテーマに社協と古賀市の共同開催で小学校区ごとに井戸ばた座談会を開催しました。

【図表2-16参照】

【図表2-16：井戸ばた座談会開催状況】

(単位：人)

小学校区名	日時	開催場所	参加人数
千鳥校区	6月20日 13:00～	古賀市社会福祉センター千鳥苑	※102
西校区	6月22日 10:00～	リーバスプラザこが	59
東校区	7月11日 10:00～	サンコスモ古賀	56
花鶴校区	7月12日 10:00～	リーバスプラザこが	80
小野校区	7月18日 10:00～	サンコスモ古賀	38
舞の里校区	7月22日 14:00～	舞の里2区集会所	38
花見校区	7月25日 10:00～	花見南区公民館	42
青柳校区	8月1日 19:00～	町川原1区公民館	77
計			492

※8月18日に高田区集会所で開催された井戸ばた座談会参加者数19人を含む

(1) 井戸ばた座談会について

井戸ばた座談会では、計画の基本理念である「こまったときはお互いさま、たより合えるまち」を実現するため、「“助けて”が言える、“助けて”をキャッチできるご近所、地域とは？」をテーマに、困りごとを他人ごとではなく、自分自身のこととして考えるきっかけづくり、意識づくりをめざし、自治会（行政区）ごとに分かれてグループワークを行いました。

グループワークでは、8小学校区計61グループに分かれ、「助けた・助けられたエピソード」「地域でこんなこと困っています」「こんな関係（“助けて”を言える）があったらいいな」「私たちにできる助け合い活動」の4項目について意見交換を行いました。【図表2-17～21参照】

地域で支え合う環境づくりについて意見交換する中で、「日頃からの声掛け、あいさつがとても大切である」との意見が多くあり、「地域で顔なじみの関係をつくること」がテーマ解決のキーワードになりました。

【井戸ばた座談会の進行について】

① 井戸ばた座談会の説明



地域やご近所での良いところや困ったところ等を「語り合い」、どんな「場所（活動）」があれば地域で支えあっていけるのか、「何をすれば」地域活動がより充実していくか意見を交換することによって地域を盛り上げていく「きっかけづくり」「意識づくり」をめざして井戸ばた座談会を開催していることを説明しました。



② グループワーク



自治会（行政区）ごとに分かれてグループワークを行い、「助けた・助けられたエピソード」「地域でこんなこと困っています」「こんな関係（“助けて”を言える）があつたらいいな」「私たちにできる助け合い活動」の4項目について意見交換を行いました。

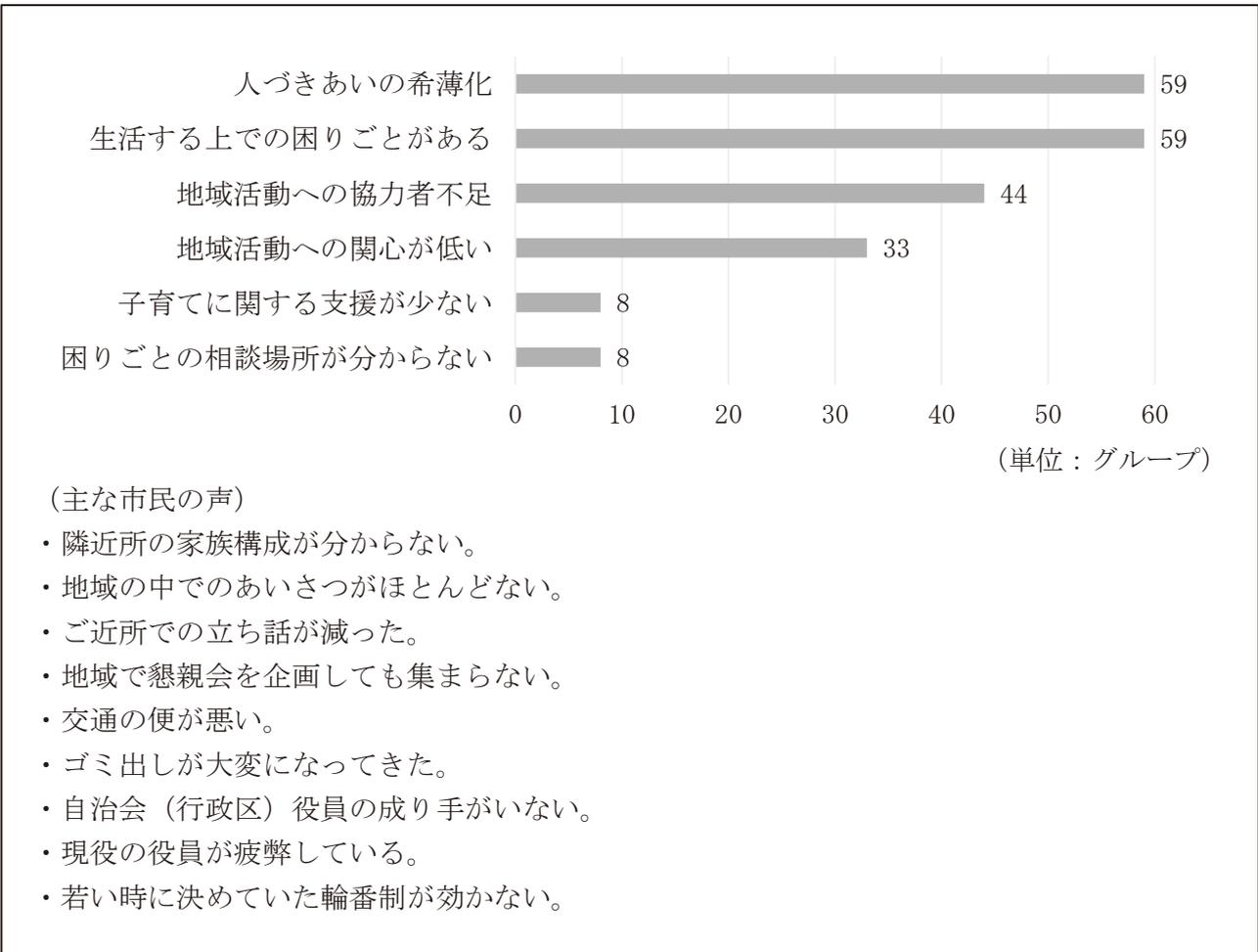


③ スローガンの発表

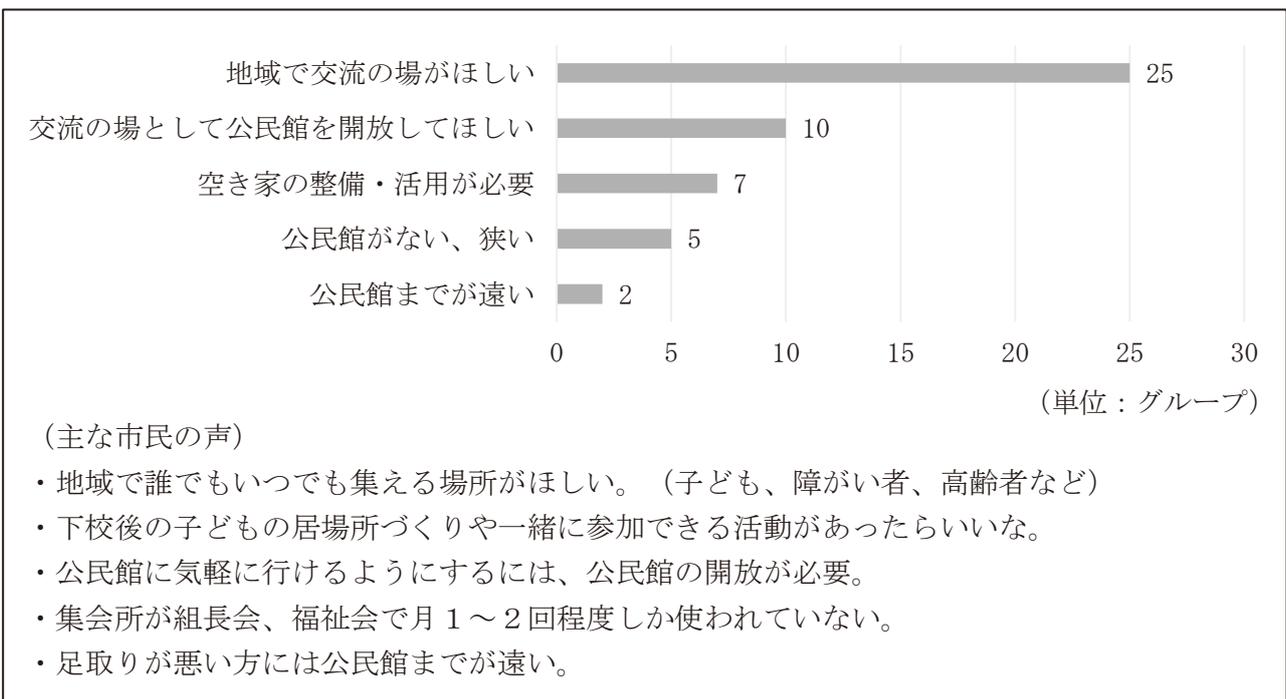


グループワークで出た意見をまとめて、地域としてできることをスローガンとして発表し、自治会（行政区）ごとの地域生活課題とその解決に向けた取組について全体で共有しました。

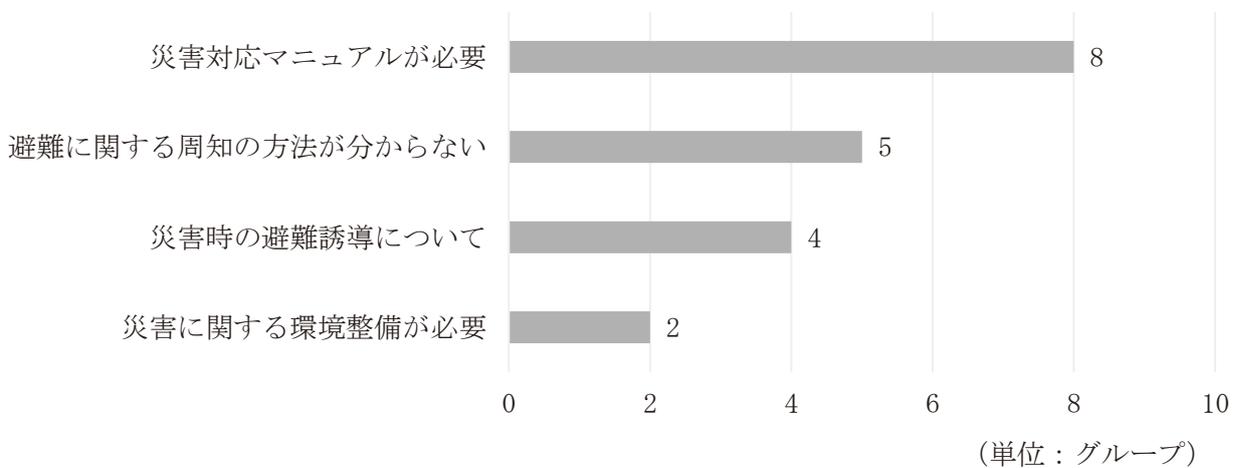
【図表2-17：地域での困りごとに関する市民の声】



【図表2-18：地域における交流の場に関する市民の声】



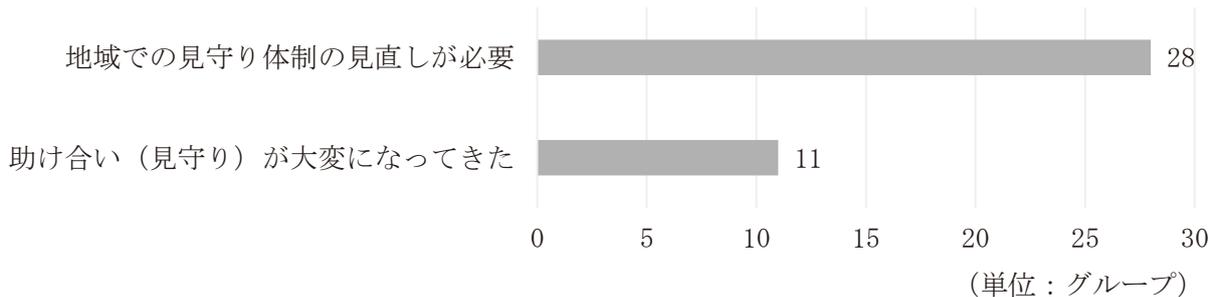
【図表 2-19：地域での防災体制に関する市民の声】



(主な市民の声)

- ・自治会（行政区）の中で要支援者が誰か分からない。
- ・災害時の避難場所が分からない。
- ・災害時等の情報の伝達方法が徹底されていない。
- ・非常放送が聞き取りにくい、こだまする、音が小さい、鳴ったと思ったら終わってしまった。
- ・非常食も災害があると準備するが、一時的なものになってなかなか継続して実行できない。

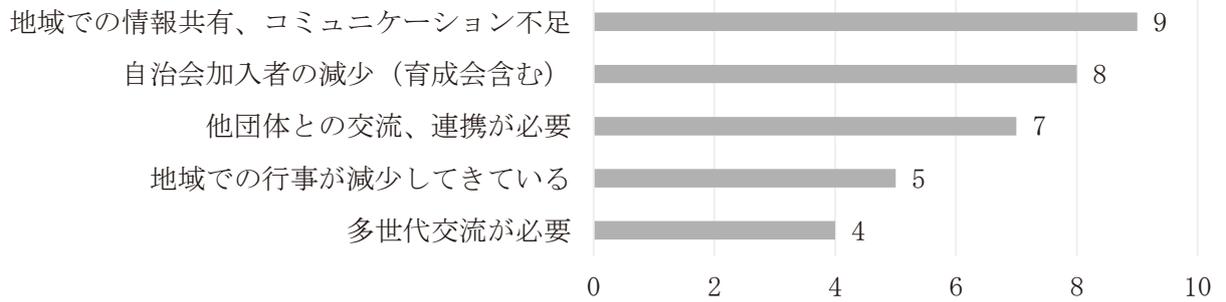
【図表 2-20：地域の見守りに関する市民の声】



(主な市民の声)

- ・認知症があるひとり暮らしの高齢者がいる。家族とも離れている。どこまで関わればよいのか分からない。
- ・見守りに関して双方の理解、協力が必要。（長期に出掛ける時はご近所に伝えるなど）
- ・福祉会として地域にどのような課題があるのか分からない。
- ・10年前より独居高齢者が増えている。

【図表2-21：つながりづくりに関する市民の声】



(主な市民の声)

(単位：グループ)

- ・多くの世代が集まって交流する時間、場所が必要。(地域活動に興味をもってほしい)
- ・地域のいろいろな会が「一緒になって活動を」と思うがなかなか難しい。
- ・自治会(行政区)の中でしっかりコミュニケーションがとれる場をつくり、そこで地域の課題の集約をしていく必要がある。
- ・人口減少で財源も減り、地域活動も徐々に行われなくなった。(スポーツ大会などの廃止)
- ・地域にとって大切な情報が入ってこない。
- ・近所で顔を見ながら話すことが減ってきた。

(グループワークにおけるその他の意見)

【権利擁護に関する市民の声】

- ・プライバシー重視のための見えない現実がある。
- ・近くに相談できる親戚、知人、友人がいない。
- ・異常の発見が難しい。安否確認で訪問しても、顔を出そうとしてくれない。
- ・ごみ屋敷でも本人の了解が得られないと片付けができない。
- ・助けを必要としている人はなかなか声に出せない。

【福祉サービス等に関する市民の声】

- ・介護サービスを利用してごみをだしてもらっている人がいる。
- ・気になることについてどこに相談していいかわからない。
- ・ワンコインで食事ができる場所が欲しい。
- ・地域の施設等と交流し、専門的な情報が欲しい。
- ・保育園の子どもたちと交流できたらいいな。

【相談支援体制に関する市民の声】

- ・近所の人困った時にどこに相談していいかわからない時がある。
- ・SOSを発信しやすい仕組みづくり(複雑ではない難しくない仕組み)が必要。
- ・地域で対応できないケースを行政に相談する仕組みが必要。

グループワーク終了後、解決に向けた今後の取組について、グループごとにスローガンを発表しました。スローガンの発表を通じて、全体で地域の現状や課題を共有するとともに、その解決に向けた具体的な取組についても共有することができました。

このように、井戸ばた座談会では、地域生活課題の共有とその解決に向けた貴重な話し合いの場となっています。

これからの地域福祉を推進していくためにも、市民、社協、古賀市が連携を図りながら、引き続き井戸ばた座談会を開催し、三者で地域生活課題を共有するとともに、その解決に向けた取組を推進していきます。

(主なスローガン※について)

- ・あいさつはコミュニケーションの第一歩
- ・声かけよう「おはよう、げんき！！、こんにちは」
- ・できる時に、できる人が、できることを！！
- ・大事にしよう、お隣さん！！何かあったらお隣さん 何でもかんでもお隣さん
- ・放っとかないよ 頼ってね！

※その他のスローガンは【資料編69～71ページに掲載】

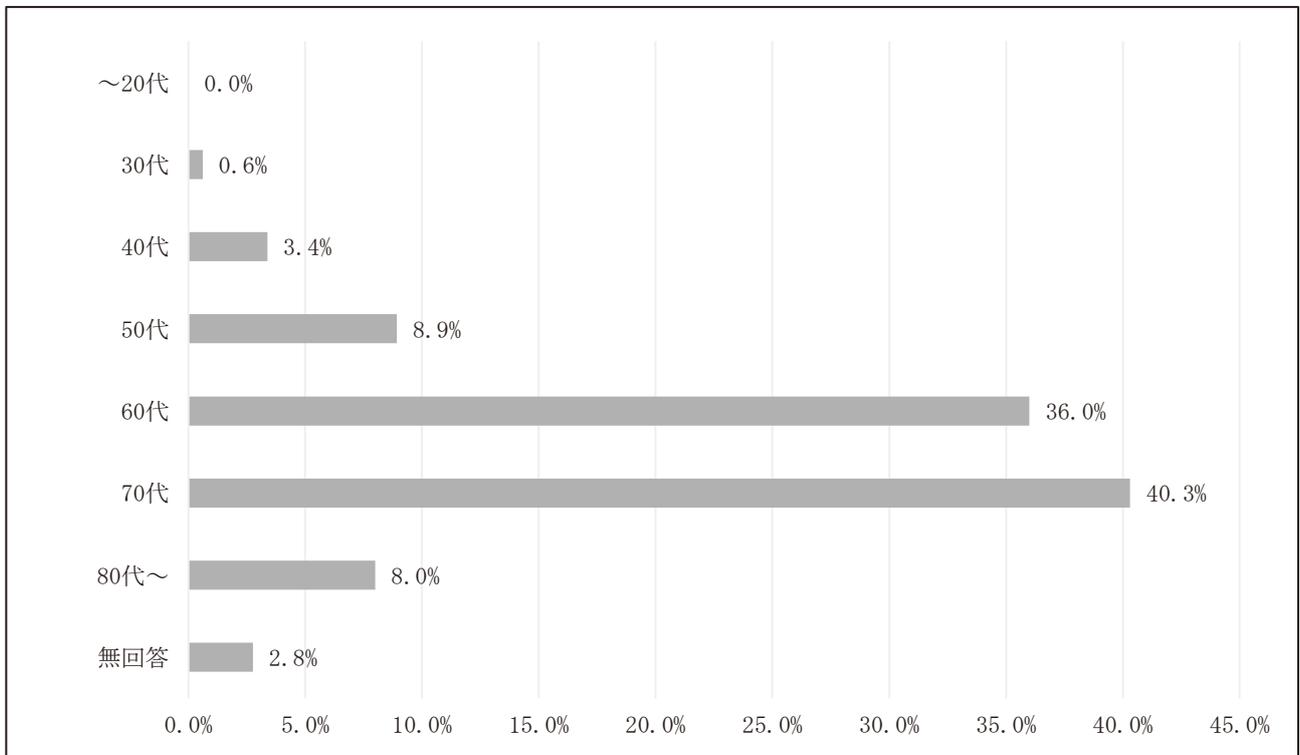
(2) 井戸ばた座談会アンケートについて

井戸ばた座談会の参加者を対象に、地域福祉に関するアンケートを実施しました。492人中、325人の回答があり、アンケート回収率は66.1%となりました。

問1 あなたの年齢について、次の中から1つ選んでください。

今回の井戸ばた座談会の参加者は60代、70代の人を中心となっている一方、20代～50代の人参加が少なくなっています。

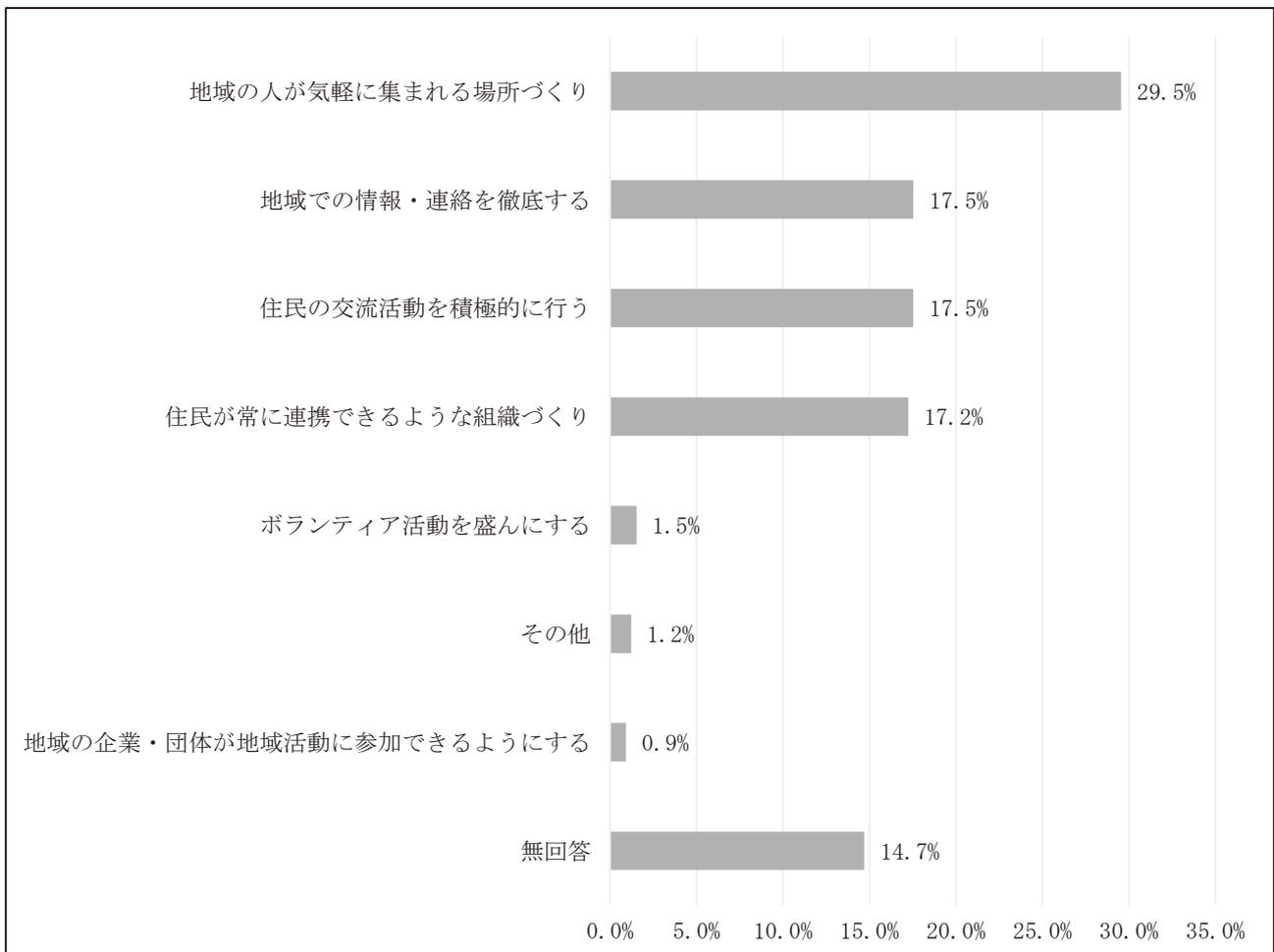
【図表2-22：年齢について】



問2 住民が協力し合うにはどんなことが重要だと思いますか。次の中から1つ選んでください。

「地域の人が気軽に集まれる場所づくり」の割合が最も高く、次いで「地域での情報・連絡を徹底する」「住民の交流活動を積極的に行う」「住民が常に連携できるような組織づくり」と続いています。

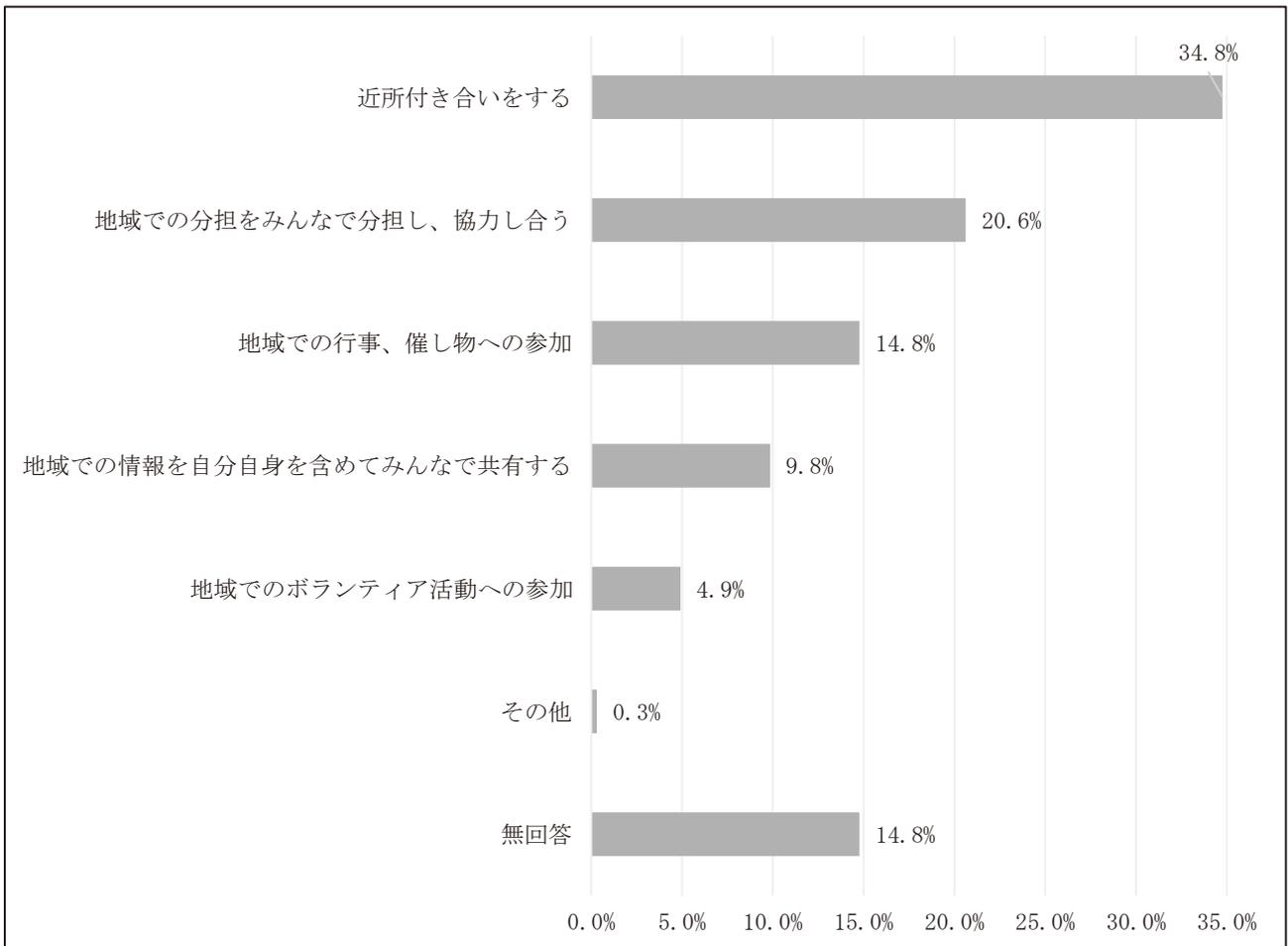
【図表2-23：協力し合うにはどんなことが最も重要か】



問3 助け合い・支え合いの地域づくりを推進するため、「あなた自身の役割」として何が重要だと考えますか。次の中から1つ選んでください。

「近所付き合いをする」の割合が最も高く、次いで「地域での分担をみんなで分担し、協力し合う」「地域での行事、催し物への参加」と続いています。

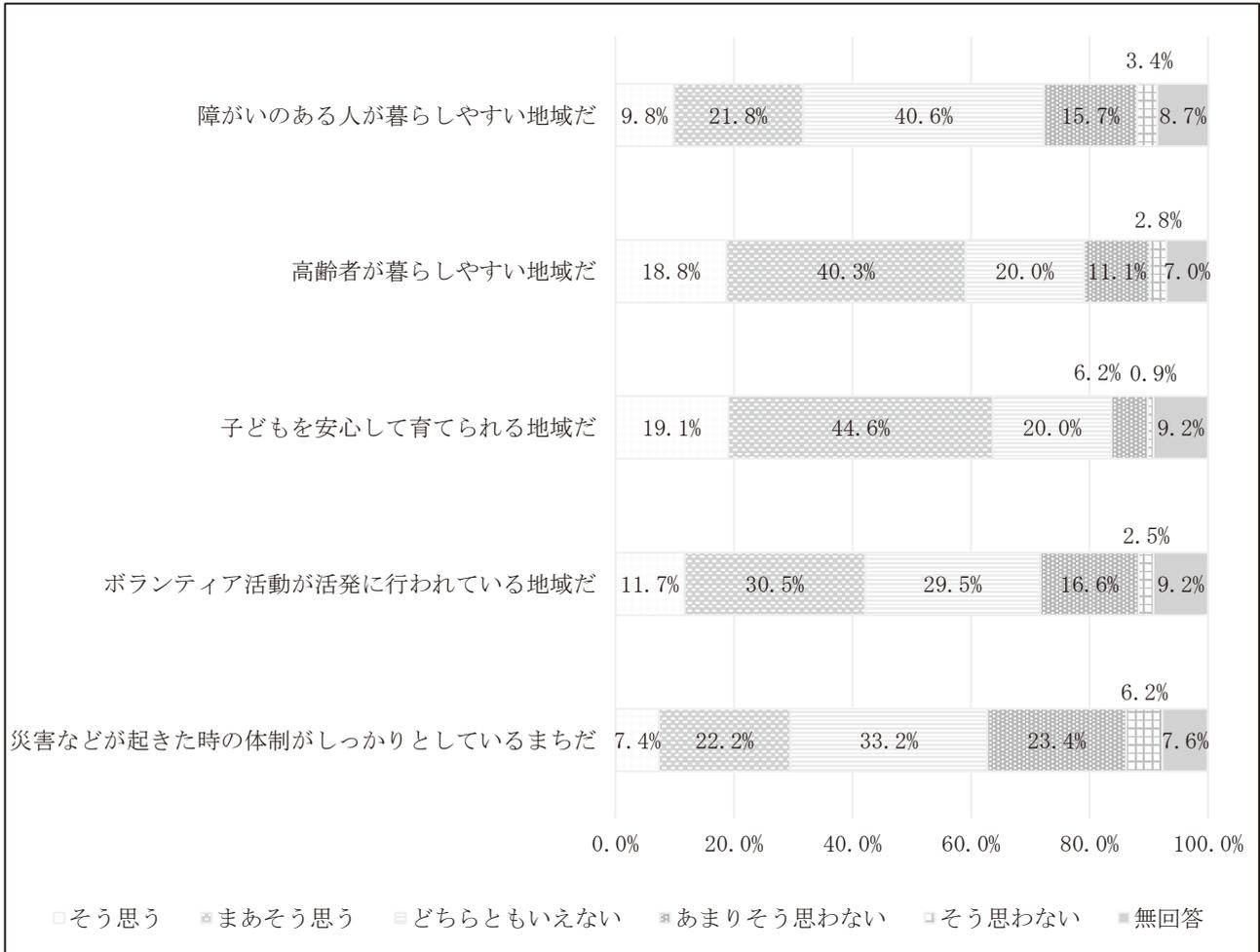
【図表2-24：助け合い・支え合いの地域づくりを推進するための重要な役割について】



問4 日常生活・地域福祉について思っていることを1つ選んでください。

「災害などが起きた時の体制がしっかりとしているまちだ」の質問については、「あまりそう思わない」「そう思わない」の割合が他の質問と比べて高くなっています。

【図表2-25：日常生活・地域福祉について思っていること】

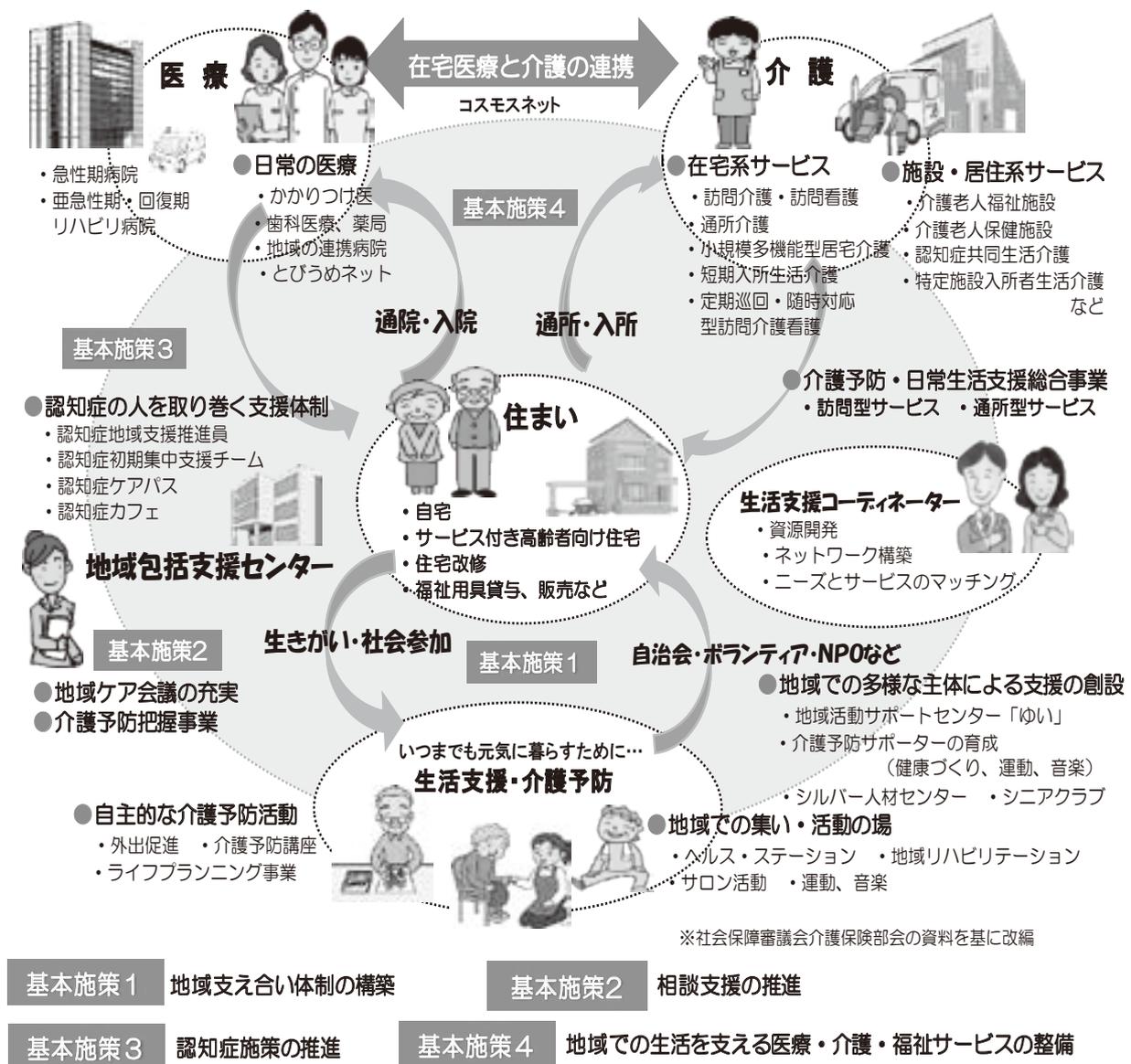


第3章 施策の展開について

1. 包括的な支援体制の整備について

これまで厚生労働省は、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築や生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度における支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進してきました。古賀市においても、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができるまちづくりをめざし、各分野においてさまざまな取組を実施していますが、その中でも高齢者福祉の分野では、2015年度の介護保険法の改正に伴い、古賀市版地域包括ケアシステムを構築し、先駆的に古賀市の地域福祉を推進しています。【図表3-1参照】

【図表3-1：古賀市版地域包括ケアシステム】

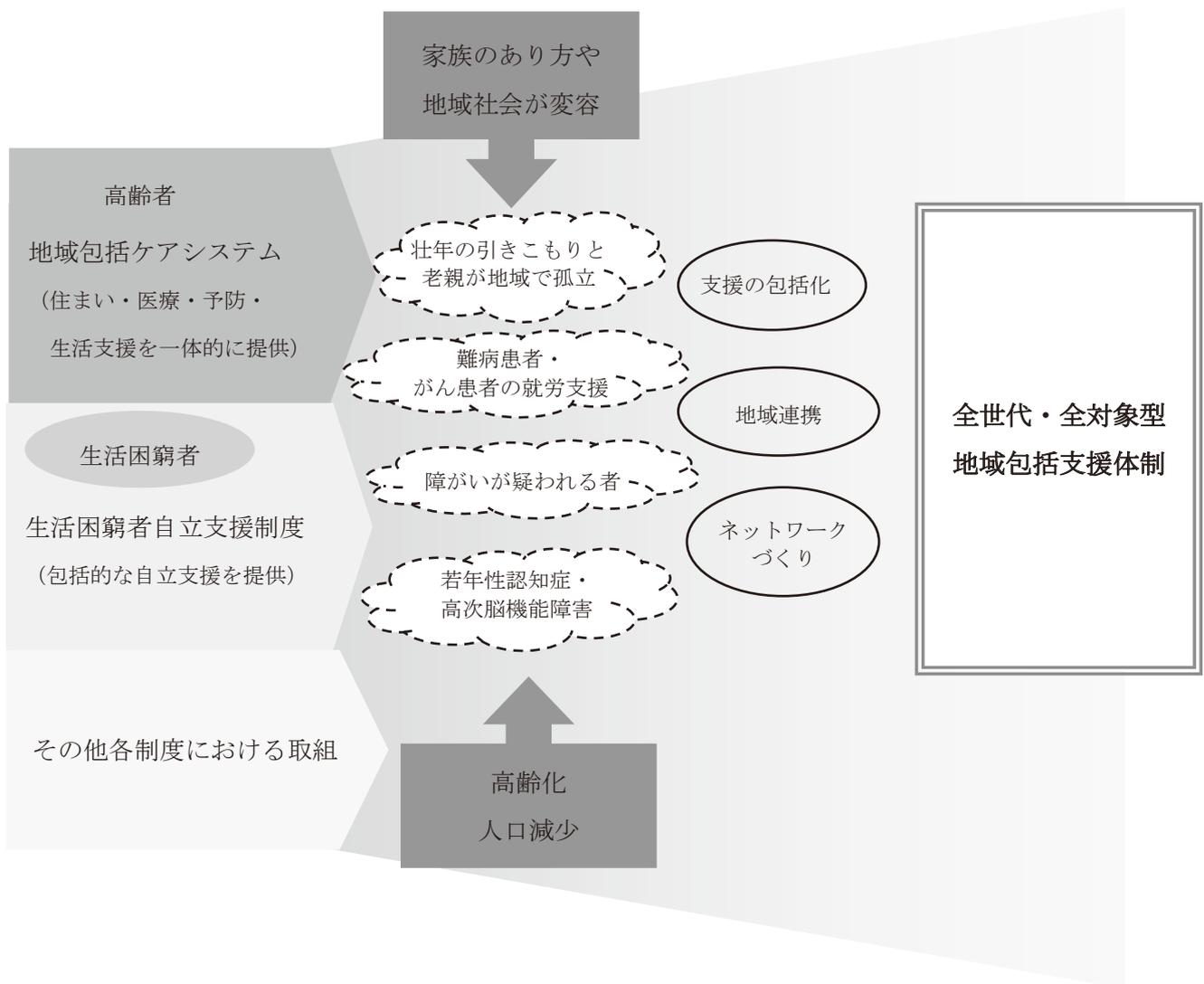


(古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2018～2020年度)

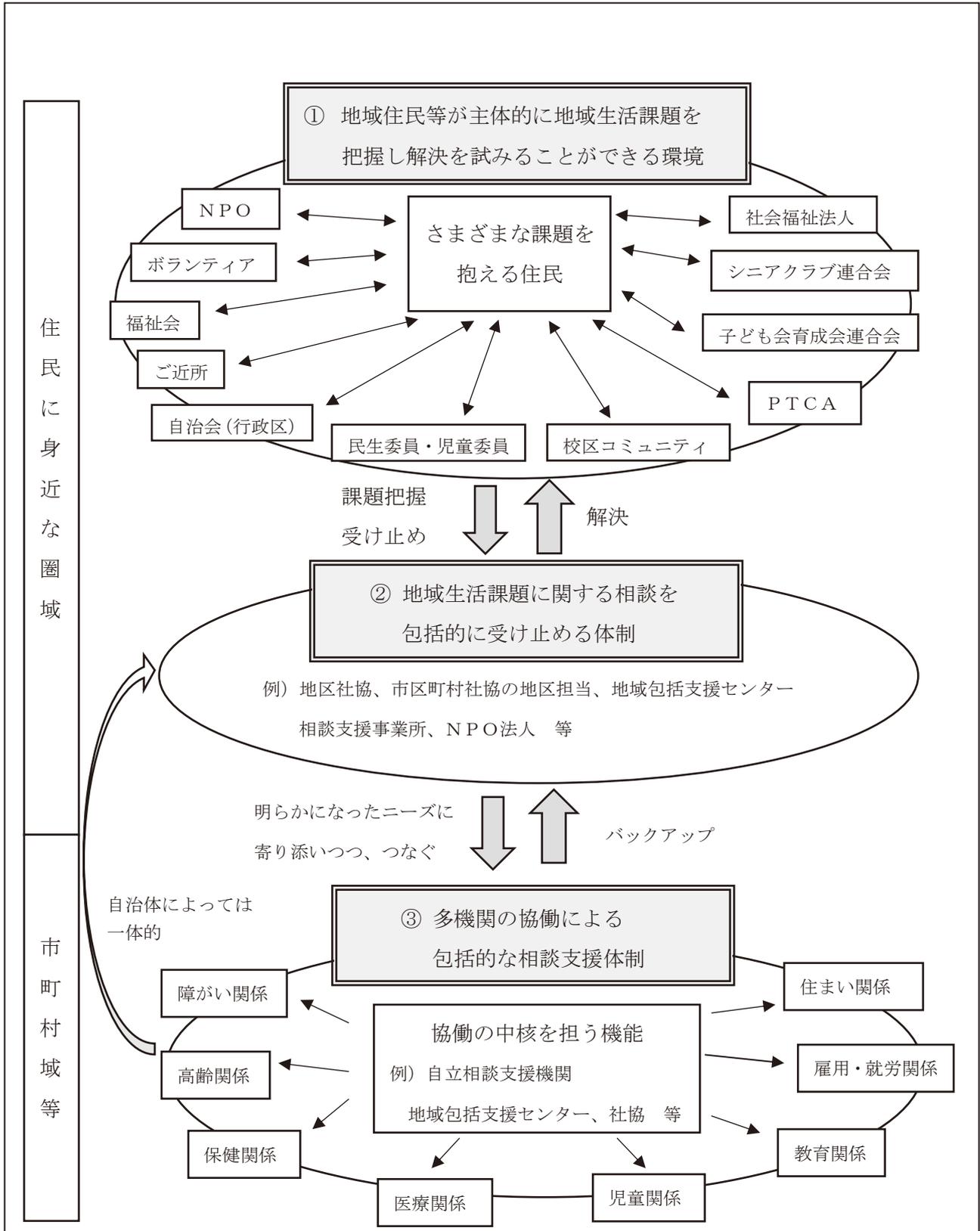
家族のあり方や地域社会の変容に伴い、地域において新たな課題が発生しています。今後、古賀市における地域福祉をより充実したものにするため、古賀市版地域包括ケアシステムを推進する一方、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、すべての人が年齢や立場を問わずに、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくりを実現する「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築が求められています。【図表3-2参照】

その中で、厚生労働省は「全世代・全対象型地域包括支援体制」の実現のため、2017年に社会福祉法を改正し、社会福祉法第106条の3において包括的な支援体制の整備を市町村の努力義務としました。【図表3-3参照】

【図表3-2：2015年に厚生労働省が示した全世代・全対象型地域包括支援体制イメージ図】



【図表3-3：2017年に厚生労働省が示した市町村における包括的な支援体制のイメージ図】



第3章

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

古賀市に適した包括的な支援体制を構築していくためには、国の方向性を鑑みながら、古賀市の地域状況や各分野で行う支援の見える化を図るとともに、連携を強化していく必要があります。

地域における活動は、自治会（行政区）単位や小学校区単位とさまざまありますが、今後それぞれの団体等が連携して地域生活課題を解決できる環境を整備するにあたり、古賀市版地域包括ケアシステムの構築における介護予防・生活支援サービスの基盤が小学校区ごとのコミュニティを単位としていることから、住民に身近な圏域を「小学校区」単位に設定し、構築に向けた取組を推進していきます。

また、古賀市版地域包括ケアシステムを踏まえ、2023年度までを目途に古賀市に適した包括的な支援体制の実現をめざします。

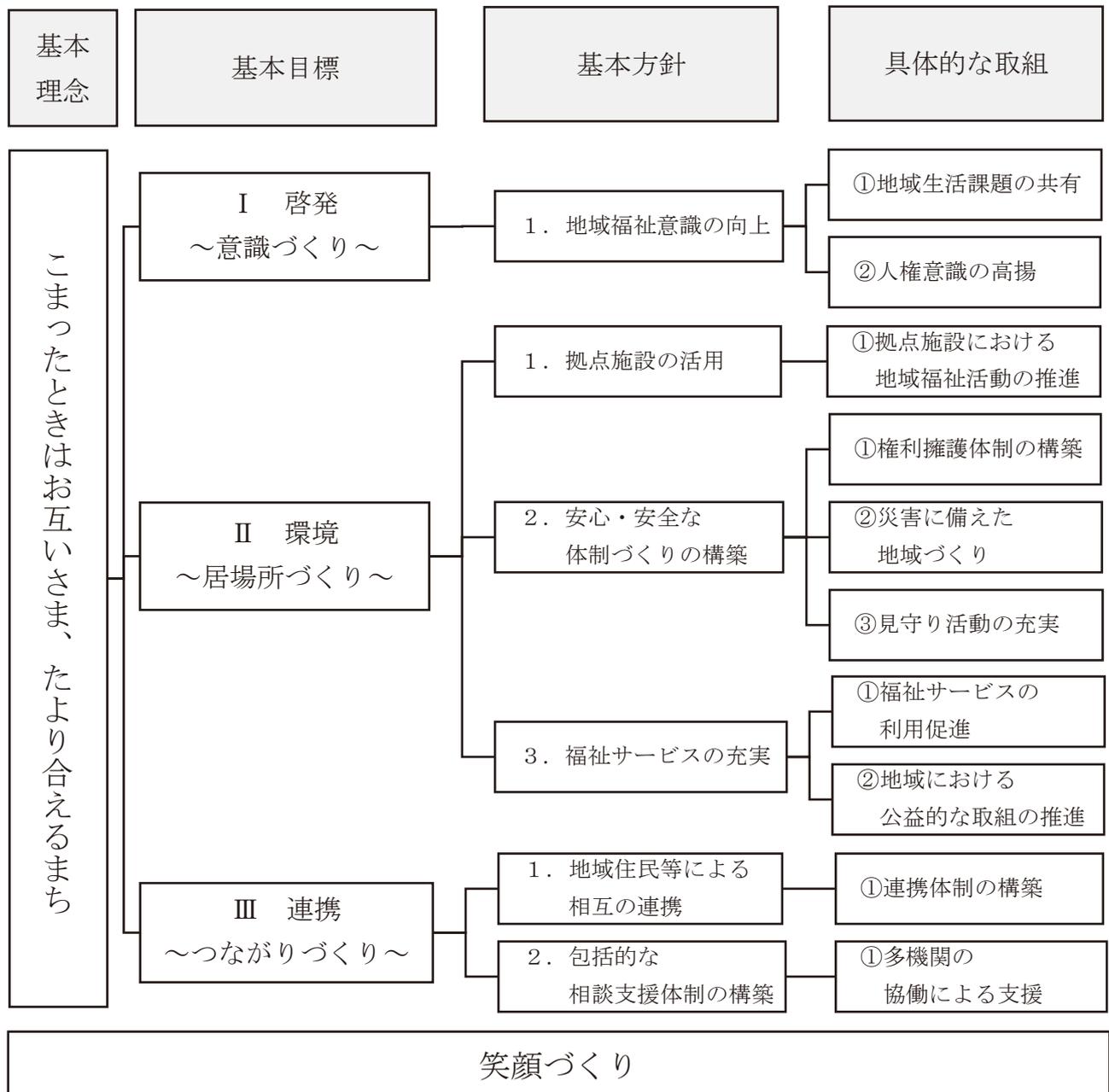
2. 基本目標の設定について

誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができるまちづくりが「安心」、すなわち「笑顔づくり」につながります。

計画の推進にあたり、基本理念のもと、お互いの人権を尊重し、笑顔で共に支え合うことができる地域づくりをめざして「啓発～意識づくり～」 「環境～居場所づくり」 「連携～つながりづくり」を基本目標として設定します。

各基本目標における基本方針に基づく具体的な取組を実施することにより、古賀市の地域福祉を推進します。【図表3-4参照】

【図表3-4：計画体系図】



第4章 具体的な取組について

基本目標Ⅰ「啓発～意識づくり～」

互助・共助を基本に、地域の小さな助け合いを推進し、隣近所でお互いに声かけするまちをめざし、基本目標として「啓発～意識づくり～」を掲げています。

基本方針1：地域福祉意識の向上

それぞれの地域で支え合うことができる意識づくりを醸成するため、基本方針として「地域福祉意識の向上」を掲げています。

具体的な取組①：地域生活課題の共有

地域福祉意識向上に向けた重点的な取組として、井戸ばた座談会やまちづくり出前講座をはじめとした地域福祉関連の講座（各種サポーター養成講座等）を市民、社協、古賀市の三者協働で実施しています。【図表4-1～3参照】

これらの取組を通して、自治会（行政区）、民生委員・児童委員協議会、福祉会及び関連する個人や団体が、地域生活課題に気づき、安心して暮らせる地域について考える機会になります。井戸ばた座談会のグループワークでは、地域での困りごとについてさまざまな意見がありました。【19ページ図表2-17参照】

また、学校や地域、企業等への福祉学習等を通して、ボランティア活動への理解や地域への関心を深める機会となり、地域福祉の将来を担う人材の育成と確保につながっています。【図表4-4参照】

今後、地域生活課題を共有するため、「地域生活課題を知ろう」を取組のテーマとし、三者協働で推進します。

テーマ：地域生活課題を知ろう

市民※	○井戸ばた座談会や研修・講座等に身近な人を誘い合って参加します。 ○井戸ばた座談会の意見や、研修・講座等で学んだことを近所や地域の人に伝えるとともに、自らの地域についても考え、解決するきっかけづくりにします。
社協	○井戸ばた座談会の研修・講座（高齢、障がい、子育て支援）について、さまざまな方が参加しやすい内容を計画していきます。 ○井戸ばた座談会を校区、自治会（行政区）の範囲だけにとどまらず、それぞれの地域（隣組、近所）といった小さい単位で開催することにより、地域生活課題の共有とその解決に向け取り組んでいきます。
古賀市	○市民ニーズに対応した各種研修・講座等を企画・開催します。 ○各種研修・講座等で把握した地域生活課題を関係機関で共有し、解決に努めます。

※古賀市内の個人（市民、市内事業所等に通う人）、及び団体

【図表4-1：井戸ばた座談会開催件数】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
開催数(件)	4	8	4	11	13
参加者数(人)	61	220	58	162	190

(社協)

年度	団体名及び開催地域
2013年度	・老人クラブ ・中川区 ・花鶴丘2丁目1区 ・えんがわくらぶ
2014年度	・古賀西校区(2回) ・ボランティア交流会(2回) ・舞の里1区(2回) ・古賀団地区成人学級 ・古賀東校区
2015年度	・花見校区 ・小野校区 ・庄北区 ・障がい者団体
2016年度	・花鶴校区 ・古賀西校区 ・花見校区 ・庄北区 ・青柳校区 ・鹿部区(2回) ・花鶴丘2丁目1区(2回) ・小山田区 ・障がい者団体
2017年度	・障がい児保護者座談会 ・舞の里5区 ・舞の里1区(2回) ・舞の里3区(2回) ・舞の里4区(2回) ・舞の里2区 ・小山田区 ・ボランティア交流会 ・小野校区 ・久保区

※各年度開催日順に記載

(社協)



井戸ばた座談会

井戸ばた座談会は、市民・社協・古賀市の三者が中心となって「地域、団体の発展、改善に向けて、現状や課題について話し合う場」として実施しています。三者の新たな気づきや、それぞれの強みを活かして「何ができるのか」「何を行うべきなのか」等の役割を確認していく重要な場になるとともに、多様な団体、個人がさまざまな視点で地域（近所）のことを考える場として、継続的に開催しています。

【図表4-2：まちづくり出前講座開催実績】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
開催数（件）	156	172	161	157	* ¹ 152
参加者数（人）	4,140	5,348	4,048	5,019	4,660
* ² 内、福祉関係開催数（件）	73	110	72	64	76
* ² 内、福祉関係参加者数（人）	1,834	3,155	1,586	2,548	2,108

（コミュニティ推進課）

※1 2017年の実施状況については資料編94～95ページに掲載

※2 福祉課、介護支援課、子育て支援課、予防健診課から講師を派遣した実績を掲載



まちづくり出前講座

市政に関する講座を設け、市民の要望に応じて市職員等を講師として派遣しています。市職員等が地域の公民館等に出向き市民に直接説明することにより、市政に関する市民の理解を深めます。地域福祉に関することや健康、子育てや障がい者福祉に関することなどさまざまな講座を実施しており、一部の講座については、社協や介護事業所等が講師として参画しています。

【図表4-3：古賀市認知症ジュニアサポーター養成講座「オレンジ教室」開催実績】

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
開催数	小学校（校）	8	8	8	8	8
	中学校（校）	-	-	-	1	2
参加者数	小学校（児童数）	539	499	574	541	554
	中学校（生徒数）	-	-	-	133	341

（介護支援課）



オレンジ教室

認知症ジュニアサポーター養成講座「オレンジ教室」は、人生の先輩である高齢者を敬う気持ちを育てること、認知症に限らず困っている人を支援できる思いやりの気持ちを育てること、認知症を正しく理解して子どもたちも地域を支える大事な一員であるということを学んでもらうことを目的として、キャラバン・メイト連絡会「橙」のメンバーが講師役となって実施しています。

【図表 4 - 4 : 福祉学習の実施状況】

		2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
延実施回数	小中高等学校（校）	39	21	22	24	33
	地域活動団体（団体）	3	2	0	0	1
	その他	2	1	0	0	0
延参加者数（人）		2,524	1,401	1,690	2,092	3,198
内協力者、団体*		70	46	74	83	125

（社協）

※ネットワークこだま、古賀市ココの会、古賀手話の会、点訳奉仕 ルイの会、ボランティアセンター登録者（団体の活動内容等は資料編 9 6～9 8 ページに掲載）



中学校での高齢者疑似体験

福祉学習では、障がい者団体やボランティアの協力のもと、学校・地域・企業を対象に、車イスや白杖、高齢者疑似体験セットを使って移動時の関わり方や声掛けの仕方、手話や点訳を使ってのコミュニケーション方法等の体験を行っています。また、障がい者団体やボランティアとの学習（交流）を通して、知識のみならず、思いやりの心を育むことを目的としています。



小学校での卓球バレー

卓球バレーは、重度の障がいのある人でも楽しむことができるように日本で考案されたスポーツです。座りながらでもできる、使用するピンポン玉の中に金属球が入っているなど、誰でも気軽にプレイできるための工夫がされており、全国で大会が開催されています。

具体的な取組②：人権意識の高揚

それぞれの地域で支え合う体制を構築するためには、お互いの人権を尊重し、共に支え合う地域社会づくりが求められており、自らの人権が守られているか、また、他者の人権を侵害してはいないかを、市民一人ひとりが常に振り返りながら、すべての人々の人権が尊重される地域づくりが重要となっています。そのため、地域には大小さまざまな課題を抱えた人たちが暮らしているということを理解・認識したうえで、困ったり悩んだりしている人に寄り添いながら、思いやりをもって接することができる人権感覚を磨いていく必要があります。

古賀市では、1976年から毎年12月の人権尊重週間中に、市民のつどいとして「いのち輝くまち☆こが」を開催しています。【図表4-5参照】

また、7月の「同和問題啓発強調月間」中の講演会や「校区人権啓発研修会」を開催するなど、人権について学ぶ機会を提供し、お互いが思いやりをもって接することができるまちづくりを推進しています。【図表4-6参照】

社協では、古賀市人権尊重推進委員会等に役職員が参画するとともに、古賀市で行われる人権に関する講演会に職員が積極的に参加することにより、人権の尊重や差別意識の解消に努めています。また、社協が実施する事業すべてに権利擁護の視点を持ち、地域や福祉サービスを利用する方々への支援に努めています。

今後、人権意識の高揚のため、「人権意識を高めよう」を取組のテーマとし、三者協働で推進します。

テーマ：人権意識を高めよう

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○人権意識啓発の事業に積極的に参加します。 ○他人のことを自分のこととして受けとめ、思いやりをもって人に接します。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○人権関係機関の構成員として積極的に参画します。 ○人権啓発関係講座に積極的に参加します。 ○権利擁護の視点に基づく事業実施に努めます。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○「いのち輝くまちこが」をはじめとしたさまざまな事業の実施を通じて、人権意識の啓発に努めます。 ○市民が研修の講師や地域のリーダーとして活躍できるような環境の整備を行い、市民の参画を推進します。

【図表4-5：いのち輝くまち☆こが参加人数】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
午前参加者数(人)	780	877	830	926	942
午後参加者数(人)	423	346	347	346	341



1976年から、12月4日～10日までの一週間を「古賀市人権尊重週間」と定め、市内啓発を実施し、市民が共に生き、共に支えあう人権が尊重されるいのち輝くまちづくりをめざして、さまざまな啓発活動を行っています。

【図表4-6：校区人権啓発研修会開催実績】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
開催数(件)	16	16	16	16	16
参加者数(人)	548	605	482	532	577



「校区人権啓発研修会」は、身の回りにあるさまざまな人権課題をテーマに選定し、啓発教材を活用したグループワークや講演会など、各小学校区で年2回、合計16回開催しています。これにより地域内・地域間における人権意識の高揚をめざしています。

基本目標Ⅱ「環境～居場所づくり～」

身近な地域の中で、誰もが気軽に集える場のあるまちをめざし、基本目標として「環境～居場所づくり～」を掲げています。

基本方針1：拠点施設の活用

古賀市における地域の代表的な拠点施設として、自治会（行政区）ごとに設置されている公民館や市内小学校の旧用務員室があります。公民館は、区の活動や福祉会の活動をはじめとした地域福祉活動の場として、市内小学校の旧用務員室は、主に校区コミュニティや放課後子供教室（アンビシャス広場）の活動の場として利用されています。

第2章の井戸ばた座談会のアンケート「協力し合うにはどんなことが最も重要か」【24ページ 図表2-23参照】の質問に対して、「地域の人が気軽に集まれる場所づくり」の回答が最も多く、拠点施設の活用は地域福祉活動の推進に向けて重要な課題となっており、基本方針として「拠点施設の活用」を掲げています。

具体的な取組①：拠点施設における地域福祉活動の推進

これまでヘルス・ステーションの設置や福祉会サロン活動の支援、各種講座の開催を中心に拠点施設における地域福祉活動の支援を実施しています。【図表4-7～8参照】

また、つながりひろば（市民活動支援センター）やひだまり館（隣保館）をはじめとした地域福祉活動の拠点を整備しています。【図表4-9～14参照】

今後、拠点施設における地域福祉活動の推進を図るため、「どんな場所、活動が必要か考えよう」を取組のテーマとし、三者協働で推進します。

テーマ：どんな場所、活動が必要か考えよう

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立しがちな人を身近な交流やふれあいの場へ誘います。 ○誰もが参加しやすい地域行事の開催をめざし、地域全体の交流を進めていきます。 ○地域生活課題を身近に話し合える場づくりを進めていきます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える場づくりを継続して支援します。 ○より身近な所で誰でも集える場所づくりについて、三者で考えていきます。 (例：空き家や自宅、企業や事業所との連携) ○関係機関、団体等との連携を図り、地域福祉活動の内容等を充実させていきます。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点施設で活動する地域住民等への支援を継続して実施します。 ○拠点施設を周知し、利用の促進を図ります。 ○安全面に配慮した拠点施設の整備を実施します。

【図表 4-7：ヘルス・ステーションの設置数】

	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
設置数（箇所）	1	5	7	9

（予防健診課）



ヘルス・ステーション活動

地域住民を主体とした子どもから高齢者までの健康づくりを推進するため、地域の人材と身近な公民館等の施設を有効に活用しながら、健康づくりに関する取組や地域のあらゆる活動をつなぎ、仲間とともに健康意識を向上するヘルス・ステーション活動を推進しています。

【図表 4-8：福祉会サロン活動実績】

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
開催数(回)	834	897	917	930	986
参加者数（人）	15,357	16,103	16,356	16,502	16,794

（社協）



福祉会活動

古賀市内の45福祉会が、高齢者、障がい者や子育て世帯（こども・保護者）の閉じこもり予防、介護予防、健康づくり等を目的として、見守り活動、誰でも集える場（サロン活動）の推進を行っています。社協では、定例会及びサロン活動に参加し、活動内容の把握、情報の提供及び運営の支援等を行っています。

【図表4-9：つながりひろば（市民活動支援センター）登録団体数】

	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末
登録団体数（団体）	98	86	75	76	66

（コミュニティ推進課）



団体活動応援講座

つながりひろば（市民活動支援センター）は、NPOやボランティア活動など、さまざまな分野の市民活動を行っている団体や、これから活動をはじめようと考えている人たちが、交流したり、活動に関する情報の発信や収集をするための場所として開設しています。社協のボランティアセンターと連携し、団体活動への支援を行っています。

【図表4-10：スタンド・アローン（一人で立つ）支援事業*延利用者数】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
延利用者数（人）	1,902	1,438	1,964	856	968

（隣保館）



スタンド・アローン支援事業

ひだまり館（隣保館）は、地域住民のコミュニティーセンターとして社会福祉の増進を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決を図るために設置された市の施設です。社会福祉の増進や、隣保事業にのっとったあらゆる人権課題の解決を図るための活動をしている団体等と連携しています。また、スタンド・アローン（一人で立つ）支援事業等の実施を通して、子どもの居場所としての拠点にもなっています。

※市内中学生を対象に、将来へ希望を抱き自立した社会生活を営むことができるよう家庭学習支援や社会体験学習支援を行うとともに、気軽に立ち寄ることができる居場所の提供を行うことで、子どもたちが抱える不安や悩み、さまざまな問題等の解決をめざす事業です。

【図表4-11：千鳥苑（古賀市社会福祉センター）延利用者数】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
延利用者数（人）	40,897	44,141	45,184	51,323	45,972

（福祉課）



麻雀交流会

市民の社会福祉の充実、健康の保持増進及び教養の向上のため、市民の交流及び活動の場を提供しています。また、高齢者等に対し、通所による介護予防の支援や多世代間の交流促進をはじめとした生きがい活動【古賀市介護予防支援事業（しゃんしゃん）】を実施しており、地域福祉の拠点施設として展開しています。

【図表4-12：まつぼっくり食堂延利用者数】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
延利用者数（人）	12,144	12,672	13,222	13,514	11,776

（福祉課）



まつぼっくり食堂での調理

2009年度から医療法人恵愛会が、サンコスモ古賀内の厨房・食堂施設を活用して、まつぼっくり食堂を開設しています。まつぼっくり食堂では、障害福祉サービス就労移行支援・就労継続支援B型事業所として、就労支援の場であるとともに、地域住民が集う場も提供しています。

【図表4-13：介護予防サポーター登録数】

	2016年度	2017年度	
介護予防サポーター登録者数※（人）	213	238	※3月末現在の 登録者数
サポーター活動延人数（人）	2,662	3,449	

（介護支援課）



介護予防サポーター活動研修

地域活動サポートセンターゆいは、介護予防及び生活支援の地域活性化のための拠点として位置付けられています。地域の健康づくりや生きがいづくり等のサロン活動の推進や介護予防サポーターの登録、それに伴う人材育成、地域のニーズと人材も含むマッチングなどを行っています。また、本センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域支え合いネットワークの拠点として、社協と連携し、地域の介護予防と生活支援の充実を図っています。

【図表4-14：つどいの広場『でんでんむし』延利用者数】 （単位：人）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
延利用者数（0歳～5歳）	8,613	8,121	7,424	8,780	7,246

（子育て支援課）



でんでんむしでの交流

乳幼児とその保護者が開館中（利用時間中）利用できる場所として、サンコスモ古賀内に開設しています。子育て中の親子が、仲間と「出会い」、おしゃべりや情報交換などをして「交流」し、仲間と一緒に遊び、子育てに関する「体験」ができる場所として利用されています。

基本方針2：安心・安全な体制づくりの構築

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、権利擁護体制や災害時における地域での支え合い、日頃からの見守り活動を地域の中で構築していくことが重要な課題となっており、基本方針として「安心・安全な体制づくりの構築」を掲げています。

具体的な取組①：権利擁護体制の構築

認知症や障がいなど、さまざまな理由により適切な判断をすることが難しいために、日常生活に不安を抱える人が増えています。このため、成年後見制度や虐待防止をはじめとした必要な支援を地域の中で構築していくことが求められています。

古賀市では、社協と連携して市民後見人の育成や市長による成年後見申立てをはじめとした支援体制を整備していますが、成年後見制度のさらなる周知や中核機関の設置による支援体制の充実については引き続き検討していく必要があります。虐待防止については、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉の各福祉分野において、関係機関と連携して取組を推進しています。

社協では、高齢や障がいのため、日常生活に不安をもっている人が安心して生活できるよう地域住民同士の見守りに加え、安心生活サポート事業による相談援助や金銭管理の支援をしています。

【図表4-15～18参照】

今後、権利擁護体制の構築のため、「権利擁護のあり方について考えよう」を取組のテーマとし、三者協働で推進します。

テーマ：権利擁護のあり方について考えよう

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立しがちな人を身近な交流やふれあいの場へ誘います。 ○近所の人々の地域生活課題に気づいた時は、相談窓口（民生委員・児童委員、社協、古賀市）につなぎます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員や福祉員が日常生活で不安をもっている人に声かけできるよう必要な情報提供や研修機会の充実に努めます。 ○障がい、高齢、児童福祉など分野を超えた重層的な課題に対応するため、総合相談窓口の設置を古賀市とともにめざします。 ○住み慣れた地域で安心して暮らせるように、今後も継続して地域権利擁護事業（安心生活サポート、法人後見）を実施します。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉、高齢者福祉の分野において、本人が申立てできず申立てをする親族もない場合、市長による成年後見申立てを行い、本人の経済状況により申立費用と後見人等に対する報酬の助成を実施します。 ○障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉の各福祉分野が関係機関と連携し、引き続き虐待防止に努めます。

【図表 4-15：安心生活相談※件数】

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
相談件数（件）	41	40	28	34	33

（社協）

※日常生活において、不安を抱えている人やその支援者に対し、相談窓口を設置しています。権利擁護制度、生活福祉資金、生活困窮等に関しては、具体的な支援も行っています。

【図表 4-16：安心生活サポート事業※】

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
契約者数（人）	37	35	35	39	47
利用回数（回）	412	446	463	537	716
相談回数（回）	2,155	2,343	2,045	1,842	2,334

（社協）

※高齢や障がいのため日常生活に不安を抱えている人が地域で安心して生活できるよう、支援が必要な人との契約に基づき、社協が相談援助や金銭管理などの生活マネジメントを実施しています。困難事例に関しては他の制度や機関との連携を強化しています。

【図表 4-17：市民生活支援員※】

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
支援員数（人）	15	17	19	21	24

（社協）

※市民ボランティアにより安心生活サポート事業の担い手として、日常生活に不安を抱えている人の暮らし（金銭管理や見守り等）をサポートし、いつまでも自立した生活ができるようにお手伝いをしています。

【図表 4-18：その他成年後見制度に関する実績】

市民後見人養成研修受講者数※ ¹	2015 年度 受講者 27 人 修了者 24 人
法人後見等受任件数※ ²	2016 年度 1 件、2017 年度 3 件

（社協）

※1 住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活ができるよう、判断能力が不十分な人の権利と財産を保護する「成年後見制度」の担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」を養成するための「市民後見人養成研修」を実施しています。

※2 法人後見は、家庭裁判所から成年被後見等の審判を受けた人の支援を社協が受任し、財産管理や身上監護を行うもので、実施にあたっては、市民後見人養成研修を修了した市民が、後見活動を行っていきます。

具体的な取組②：災害に備えた地域づくり

2017年に発生した九州北部豪雨をはじめとし、近年はこれまでの常識が通用しない大規模な災害が広域的に発生しています。また、第2章の井戸ばた座談会のアンケート「災害などが起きた時の体制がしっかりとしているまちだ」【26ページ図表2-25参照】の質問に対し、「あまりそう思わない」「そう思わない」の割合が他の質問と比べて高くなっており、災害に備えた地域づくりが求められています。

古賀市では、古賀市地域防災計画及び古賀市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、災害時に備え、避難行動要支援者が安全かつ確実に避難できるよう、地域における情報伝達や避難誘導等に活用する台帳の整備等を進めるとともに、出前講座の実施や地域で行われる防災訓練等への参加を通じて、地域の防災力向上に努めています。【図表4-19～20参照】

社協では、災害時に備えて2009年度に災害ボランティアセンター本部設置運営の手引きを作成しています。災害時において、迅速な災害ボランティアセンター設置ができるよう、随時、手引きの内容の見直しや、災害時に何らかの支援が必要な、子どもから高齢者、障がい者を意識した避難訓練や啓発に努めていきます。

今後、災害に備えた地域づくりのため、「災害に備えた地域づくりを進めよう」を取組のテーマとし、三者協働で推進します。

テーマ：災害に備えた地域づくりを進めよう

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○隣近所で、避難場所や避難経路等について情報を共有します。 ○災害に備え、助け合いができるよう隣近所とのつながりを大切にします。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○古賀市と連携し、実状に合った災害ボランティア本部をスムーズに設置できるよう運営の手引きの見直しを行います。 ○災害ボランティア本部設置運営訓練を通し、職員の対応技術の向上や市民の意識向上に努めます。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座の実施や避難訓練への参加を通じて地域防災力の向上に取り組みます。 ○自主防災組織や民生委員・児童委員をはじめとした関係機関と連携を図りながら、避難行動要支援者の支援に向けた取組を推進します。

【図表 4-19：避難行動要支援者について】

避難行動 要支援者	施設入所者を除く在宅で生活をする以下の人が対象となります。 ①介護保険の要介護3以上の人 ②身体障害者手帳を持っている人で以下の障害に該当する人 ○視覚障害1、2級の人 ○肢体不自由1、2、3級の人 ○聴覚・音声障害2級の人 ○内部障害1、2級の人 ③療育手帳A、Bを持っている人 ④精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人 ⑤70歳以上の一人暮らしの人 ⑥75歳以上の高齢者のみの世帯の人 ⑦前各号に準じる状態の人、生活の実態等から支援が必要であると認められる人
台帳内容	氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、世帯区分、自治会（行政区）隣組合
情報共有 支援団体	自主防災組織、自治会（行政区）、民生委員・児童委員、消防署、消防団、社協

【図表 4-20：避難行動要支援者台帳同意率】

	2013年 3月末	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末
対象者数※（人）	5,199	4,513	4,482	4,615	4,646
同意者数（人）	3,650	3,564	3,482	3,447	3,409
同意率（%）	70.2	79.0	77.7	74.7	73.4

※長期入院、施設入所者は対象外とする。

具体的な取組③：見守り活動の充実

地域の見守り活動については、隣近所や民生委員・児童委員、福祉会の福祉員が担い手の中心として地域で活躍しています。【図表4-21～24参照】

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日頃から隣近所でお互いに声をかけ合うなど地域のつながりによる見守り活動が重要となってきます。特に、引きこもりや認知症をはじめとした深刻な問題を抱える地域住民等の早期把握・支援が求められています。一方、井戸ばた座談会では、地域での見守り活動が困難になってきており、見直しが必要であるとの意見がありました。【20ページ図表2-20参照】

今後、見守り活動の充実のため、「気軽に声をかけあえる地域づくりをめざそう」を取組のテーマとし、三者協働で推進します。

テーマ：気軽に声をかけあえる地域づくりをめざそう

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○人と人、人と団体、団体と団体が声を掛け合い、顔なじみの関係を構築します。 ○困ったときに気軽に相談し合えるような仲間、居場所づくりに努めます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○地域が見守り活動への理解を深め、参加してもらえるよう、周知・啓発に努めます。 ○多様な団体等と、顔の見える関係をはかり、必要時に円滑な支援（相談、情報共有）ができるネットワークづくりについて検討します。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員との連携による見守り体制の充実を図ります。 ○民生委員制度の周知・啓発に努めます。 ○社会情勢の変化による新たな問題に対応した研修等を実施することにより、見守り体制の充実を図ります。

【図表4-21：民生委員・児童委員数】

	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末
民生委員・児童委員（人）	63	63	63	70	69
主任児童委員（人）	3	3	3	6	6
計（人）	66	66	66	76	75

（福祉課）

【図表4-22：民生委員・児童委員の相談・支援件数】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
相談・支援件数（件）	1,516	2,683	3,028	1,723	1,972

（福祉課）

【図表4-23：福祉員[※]数】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
福祉員数（人）	402	403	427	412	408

（社協）

※福祉員は、地域から選出された「小地域活動を進める地域ボランティア」です。選出された自治会（行政区）を担当し、区長や民生委員・児童委員等と協力しながら、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、「地域の福祉力」を高める取組のひとつとして、地域の福祉活動を実践します。

【図表4-24：福祉会による見守り対象者数】

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
対象者数（人）	1,388	1,445	1,652	1,611	1,411

（社協）

基本方針3：福祉サービスの充実

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるためにも、ニーズにあった福祉サービスが適切に利用できる環境を整備する必要があることから、基本方針として「福祉サービスの充実」を掲げます。

具体的な取組①：福祉サービスの利用促進

古賀市では、冊子やホームページ、広報誌等を活用してさまざまな福祉サービスの周知を行うとともに、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉の各福祉分野が連携を図り、福祉サービスの利用を促進しています。

社協では、福祉サービス利用者の利益の保護を図る仕組みの一環として、安心生活サポート事業を実施しています。【図表4-25～26参照】また、介護等を必要とする利用者に対し、在宅福祉サービスを実施しています。福祉サービスの利用をはじめとした地域生活課題について、職員が連携して窓口で相談を受けるとともに、千鳥苑（古賀市社会福祉センター）において「千鳥苑生活よろず相談」を月に一度実施しています。【図表4-27参照】

今後、さらに福祉サービスの利用を促進するため、「気軽に相談できる場所について考えよう」を取組のテーマとし、三者協働で推進します。

テーマ：気軽に相談できる場所について考えよう

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○困りごとがあったら、ひとりで悩まずに隣近所や身近な人に相談します。 ○身近な人の困りごとの相談や手助けをし、必要に応じ相談窓口（民生委員・児童委員、社協、古賀市）につなぎます。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険、障がい福祉サービス等の利用者のみならず、とりまく家族等を含めた地域生活課題の把握に努め、適切な専門機関につなぎます。 ○適正なサービスを提供し、制度では対応が難しい地域生活課題を解決する方策を検討します。 ○住み慣れた地域での生活が継続できるように、安心できる在宅福祉サービスの提供及び相談を行います。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスの利用促進に向け、引き続き周知、連携を図ります。 ○住民に身近な圏域（小学校区）において、気軽に福祉サービス等について相談ができる体制のあり方について、ソーシャルワーカーの配置を含め検討します。

【図表 4-25：安心生活相談件数】・・・再掲

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
相談件数（件）	41	40	28	34	33

（社協）

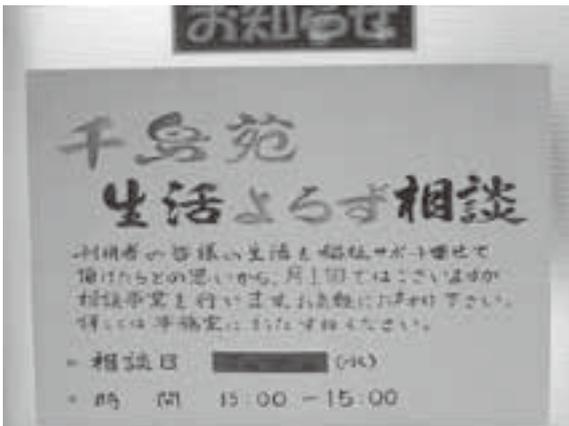
【図表 4-26：安心生活サポート事業※】・・・再掲

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
契約者数（人）	37	35	35	39	47
利用回数（回）	412	446	463	537	716
相談回数（回）	2,155	2,343	2,045	1,842	2,334

（社協）

※高齢や障がいのため日常生活に不安を抱えている人が、地域で安心して生活できるよう、支援が必要な方との契約に基づき、社協が相談援助や金銭管理などの生活マネジメントを実施しています。困難事例に関しては他の制度や機関との連携を強化しています。

【図表 4-27：生活よろず相談】



よろず相談開催のお知らせ

千鳥苑（古賀市社会福祉センター）では、日頃から生活全般の相談を受ける中で専門的な質問も多く、お答えできない状況が多々ありました。そのような状況の中、身近な場（集いの場）である千鳥苑で、利用者の悩みを少しでも解消し、充実した生活への足掛かりとなるよう、社協では2017年度から月に一度、専門職員による「生活よろず相談」を行っています。

具体的取組②：地域における公益的な取組の推進

2016年の社会福祉法改正により、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

地域における公益的な取組とは、3要件（「①社会福祉事業・公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスであること」「②日常生活・社会生活上の支援を必要とする者であること」「③無料・低額な料金で提供されること」）をすべて満たす福祉サービスです。

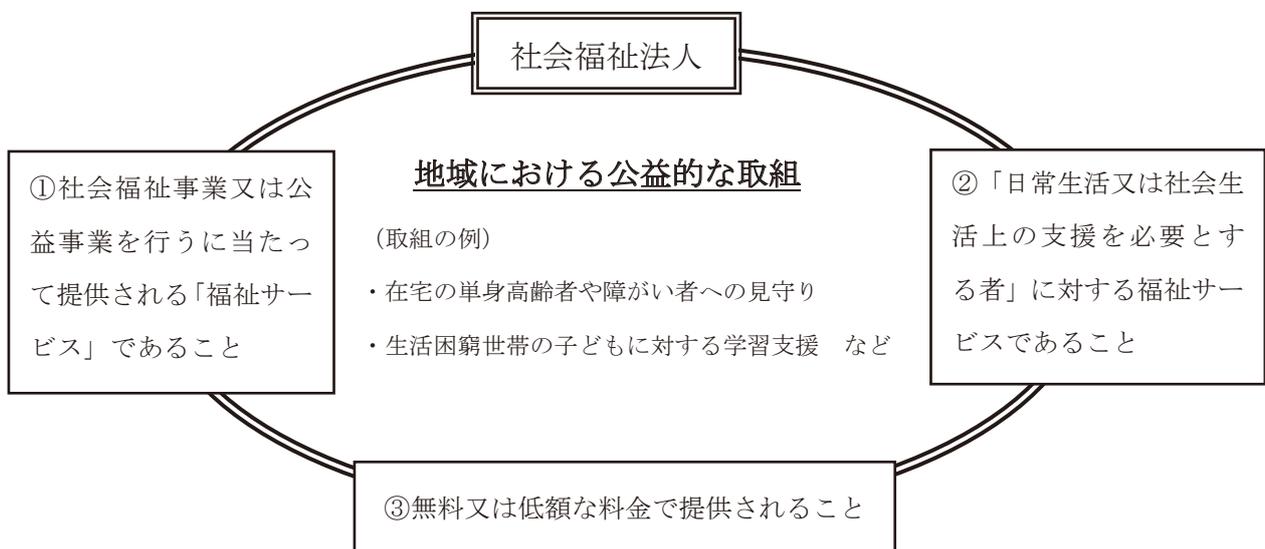
地域における公益的な取組の実施にあたり、社会情勢の変化を踏まえつつ地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められています。【図表4-28参照】

今後、地域における公益的な取組の推進を図るため、「地域のために何ができるか考えよう」を取組のテーマとし、三者協働で推進します。

テーマ：地域のために何ができるか考えよう

市民	○地域にとってどのような福祉サービスが必要か話し合います。
社協	○市民ニーズに基づいた地域における公益的な取組を検討します。 ○市民に対する公益的な取組に関する情報を提供します。 ○社協だけで解決できない地域生活課題に対し、社会福祉法人連携による公益的な取組を検討します。
古賀市	○地域住民、社会福祉法人が地域における公益的な取組について情報交換等のできる場（地域協議会）の設置について検討します。

【図表4-28：地域における公益的な取組】





ふくおかライフレスキュー事業
サポーター養成研修

社協では、地域における公益的な取組として2017年度からふくおかライフレスキュー事業※に参加し、古賀市と連携を図りながら、生活困窮者に対する相談援助や経済的援助、社協独自の食糧支援等を行うことにより、制度が開始されるまでの緊急つなぎ支援に取り組んでいます。

※県内の社会福祉法人が団結し、生活困窮等によって、既存の制度では解決できずに困っている人々に対して、各法人に配置されたサポーターが相談支援を行い、地域の社会福祉法人がそれぞれの専門性や資源を活かして相談援助と共に、現物給付（公共料金、食料品等）支援を行っています。古賀市内において、2018年9月末現在、4法人5事業所、サポーター10人がこの事業に参加しています。

基本目標Ⅲ「連携～つながりづくり～」

人と人が温かくつながり合えるまちをめざし、基本目標として「連携～つながりづくり～」を掲げています。

基本方針1：地域住民等による相互の連携

地域住民等が地域で活躍するためには、情報の共有をはじめとした相互に連携がとれる体制を整備する必要があり、基本方針として「地域住民等による相互の連携」を掲げています。

具体的な取組①：連携体制の構築

井戸ばた座談会において、地域での情報共有及びコミュニケーション不足が課題となっているとの意見があり、課題解決に向けた取組が求められています。【21ページ図表2-21参照】

古賀市では、つながりひろば（市民活動支援センター）や地域活動サポートセンターゆいにおいて社協のボランティアセンターと連携し、ボランティア団体等への支援や団体相互の連携体制の構築に取り組んでいます。高齢者福祉の分野では、社協と連携し地域支え合いネットワークを構築しています。【図表4-29参照】

また、連携体制の構築にあたり、介護予防サポーターや子育て応援サポーター、健康づくり推進員をはじめとした地域を担う人材が求められており、各分野において人材の育成に努めています。【図表4-30参照】

社協ではボランティア、当事者団体それぞれの交流会や各地域で行われているサロン活動といった市民同士のつながりを目的とした活動を支援し、これからのつながりある地域づくりをめざします。【図表4-31～34参照】

今後、連携体制を構築していくため、「つながりのある地域づくりを考えよう」を取組のテーマとし、三者協働で推進します。

テーマ：つながりのある地域づくりを考えよう

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○人と人、人と団体、団体と団体が声を掛け合い、顔なじみの関係を構築します。 ○地域で誰もが気軽に集える場の充実を図ります。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な団体や個人等、地域での活動状況を取りまとめ地域資源が見える化し、その情報を共有することにより、つながりのある地域づくりをめざします。 ○さまざまな事業や地域活動情報の提供を通じて、地域福祉に関する住民の関心を高め、実践的な地域活動につなげることができるよう意識啓発に努めます。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き地域住民等が地域で活躍するために、人材育成を目的とした事業の充実を図ります。 ○各福祉分野（障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉）が一体的に連携できる体制の整備について検討します。

【図表4-29：地域支え合いネットワーク】



地域支え合いネットワーク説明会

地域で介護予防・生活支援の充実を図るため、協議の場となる地域支え合いネットワーク（協議体）を構築しています。地域の中から出てくる支援ニーズを基礎として地域のあらゆる資源等を探り、地域では解決できない課題は、行政・法人・NPOをはじめとした多様な主体が支援する中で解決の方法を見出していきます。

【図表4-30：健康づくり関連サポーター合同研修会】



地域づくりについてのグループワーク発表

古賀市では、市民の健康づくりや介護予防を推進する健康づくり等関連サポーターを養成しています。年に1度、サポーターの合同研修を行い、各サポーターの活動報告や研修を通して仲間づくりを図ることにより、地域活動の充実をめざしています。

【図表4-31：ボランティア交流会】



レクリエーションの様子

社協のボランティアセンターには、さまざまなボランティア（団体、個人）が登録しています。ボランティアの情報交換やボランティア同士のネットワークづくりを目的に、年2回ボランティア交流会を開催しています。また、これからボランティアを始めたいという人にも気軽に参加できるきっかけづくりとして行っています。

【図表4-32：福祉会活動】



千鳥校区福祉会餅つき大会

千鳥校区福祉会では、校区コミュニティと協働で、「そうめん流し」と「餅つき大会」の2つの事業を通して、世代を超えた交流（顔が見える関係づくり）を行っています。この事業が、今後、地域での支え合いや若い世代の地域と向き合うきっかけづくりにもなっています。

【図表4-33：当事者団体交流会】



当事者団体交流会での意見交換

当事者団体交流会では、社協に登録している障がい児・者団体や事業所それぞれが抱える課題（担い手の問題や地域とのつながり、災害時の避難方法、活動の周知方法など）について意見を交換し、活動を広げるきっかけとなっています。

【図表4-34：地域資源見える化のイメージ】



地域資源見える化のイメージマップ

地域では、地域公民館での活動や自宅を活用した集いの場、企業や施設等の空きスペースを使った多様な活動等、さまざまな活動が行われています。その活動情報（地域資源）を三者協働でマップにすることにより、地域資源の見える化を図ります。マップの作成を通じてつながるきっかけづくりをめざしていきます。また、マップの情報を共有することにより、つながりのある地域づくりをめざします。

基本方針2：包括的な相談支援体制の構築

近年、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）といった複合的な課題や、障害者手帳を取得していないが障がいと疑われるといった制度の狭間の課題が増加しています。これらの地域で解決が困難な課題に対し、多機関が協働して解決する体制が求められており、基本方針として「包括的な相談支援体制の構築」を掲げています。

具体的な取組①：多機関の協働による支援

古賀市では、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関である福祉課の生活再生支援担当が中心となり、複合的な課題や制度の狭間の課題に対して社協をはじめとした関係機関と連携し、協働で解決に向け取り組んでいます。また、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉の各福祉分野では、古賀市障害福祉サービス事業所連携会議や地域ケア会議、古賀市要保護児童対策地域協議会をはじめとしたさまざまな協議会等が設置されており、相互に情報を共有し、協働で課題の解決に努めています。【図表4-35～37参照】

社協では、地域生活課題を1つの場所で受け止める総合相談窓口の設置をめざし、機能充実を図ります。また、地域生活課題を抱えている住民を早期発見・早期解決できるよう、訪問型支援を徹底し、地域活動者と連携した予防機能の強化を図ります。

今後、他機関の協働による支援の充実を図るため、「地域生活課題を受けとめ解決できる体制づくりについて考えよう」を取組のテーマとし、三者協働で推進します。

テーマ：地域生活課題を受けとめ解決できる体制づくりについて考えよう

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から福祉サービス情報や相談窓口の把握に努めます。 ○困りごとがあったらひとりで悩まず、隣近所や身近な人に相談します。 ○相談された困りごとの内容に応じて関係機関等につながります。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○社協が実施する各種相談事業を周知するとともに、関係専門機関等との連携強化を図り、相談体制の充実に努めます。 ○地域生活課題を1つの場所で受け止める総合相談窓口の設置を古賀市とともに検討します。 ○地域に出向き、地域住民と連携した地域生活課題の把握と課題整理を行い、必要な専門機関につなぐネットワークづくりを進めます。
古賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、引き続き地域生活課題の解決に努めます。 ○古賀市に適した包括的な相談支援体制の構築について検討します。

【図表4-35：古賀市障害福祉サービス事業所連携会議】



連携会議における事例報告

古賀市内や近隣の障害福祉サービス事業者等の関係機関が定期的に集まり、事業所紹介や各事業所における対応に苦慮した事例報告、見学会・研修会を行っています。事例報告等を通じて、関係する多機関で地域生活課題解決に向けてさまざまな情報を共有し、福祉サービスの質の向上を図っています。

【図表4-36：地域ケア会議】



地域ケア会議における個別ケースの検討

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図ることを目的に、地域の支援者を含めた多職種（行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員、保健医療関係者等）で構成される「地域ケア会議」を開催しています。個別ケースの検討等を通して、地域生活課題を多機関で共有し、福祉サービスの質の向上を図っています。

【図表4-37：古賀市要保護児童対策地域協議会】



協議会における研修会

古賀市要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護や要支援児童・特定妊婦の適切な支援を図ることを目的に、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、学童保育所、医療機関、民生委員児童委員、人権擁護委員、各行政機関などの多岐にわたる機関で構成されています。代表者会議、全体会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、情報共有及び支援内容の検討、児童虐待に関する研修会などを行っています。

第5章 計画の推進について

1. 計画の推進について

誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができるまちづくりをめざし、「こまったときはお互いさま、たより合えるまち」の基本理念のもと、3つの基本目標である「啓発～意識づくり～」 「環境～居場所づくり～」 「連携～つながりづくり～」の達成に向け、第4章の具体的な取組のテーマを踏まえ、市民、社協、古賀市の三者協働で計画を推進します。その中で、社協と古賀市が連携し、本計画の市民周知を行うとともに、地域福祉の推進に向けた具体的な取組のテーマについて三者で共有します。

また、包括的な支援体制の整備については、取組の状況や今後の方向性を踏まえ、2023年度を目途に古賀市に適した包括的な支援体制の構築をめざします。

包括的な支援体制の整備に求められる事項	事項に関連する取組 (第4章 具体的な取組について)	今後の方向性
「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 【29 ページ図表 3-3-①】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活課題の共有 (P32～35) ・ 人権意識の高揚 (P36～37) ・ 拠点施設における地域福祉活動の推進 (P38～42) ・ 災害に備えた地域づくり (P45～46) ・ 見守り活動の充実 (P47～48) ・ 地域における公益的な取組の推進 (P51～52) ・ 連携体制の構築 (P53～55) 	2023年度までを目途に、古賀市版地域包括ケアシステムを踏まえ、引き続き環境の整備を推進します。
「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 【29 ページ図表 3-3-②】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護体制の構築 (P43～44) ・ 福祉サービスの利用促進 (P49～50) 	2023年度までを目途に、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める場のあり方について、ソーシャルワーカーの配置を含め検討し、体制の整備をめざします。
多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築 【29 ページ図表 3-3-③】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護体制の構築 (P43～44) ・ 多機関の協働による支援 (P56～57) 	2023年度までを目途に、どの機関が協働の中核を担うか検討し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築をめざします。

第2期 古賀市地域福祉計画

第5次 古賀市地域福祉活動計画

～ 資料編 ～

1. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成30年4月12日

古賀市告示第89号

(設置)

第1条 古賀市地域福祉計画及び古賀市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な協議をするため、古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討又は審議する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 福祉・保健・医療関係者
- (4) 市民活動団体関係者
- (5) 公募により選出された市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委員を委嘱した日から次期計画策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が前条第2項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、その任を解くものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員の謝礼は、会議の出席 1 回当たり 2,500 円とし、会議開催の都度支給するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2. 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属又は推薦団体等
大久保 重幸	古賀市行政区長会
大久保 康裕	社会福祉法人 敬愛会 みどり苑ケアプランステーション
大庭 久美子	公募市民
酒井 康江 (◎)	福岡女学院看護大学
佐々木 恵美子	古賀市保育所連盟
篠原 利幸	古賀市民生委員・児童委員協議会
渋田 昇	古賀市福祉会連絡会
竹田津 麻理	古賀市障がい児・者 親の会
平岡 英子	公募市民
堀 圭介 (○)	社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
三苦 卓巳	社会福祉法人 福岡コロニー 障害福祉サービス事業所なのみ工芸
森口 泰	公募市民
山根 進	古賀市シニアクラブ連合会

◎：委員長、○：副委員長

(任期：2018年7月30日～平成2019年3月31日)

3. 古賀市地域福祉計画素案検討委員会

課名	係名・連絡先	主な業務
福祉課	福祉政策係 (942-1150)	地域福祉計画、民生委員・児童委員、社会福祉センター、戦傷病者戦没者遺族等、災害弔慰金・援護物資、日本赤十字社事業、社会福祉協議会、保健福祉総合センターの管理運営、避難行動要支援者、子どもの貧困対策、住民票・印鑑証明書の発行に関する事
	障害者福祉係 (942-1150)	身体障害者福祉、知的障害者福祉、精神障害者福祉に関する事
	保護係 (942-8290)	生活保護、行旅病人・行旅死亡人、中国残留邦人等の生活支援、生活困窮者の自立支援・総合相談・総合調整に関する事
介護支援課	介護予防係 (942-1144)	高齢者在宅福祉サービス事業、介護予防・生きがい活動支援事業、シニアクラブ連合会、シルバー人材センターに関する事
	包括支援センター係 (942-1156)	高齢者に関する総合相談・支援、虐待の早期発見・防止、権利擁護、介護支援専門員への助言・指導、介護予防ケアマネジメントに関する事
予防健診課	健康づくり係 (942-1151)	健康づくりの推進、食生活改善、感染症、地域医療、自殺対策の推進に関する事
子育て支援課	子育て支援係 (942-1515)	母子保健事業、乳児家庭全戸訪問等事業、子ども・子育て支援事業に関する事
	子ども家庭係 (942-1159)	子ども発達支援事業、家庭児童相談、児童虐待防止、ひとり親家庭等支援事業、助産施設、配偶者からの暴力防止、里親事業に関する事
コミュニティ推進課	コミュニティ推進係 (942-1165)	行政区（自治会）、地縁団体、校区コミュニティ、防犯灯設置補助（防犯全般は総務課危機管理係）、まちづくり出前講座、花いっぱい運動、コミュニティ保険に関する事
	市民活動支援センター係 (942-1352)	市民活動の情報収集及び提供、市民活動促進のための交流、相談に関する事
生涯学習推進課	社会教育振興係 (942-1347)	生涯学習・社会教育の推進、生涯学習センターの利用・管理運営・施設整備、社会教育委員、社会教育関係団体、家庭教育支援に関する事

(連絡先及び主な業務については2019年3月末現在)

4. 古賀市地域福祉活動計画素案内部検討会（古賀市社会福祉協議会）

課名・連絡先	係名	主な業務
総務・地域課 (944-2941)	総務係	法人運営（理事会・監事会・評議員会、職員労務管理等）、賛助会員制度、広報関係に関すること
	地域福祉係	福祉会、ボランティア、当事者活動の支援、福祉学習、赤い羽根共同募金の啓発・募集、車いす・車いす対応車・チャリティ号・チャイルドシート貸出、生活支援コーディネーター業務に関すること
	権利擁護係	安心生活相談、安心生活サポート事業、法人後見事業、生活福祉資金の貸付、生活困窮者支援に関すること
事業課 (944-3123)	居宅介護支援事業係	ケアプラン作成（高齢者）、特定相談支援（障がい者）に関すること
	在宅福祉サービス事業係 ・通所介護事業 ・訪問介護事業	デイサービス（高齢者）に関すること ホームヘルパー派遣（高齢者・障がい者・母子等）に関すること
社会福祉センター 「千鳥苑」 (943-2421)	社会福祉センター しゃんしゃん	社会福祉センターの管理運営、生きがい活動支援事業「しゃんしゃん」に関すること

5. 第2期古賀市地域福祉計画・第5次古賀市地域福祉活動計画の策定経過

日時	概要
2018年5月18日	第1回古賀市地域福祉計画素案検討委員会
2018年6月20日～8月1日	井戸ばた座談会（詳細については第2章参照）
2018年7月4日	第2回古賀市地域福祉計画素案検討委員会
2018年7月30日	第1回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会
2018年8月27日	第2回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会
2018年10月2日	第3回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会
2018年11月12日	第4回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会
2018年12月11日	第3回古賀市地域福祉計画素案検討委員会
2019年1月9日～2月8日	パブリック・コメント実施
2019年2月25日	第5回古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会

6. 古賀市総合振興計画、保健福祉部個別計画等の計画の期間

		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
古賀市総合振興計画（マスタープラン） （2017年～2021年）		第4次後期				
古賀市地域福祉計画（2019年～2023年）		第2期				
保健福祉部個別計画	障がい福祉 古賀市障害者基本計画 （2015年～2020年）	第3期				
	障がい福祉 障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （2018年～2020年）	第5期・第1期				
	高齢者福祉 古賀市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 （2018年～2020年）	第7期				
	児童福祉 古賀市子ども・ 子育て支援事業計画 （2015年～2019年）	第1期				
	ヘルスアップぷらん （2018年～2023年）	古賀市健康増進計画（第2期）・食育推進計画				
	古賀市特定健康診査等実施計画 （2018年～2023年）	第3期				
	古賀市国保データヘルス計画 （2018年～2023年）	第2期				
	古賀市避難行動要支援者避難支援 プラン	必要に応じ随時見直し				
	古賀市地域福祉活動計画 （2019年～2023年）	第5次				

（保健福祉部個別計画については、2017年度末までに策定済みの計画のみ掲載）

7. 小学校区、自治会（行政区）別人口集計表（2018年3月末時点）

（1）青柳校区

（単位：人）

自治会（行政区）	総数	年少人口 （0歳～14歳）	生産年齢人口 （15歳～64歳）	高齢者人口 （65歳以上）
新原区	374	35 (9.4%)	173 (46.2%)	166 (44.4%)
今在家区	583	108 (18.5%)	356 (61.1%)	119 (20.4%)
町川原1区	776	72 (9.3%)	412 (53.1%)	292 (37.6%)
町川原2区	986	114 (11.6%)	605 (61.3%)	267 (27.1%)
青柳区	819	75 (9.2%)	440 (53.7%)	304 (37.1%)
小竹区	2,504	368 (14.7%)	1,493 (59.6%)	643 (25.7%)
青柳校区計	6,042	772 (12.8%)	3,479 (57.6%)	1,791 (29.6%)

（2）小野校区

（単位：人）

自治会（行政区）	総数	年少人口 （0歳～14歳）	生産年齢人口 （15歳～64歳）	高齢者人口 （65歳以上）
薦野区	1,816	258 (14.2%)	1,050 (57.8%)	508 (28.0%)
米多比区	1,956	378 (19.3%)	1,139 (58.2%)	439 (22.5%)
薬王寺区	774	130 (16.8%)	466 (60.2%)	178 (23.0%)
小山田区	333	37 (11.1%)	169 (50.8%)	127 (38.1%)
谷山区	1,523	201 (13.2%)	977 (64.1%)	345 (22.7%)
小野校区計	6,402	1,004 (15.7%)	3,801 (59.4%)	1,597 (24.9%)

（3）東校区

（単位：人）

自治会（行政区）	総数	年少人口 （0歳～14歳）	生産年齢人口 （15歳～64歳）	高齢者人口 （65歳以上）
筵内区	1,288	130 (10.1%)	694 (53.9%)	464 (36.0%)
久保区	1,897	335 (17.7%)	1,139 (60.0%)	423 (22.3%)
久保西区	1,068	142 (13.3%)	568 (53.2%)	358 (33.5%)
中央区	730	79 (10.8%)	348 (47.7%)	303 (41.5%)
古賀団地区	519	43 (8.3%)	259 (49.9%)	217 (41.8%)
庄北区	1,446	195 (13.5%)	885 (61.2%)	366 (25.3%)
庄南区	2,032	292 (14.4%)	1,250 (61.5%)	490 (24.1%)
東校区計	8,980	1,216 (13.5%)	5,143 (57.3%)	2,621 (29.2%)

(4) 西校区

(単位：人)

自治会（行政区）	総数	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)
古賀南区	1,608	167 (10.4%)	1,021 (63.5%)	420 (26.1%)
古賀北区	3,084	411 (13.3%)	1,975 (64.1%)	698 (22.6%)
中川区	2,129	342 (16.1%)	1,195 (56.1%)	592 (27.8%)
日吉台区	1,009	61 (6.0%)	468 (46.4%)	480 (47.6%)
鹿部区	4,476	1,114 (24.9%)	2,793 (62.4%)	569 (12.7%)
西校区計	12,306	2,095 (17.0%)	7,452 (60.6%)	2,759 (22.4%)

(5) 花鶴校区

(単位：人)

自治会（行政区）	総数	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)
古賀東区	1,234	148 (12.0%)	716 (58.0%)	370 (30.0%)
花鶴丘1丁目区	332	51 (15.4%)	205 (61.7%)	76 (22.9%)
花鶴丘2丁目1区	257	31 (12.1%)	145 (56.4%)	81 (31.5%)
花鶴丘2丁目2区	1,495	145 (9.7%)	895 (59.9%)	455 (30.4%)
花鶴丘2丁目3区	374	37 (9.9%)	167 (44.7%)	170 (45.4%)
花鶴丘3丁目区	1,305	104 (8.0%)	616 (47.2%)	585 (44.8%)
花鶴校区計	4,997	516 (10.3%)	2,744 (54.9%)	1,737 (34.8%)

(6) 千鳥校区

(単位：人)

自治会（行政区）	総数	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)
高田区	468	61 (13.0%)	259 (55.4%)	148 (31.6%)
さや団地区	434	71 (16.4%)	297 (68.4%)	66 (15.2%)
千鳥タウンコート区	279	40 (14.3%)	209 (74.9%)	30 (10.8%)
病院区	232	40 (17.2%)	191 (82.4%)	1 (0.4%)
千鳥北区	1,374	213 (15.5%)	809 (58.9%)	352 (25.6%)
千鳥南区	1,539	166 (10.8%)	947 (61.5%)	426 (27.7%)
千鳥東区	750	63 (8.4%)	560 (74.7%)	127 (16.9%)
東浜山団地区	406	75 (18.5%)	252 (62.1%)	79 (19.4%)
千鳥校区計	5,482	729 (13.3%)	3,524 (64.3%)	1,229 (22.4%)

(7) 花見校区

(単位：人)

自治会（行政区）	総数	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)
花見南区	2,207	333 (15.1%)	1,279 (57.9%)	595 (27.0%)
花見東1区	3,078	476 (15.5%)	2,043 (66.4%)	559 (18.1%)
花見東2区	2,943	469 (15.9%)	1,753 (59.6%)	721 (24.5%)
北花見区	170	26 (15.3%)	109 (64.1%)	35 (20.6%)
花見校区計	8,398	1,304 (15.5%)	5,184 (61.7%)	1,910 (22.8%)

(8) 舞の里校区

(単位：人)

自治会（行政区）	総数	年少人口 (0歳～14歳)	生産年齢人口 (15歳～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)
舞の里1区	1,015	118 (11.6%)	657 (64.7%)	240 (23.7%)
舞の里2区	970	119 (12.3%)	558 (57.5%)	293 (30.2%)
舞の里3区	737	93 (12.6%)	434 (58.9%)	210 (28.5%)
舞の里4区	1,395	172 (12.3%)	1,054 (75.6%)	169 (12.1%)
舞の里5区	2,006	249 (12.4%)	1,409 (70.2%)	348 (17.4%)
舞の里校区計	6,123	751 (12.3%)	4,112 (67.1%)	1,260 (20.6%)

8. 井戸ばた座談会での市民の声【自治会（行政区）別スローガン】

これからの地域福祉において、市民、社協、古賀市の三者で連携し、地域について考えていく必要があります。下記スローガンを各地域における地域生活課題解決の取組として共有していきます。

【青柳校区】

- ・コミュニケーションをとれる環境づくり（町川原1区①）
- ・何でも話せる隣近所（町川原1区②）
- ・「助けて」をちょっとずつで助け合う（町川原2区①）
- ・放っとかないよ頼ってね（町川原2区②）
- ・日頃のコミュニケーション力を高め、地域の人が安心して話ができる関係づくりをめざす（青柳区）
- ・声かけあって 健康第一（新原区）
- ・笑顔であいさつ！ありがとう！（今在家区）
- ・地域で支え合い友愛～外に出て声かけて小竹づくり～（小竹区①）
- ・わたしの自治会（行政区）という意識を作りあおう（小竹区②）
- ・わたしの楽しみ笑顔でつなぎみんなの笑顔で楽しい地域にしよう（小竹区③）
- ・各世代の想いを大切に世代間交流ができるシステムづくり（小竹区④）

【小野校区】

- ・大事にしよう、お隣さん！！何かあったらお隣さん 何でもかんでもお隣さん（薦野区）
- ・気軽に「困っているよ」と言えるご近所の関係を作る（米多比区）
- ・自然にできるあいさつと助け合い（薬王寺区）
- ・自然の付き合いの中で仲良くできる関係（小山田区）
- ・「なんしよう？」と気軽に声かける地域づくり（谷山区）

【東校区】

- ・公民館に憩いの場を作ろう！！（筵内区）
- ・挨拶、声かけ、笑顔の庄南（庄南区）
- ・声かけよう「おはよう、元気！！、こんにちは」（庄北区）
- ・地域住民の交流（久保区）
- ・気軽に声をかけられる地区づくり（久保西区）
- ・人が財産!!おしゃべり会開催！和・輪・話・わ（古賀団地区）
- ・遠からず、近からずの良い関係の中でお互いに声かけし合おう！（中央区）

【西校区】

- ・気軽に言える関係づくり（古賀北区）
- ・あいさつから始まる関係づくり（古賀南区）
- ・全員あいさつ運動で地域づくりネットワーク（中川区）
- ・声をかけあいつながりあう地域づくり（鹿部区）
- ・皆仲良く 声かけあって 日吉台区民（日吉台区）

【花鶴校区】

- ・日頃からの声かけをしよう（古賀東区）
- ・さりげなく、声をかけよう！！（花鶴丘1丁目区）
- ・1日10人の人とおしゃべりの関係づくり（花鶴丘2丁目1区）
- ・気軽に、地道に、見守り活動！！（花鶴丘2丁目2区①）
- ・自治会（行政区）、福祉会、育成会のコミュニケーションを図り、
多世代に渡り、地域のつながりを根強くしていく（花鶴丘2丁目2区②）
- ・日頃から少しでも活動に顔を出し、コミュニケーションがとれる地域（花鶴丘2丁目3区）
- ・出来る時に、出来る人が、出来る事を！！（花鶴丘3丁目区）

【千鳥校区】

- ・老いも若きも共に助け合おう！！（千鳥北区①）
- ・個人の活性化を視点にみんなで楽しい地域をつくろう！（千鳥北区②）
- ・次世代をいかに育てるか、信頼し合って生活できる地域に（千鳥北区③）
- ・声かけあい、安心の地域づくり（千鳥北区④）
- ・笑顔で声掛けや見守りが自然にできる地域（千鳥南区①）
- ・隣近所の人とあいさつや話をしたり、日頃から良い関係を作っておく（千鳥南区②）
- ・未永く活動行事の継続（千鳥南区③）
- ・声かけて笑顔あふれるまちづくり（千鳥東①）
- ・声かけ運動のすすめ（千鳥東②）
- ・住民参加型の活動をしていく団地（東浜山団地区）
- ・20年の歴史に感謝 家族総出動～いけいけゴーゴー！！～（千鳥タウンコート区）
- ・弱者にやさしい地域づくり（さや団地区①）
- ・笑顔であいさつ 何でも言える地域にしていこう！（さや団地区②）
- ・近所隣りのつながりを大切に！！（高田区①）
- ・1人暮らしの方や、新しく引っ越してきた方に対してまずは積極的な声かけ！（高田区②）
- ・人との豊かな関係を築き、ぬくもりのある高田区！！（高田区③）
- ・声掛けあって明るいまちづくり（高田区④）

【花見校区】

- ・あいさつ運動（花見南区）
- ・地域のつながり、声かけから！（花見東1区）
- ・あいさつはコミュニケーションの第一歩也（花見東2区）
- ・声かけて、あいさつし合える地域づくり（北花見区）

【舞の里校区】

- ・笑顔・声かけ・仲間づくり！！（舞の里1区）
- ・“遠い親戚より近くの他人” “向こう三軒両隣”
ハートとハートをぶつけ合おう！！（舞の里2区）
- ・声掛けでつながり合える舞の里3区（舞の里3区）
- ・「なんしよう？」「元気？」と声をかけよう！（舞の里4区）
- ・挨拶が飛び交う地域づくり（舞の里5区）

9. これまでの社協の主な取組（2019年3月末時点）

基本目標Ⅰ：「啓発～意識づくり～」

基本方針1：地域福祉意識の向上

具体的な取組①：地域生活課題の共有

【地域福祉意識の向上に向けた主な事業、講座等について】

事業名等	概要
福祉会連絡会支援	福祉会連絡会では、福祉会活動の活性化と情報交換及び交流を目的に、役員会（各小学校区代表）、全体会（各行政区福祉会長）をそれぞれ年3回行っています。会の運営に関しては、福祉会と社協が連携をとりながら支援を行っています。
校区福祉会支援	校区福祉会では、小学校区での各福祉会及び関係団体での情報交換、研修、交流を深め、それぞれの福祉会活動の活性化を目的に行っています。社協はその活動が円滑に行えるように支援を行っています。
区福祉会支援	住民相互の支え合い、住民による福祉問題の解決をめざして、古賀市内の45福祉会が、高齢者、障がい者や子育て世帯（こども・保護者）の閉じこもり予防、介護予防、健康づくり等を目的として、見守り活動、誰でも集える場（サロン活動）の推進を行っています。本会では、定例会及びサロン活動に参加し、活動内容の把握、情報の提供及び運営の支援等を行っています。福祉会立ち上げに向け、区長を中心とした地域住民との学習会の開催や立ち上げに向けての運営に関する相談支援等を行っています。（未設置区 病院区）
ミニミニ研修 （福祉員研修の開催）	福祉会連絡会において、福祉サービスや地域生活課題に対する理解等を深めることを目的に開催しています。
新任福祉員研修	新しい福祉員に向けて、社協が推進する地域福祉事業の説明及び、福祉会（福祉員）活動についての説明を行い、それぞれが地域での身近な困りごとや支えを必要としている人に、寄り添える福祉会（福祉員）をめざして研修会を行っています。
新規福祉会立ち上げ支援	福祉会立ち上げに向け、区長を中心とした地域住民との学習会の開催や立ち上げに向けての運営に関する相談支援等を行っています。（未設置区 病院区）
高齢者、障がい児・者の活動支援	仲間づくり、他団体、機関とのつながりづくりを目的に、井戸ばた座談会の開催や団体の啓発活動、相談支援、活動費助成を行っています。

事業名等	概要
ボランティア講座の開催 (市民向け・子ども向け)	市民向け・子ども向けのボランティア講座やボランティア交流会を行い、意識の向上や新たな担い手の発掘を行っています。
福祉学習支援及び 福祉学習プログラムの 提示	学校・地域・企業を対象に福祉に関する事柄の学習・研修や福祉用具の貸し出しを行い、知識・資源の提供のみならず、思いやりの心を育むことを目的としています。
社協による出前講座	福祉関係団体だけではなく、地域の多様な団体、事業、企業など、より多くの方に、福祉について知っていただくことを目的に「地域福祉について」や「視覚障がい者、車いす体験」といった福祉学習などを行っています。また、一部講座では障がい者団体に講師になっていただき、地域との交流を目的とした講座もを行っています。
ぼいす通信の定期発行	ボランティアの募集や事業の報告等を行い、ニーズの発見や新しい担い手の発掘をめざしています。
地域福祉事業のPR	地域福祉関連記事（地域福祉事業、講座、養成研修等）を、広報誌「社協だより」、チラシ、ホームページに掲載し普及と推進を図っています。
市民後見人養成研修	住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活ができるよう、判断能力が不十分な人の権利と財産を保護する「成年後見制度」の担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」を養成するための「市民後見人養成研修」を実施しています。
市民後見人等 フォローアップ研修	社協で活動している市民後見人、市民生活支援員を対象として「財産管理」や「身上監護」について専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）から学びます。新しい地域福祉推進の参画として市民後見人や市民生活支援員の活動が期待されています。
千鳥苑かわら版の発行	毎月1回市内9カ所の公共施設に掲示し、地域福祉の拠点として、事業の情報発信をしています。
男性の料理教室	毎月第一日曜日に男性のボランティア指導のもと、男性のみの料理教室を実施しています。
リラックス体操	毎月1回、ボランティア指導のもと、高齢者でも気軽に参加できる体操教室を開催しています。
ものづくり講座	毎月第3水曜日にボランティア指導のもと、手芸等の教室を開催しています。

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針1：拠点施設の活用

具体的な取組①：拠点施設における地域福祉活動の推進

【地域福祉活動に関する事業】

事業名等	概要
区福祉会支援※再掲 (集いの場づくり)	古賀市内の45福祉会が、公民館を拠点に、ひとり暮らしの高齢者や障がい者の閉じこもり予防、子育て支援を目的とし、見守り活動、誰でも集える場の推進を行っています。
地域支え合い ネットワーク(協議体)の構築	介護予防・日常生活支援総合事業において、豊かな地域福祉活動の充実をめざし、地域の支え合いネットワークの構築を行い、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせる体制を整備しています。
市民後見人等 ミーティング	社協で活動している市民後見人、市民生活支援員を対象として学習及び情報交換や交流の場として実施しています。事例検討等も通して利用者の困りごとや支援のあり方等日々の活動に役立てるため研鑽を積んでいます。
千鳥苑・小中学生への 学習室無料開放	保護者の就業等で安心して過ごせる居場所がない児童・生徒に、センターの無料開放を行っています。
センター送迎バス運行	市内要所に千鳥苑(古賀市社会福祉センター)を利用する方のためのバスの運行をしています。
買物支援	月に数回、利用者の利便性を図るために、野菜や日用品の移動販売の場の提供を行っています。
地域交流	千鳥校区福祉会主催の「もちつき大会」「そうめん流しの集い」の場の提供を行っています。
千鳥苑感謝祭、 カラオケ発表会	利用者の発表の場の提供を行っています。
親子料理教室	就学前の子どもと保護者の体験の場の提供を行っています。
春、秋のお茶会	自然良き環境の場において利用者同士のつながりの場の提供を行っています。
麻雀交流会	利用者が増えた麻雀の交流会を年2回行っています。運営、実施は利用者主催です。
夏休み子ども体験道場	日頃、体験できないような内容で子どもの居場所作りの場の提供を行っています。

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針 2：安心・安全な体制づくりの構築

具体的な取組①：権利擁護体制の構築

【権利擁護体制の構築に関する主な事業】

事業名等	概要
安心生活サポート事業	高齢や障がいのため日常生活に不安を持っている人が地域で安心して生活できるよう、相談援助や金銭管理などの生活マネジメントを実施し、困難事例に関しては、他の制度や機関との連携を強化しています。
法人後見事業	住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活ができるよう、判断能力が不十分な人の権利と財産を保護するため、家庭裁判所から成年被後見等の審判を受けた方の支援を本会が法人後見を受任し、財産管理や身上監護を行います。実施にあたっては、2015年度に市民後見人養成研修を修了した市民が、法人後見の中で市民後見活動を行っています。
生活よろず相談	千鳥苑（古賀市社会福祉センター）において、月に一度、利用者が困りごとを気軽に相談できる場の提供を行っています。
弁護士無料相談	8月と11月にそれぞれ1回ずつ、午後4枠を上限として、弁護士による無料相談を実施しています。相続や終活等に関する課題等を、1人45分を基本として受けています。
安心生活相談	日常生活において、不安を持っている人やその支援者に対し、相談窓口を設置しています。権利擁護制度、生活福祉資金、生活困窮等に関しては、具体的な支援も行っています。
生活福祉資金貸付相談	低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送ることができるようにすることを目的としています。資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額等それぞれの用途に応じて行っています。

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針 2：安心・安全な体制づくりの構築

具体的な取組②：災害に備えた地域づくり

【災害に備えた地域づくりにおける主な取組】

事業名等	概要
災害ボランティア本部設置 運営訓練の実施	災害発生時に災害ボランティア本部の設置や運営が円滑に進むために、定期的な災害ボランティア本部設置運営訓練を行っています。
災害ボランティア本部設置 運営の手引き 見直し	災害ボランティア本部設置訓練等とおし、手引きの内容を見直し、職員間で共通認識をもちながら、災害発生及び本部設置時に円滑に行動するための準備を行っています。
避難訓練の実施	千鳥苑（古賀市社会福祉センター）では、年2回、利用者と共に避難訓練、職員のための誘導訓練を実施しています。
災害時相互支援の推進 ・古賀市・自主防災組織との 連携	災害時相互支援協定の締結 ① 三市社協（福津、宗像、古賀） ② 宗像青年会議所 ③ 糟屋地区社協（一市七町、福岡県社協） 行政区自主防災組織を中心に計画される防災訓練への参加

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針 2：安心・安全な体制づくりの構築

具体的な取組③：見守り活動の充実

【見守り活動の充実における主な取組】

事業名等	概要
見守り活動支援	主にひとり暮らしの高齢者等を対象に、定期的に自宅を訪問し、困りごと相談や行事の案内、その他生活に役立つ情報の提供などを行っています。 この活動により、健康状態の確認や閉じこもり防止につながっています。

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針 3：福祉サービスの充実

具体的な取組①：福祉サービスの利用促進

【福祉サービスに関する主な事業】

事業名等	概要
居宅介護支援事業	利用者が、できるだけ自宅で自分らしく暮らせるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、その方に合った計画を作成しています。また、利用者を取り巻く家族等が抱えている生活課題にも目を向け、必要に応じ社協内部又は、外部相談窓口へつないでいます。
通所介護事業	住み慣れた地域で安心して健康的な在宅生活を送るため、運動や交流により生きがいや楽しみを感じることができるようサービス提供をしています。また、定期的に外出することでの閉じこもり防止、介護者の休息時間の確保的機能も持っています。
訪問介護事業	高齢者や障がいのある人が、在宅生活を継続していくために必要な家事援助・身体介護サービスを提供しています。また、子育て世帯等に対し、福祉制度で対応できない日常生活課題の支援をしています。訪問介護員の訪問による会話や相談を通して、身近な困りごとの発見につながる場合もあります。
特定相談支援事業	障がいがある人の生活ニーズを把握し、利用者の目標達成につながる利用者中心の計画作成に努めています。
安心生活サポート事業	高齢や障がいのため日常生活に不安を持っている人が地域で安心して生活できるよう、相談援助や金銭管理などの生活マネジメントを実施し、困難事例に関しては、他の制度や機関との連携を強化します。特に、相談援助として、福祉サービスの利用に関し、利用者の利益の保護を図る支援を行っています。
安心生活相談 ※再掲	日常生活において、不安を持っている人やその支援者に対し、相談窓口を設置しています。権利擁護制度、生活福祉資金、生活困窮等に関しては、具体的な支援も行っています。
生活よろず相談 ※再掲	千鳥苑（古賀市社会福祉センター）において、月に一度、利用者が困りごとを気軽に相談できる場の提供を行っています。

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針 3：福祉サービスの充実

具体的な取組②：地域における公益的な取組の推進

【地域における公益的な取組について】

事業名等	概要
古賀市社協独自 食糧支援	生活困窮者に対し、古賀市（賞味期限間近の災害時備蓄食料）、市民（食料品）からの寄附食料品を給付しています。
ふくおかライフ レスキュー事業	県内の社会福祉法人が団結し、生活困窮等に陥っていても既存制度では解決できずに困っている方々等に対して、各法人に配置されたサポーターが相談支援を行い、地域の社会福祉法人がそれぞれの専門性や資源を活かして相談援助と共に、現物給付（公共料金、食料品等）支援を行っています。
社会福祉法人連携	古賀市社会福祉法人連絡協議会（仮称）の立ち上げに向け準備会を実施しています。

基本目標Ⅲ：「連携～つながりづくり～」

基本方針 1：地域住民等による相互の連携

具体的な取組①：連携体制の構築

【連携体制の構築に向けた主な取組】

事業名等	概要
地域支え合い ネットワーク（協議体）の構築※再掲	介護予防・日常生活支援総合事業において、豊かな地域福祉活動の充実をめざし、地域の支え合いネットワークの構築を行い、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせる体制を整備しています。
区福祉会支援 （集いの場づくり） ※再掲	古賀市内の45福祉会が、主にひとり暮らしの高齢者や障がい者の閉じこもり予防を目的として、見守り活動、サロン活動を行っています。本会では、定例会及びサロン活動に参加し、活動内容の把握、情報の提供及び運営の支援等を行っています。
高齢者、障がい児・者の活動支援 ※再掲	仲間づくり、他団体、機関とのつながりづくりを目的に、井戸ばた座談会の開催や団体の啓発活動、相談支援を行っています。
個人、団体ボランティアの登録推進	社協に個人ボランティア・団体ボランティアとして登録をしてもらい、活動紹介や活動への支援、助成金の交付等を行っています。
ボランティア活動の場の提供	地域派遣ボランティアとして地域に周知を行い、各所から依頼があった場合にボランティアとの調整を行っています。個人ボランティアに関しても、地域からニーズがあった場合に個人ボランティアや関係機関とマッチングを行っています。
ボランティア団体 ヒアリング	ボランティア団体に対してヒアリングを行い、活動上の課題や希望を聞き取りながら、活動を円滑に行うことができるように支援しています。
市民活動支援センター、 地域活動サポートセンター 等との連携	市民活動支援センターや地域活動サポートセンターをはじめとした、ボランティアに関係する行政窓口（センター）等と定期的な情報交換を行い、各々の事業の質の向上を図っています。
ボランティア交流会の開催	社協に登録しているボランティア関係者のみではなく、ボランティアに興味がある市民全員を対象に行い、情報交換やグループワークを通してボランティア同士の連携の強化や新しい活動の場の提供等を目的とし、開催しています。

基本目標Ⅲ：「連携～つながりづくり～」

基本方針 2：包括的な相談支援体制の構築

具体的な取組①：多機関の協働による支援

【多機関の協働による支援に向けた主な取組】

事業名等	概要
区福祉会支援 ※再掲	古賀市内の45福祉会が、主にひとり暮らしの高齢者や障がい者の閉じこもり予防を目的として、見守り活動、サロン活動を行っています。本会では、定例会及びサロン活動に参加し、活動内容の把握、情報の提供及び運営の支援等を行っています。また、地域の活動団体や事業所等と連携していく準備を整えています。
当事者団体活動支援	当事者団体の活動相談と活動助成を行っています。また、当事者団体間での井戸ばた座談会を実施し、情報交換・交流や福祉会をはじめとした地域の他団体との連携を検討しています。
ボランティアセンター事業	ボランティア個人・団体への活動支援（相談・調整・活動助成等）と福祉学習（地域、学校、団体等）の推進を行っています。さらに、地域福祉推進のため、団体間をつながりづくりを進めていきます。
安心生活相談、安心生活サポート事業	住民の生活課題をワンストップで対応できる総合相談窓口の機能充実を進めています。また、利用者が持つ生活課題を解決するために、福祉会をはじめとした地域活動団体、医療機関や各種相談機関と連携し、支援を行っています。
介護、障がい福祉事業	福祉サービスを提供する中で、利用者を取り巻く地域住民、事業所等と連携しています。
社会福祉法人連携	古賀市の社会福祉法人が連携し、古賀市の公益的取組として行っていくべきものについて、検討していきます。

10. これまでの古賀市の主な取組（2019年3月末時点）

基本目標 I：「啓発～意識づくり～」

基本方針 1：地域福祉意識の向上

具体的な取組①：地域生活課題の共有

【地域福祉意識の向上に向けた主な研修・講座等について】

事業名等	概要
井戸ばた座談会 (重点的な取組)	井戸ばた座談会は、市民・社協・古賀市の三者が中心となって「地域、団体の発展、改善に向けて、現状や課題について話し合う場」を実施しています。
まちづくり出前講座 (重点的な取組)	市政に関する講座を設け、市民の要望に応じて市職員等を講師として派遣しています。市職員等が地域の公民館等に出向き市民に直接説明することにより、市政に関する市民の理解を深めます。地域福祉に関することや健康、子育てや障がい者福祉に関することなどさまざまな講座を実施しており、一部の講座については、社協や介護事業所等が講師として参画しています。
介護予防サポーター 養成講座及び フォローアップ研修	運動や音楽活動を通し、地域介護予防活動の推進を図ることを目的に、古賀市が推進する「家トレ運動」「ニギニギ体操」「ボール運動」「介護予防鍵盤ハーモニカ」「音楽レクリエーション」等の養成講座を実施しています。
ゲートキーパー研修	ゲートキーパー（自殺の危険性に気付き、適切な関係機関につなぐ）の役割を担う人材を養成する研修です。2018年度は、自殺対策計画を策定し、2019年度からは、計画に基づいた自殺対策の推進に取り組んでいきます。
健康づくり等 関連サポーター 合同研修	健康づくり等関連サポーター（健康づくり推進員、食生活改善推進員、介護予防運動サポーター、音楽ボランティア、子育て応援サポーター等）を対象に合同研修会を開催することにより、各サポーター及び団体の活動の充実を図るとともに、参加者の地域内での仲間づくりを推進しています。
高齢者ライフ プランニング 養成講座	古賀市内に在住する概ね60歳以上の方を対象に、今後の人生における、「生きがいづくり」「経済」「介護」「看取り」等の研修を行っています。受講者と共に生活を振り返りながら、今後のプランニングを行い、社会参画を促していきます。
子育て応援 サポーター定例会	地域と行政をつなぎ、一体となって子育て世帯を支援できるように、子育て応援サポーター定例会において「子育て支援」等について継続して学ぶとともに、地域で実施されている子育て支援（子育てサロン等）について情報共有を行い、子育て世帯に必要な情報を提供できるようにしています。

事業名等	概要
古賀市健康福祉まつり (2011年度から 単独開催)	毎年10月、サンコスモ古賀において骨密度等の健康測定や講演会、各団体におけるステージ発表といった健康や福祉などに関するさまざまな催し物を行い、健康や福祉などについて考えるきっかけの場として開催しています。
認知症サポーター 養成講座	周囲の理解と気遣いがあれば認知症になっても住み慣れた地域で少しでも長く安心して暮らせることができます。「認知症サポーター養成講座」では、認知症に関するさまざまな知識を習得でき、受講者は「認知症サポーター」となります。一人でも多く「認知症サポーター」を増やし、認知症の方が安心して生活できる地域をめざし、講座を開催しています。

基本目標Ⅰ：「啓発～意識づくり～」

基本方針1：地域福祉意識の向上

具体的な取組②：人権意識の高揚

【人権意識の高揚に向けた主な取組について】

事業名等	概要
いのち輝くまち☆こが	12月4日～10日までの一週間を「人権尊重週間」として、市内啓発を1976年から実施し、市民が共に生き、共に支えあう人権が尊重されるいのち輝くまちづくりをめざして、さまざまな啓発活動を行っています。
校区人権啓発研修会	「校区人権啓発研修会」は、各小学校区（8小学校区）を対象に、実状にあったテーマを選定し、啓発教材を活用したグループワークや講演会など、各小学校区で年2回、合計16回を開催し、地域内・地域間における人権教育の推進を実施しています。
古賀市同和問題を考える 市民のつどい	同和問題の解決を自分自身の課題としてとらえ、一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、街頭啓発や講演会などさまざまな人権啓発活動を行っています。
みんなの人権セミナー	古賀市人権施策基本指針が示す個別の人権問題から、それぞれの課題をテーマに講演会やフィールドワークを行っています。

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針 1：拠点施設の活用

具体的な取組①：拠点施設における地域福祉活動の推進

【主な拠点施設】

施設名	概要
古賀市介護予防支援センター 「ふれあいセンターりん」	高齢者等の健康の保持増進及び福祉の向上に資するため、生きがい活動等の介護予防支援事業を実施しています。
古賀市高齢者生きがい づくり支援センター 「えんがわ」	古賀市立古賀東小学校の旧用務員室を利用し、高齢者による高齢者の生きがいづくり、介護予防、レクリエーション及び世代間交流並びに地域福祉の向上に資する市民の活動を支援しています。2016年4月から貸館として運営しています。
千鳥苑 (古賀市社会福祉センター)	市民の社会福祉の充実、健康の保持増進及び教養の向上のため、市民の交流及び活動の場を提供しています。また、高齢者等に対し、通所による介護予防の支援や多世代間の交流促進といった生きがい活動【古賀市介護予防支援事業(しゃんしゃん)】を実施しており、地域福祉の拠点施設として展開しています。
古賀市障害者 生活支援センター「咲」	障がい者の日常生活を支えるため、仕事や家族などの心配事や、障害者手帳・障害福祉サービスなど制度に関する疑問を解消する身近な相談窓口として開設しています。センター内には、日中一時支援事業所「さくらんぼキッズ」や地域交流スペースを併設しています。また、センター内の相談室で定期的にピアカウンセリングを実施し、障がい者やその家族が相談員となつて、同じ立場で分かり合える悩みや経験談を話し合うことができる場を設けています。
ひだまり館(隣保館)	地域住民のコミュニティーセンターとして社会福祉の増進を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決を図るために設置された市の施設です。古賀市民で、社会福祉の増進や、隣保事業に則ったあらゆる人権課題の解決を図るための活動をしている団体やサークルと連携しています。
サンコスモ古賀 (古賀市保健福祉総合センター)	市民の健康増進及び福祉向上に関する総合的な施策を推進するとともに、市民の自主的な健康、安心、生きがいづくりの支援に資するために設置しています。2階研修室の貸出を行っており、地域福祉の拠点施設としても利用されています。

施設名	概要
市内児童館・児童センター	0歳～18歳までの子どもたちが、自由に遊んだり、また、自主的な活動を行うための施設として市内3カ所（米多比・千鳥・鹿部）に設置しています。乳幼児とその保護者を対象に、絵本をとおした活動、音楽をとおした活動、物づくりをとおした活動を行う乳幼児事業や小中学生を対象に、制作活動やゲーム・運動、また児童センターで行われるまつり等の企画・運営など「豊かな体験」と「異年齢交流」を目的とした事業を実施しています。
地域活動支援センター 「みどり」	精神障がい者の社会生活を支えるため、本人や家族からの不安や相談を、精神保健福祉士などの専門家と一緒に考えることができるよう、福岡病院（福岡市）敷地内に窓口を開設しています。また、センター内の憩いの場「ひろば」では、精神障がい者が気軽に立ち寄り過ごせる場所を設け、行事活動も実施し、居場所や社会との交流の機会を提供しています。
地域公民館	地域住民によって組織され、各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与し、住みよい地域づくりをめざした住民の自治活動実践の場として利用されています。
つながりひろば (市民活動支援センター)	NPOやボランティア活動など、さまざまな分野の市民活動を行っている団体や、これから活動をはじめようと考えている人たちが、交流したり、活動に関する情報の発信や収集をするための場所として、リーパスプラザこが中央公民館1階に開設しています。社協のボランティアセンターと連携し、団体活動への支援を行っています。
認知症カフェ	認知症の人やその介護者、地域住民、医療や介護の専門職が気軽に集い、交流する場として開設しています。支援する人たちが参加して話し合い、相談をしたり、情報を交換したりすることで、認知症の人やその介護者を地域全体で支援することを目的としています。2019年2月現在、サロンひばり苑（中央区）とケアラーズカフェ菜の花（リーパスプラザこが交流館内）の2カ所開設しています。
リーパスプラザこが (古賀市生涯学習センター)	市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援し、豊かな生涯学習社会の実現のため、生涯学習の拠点施設として開館しています。会議室等の貸出を行っており、生涯学習の拠点施設にとどまらず地域福祉の拠点施設としても利用されています。

【主な拠点施設における地域福祉活動支援事業】

事業名等	概要
古賀市公募型補助金	地域の課題の解決を支援し、市民生活の向上を図ることを目的に、市民活動登録団体等から地域の課題に関する公益的事業を公募し、当該事業に要する経費の一部につき公募型補助金を公募しています。
古賀市公民館類似施設整備費補助金	古賀市における社会教育法第 42 条の公民館に類似する施設の整備を促進し、社会教育を推進するため、補助金を交付しています。
古賀市高齢者生きがいがづくり支援活動補助金	古賀市高齢者生きがいがづくり支援センターの使用を通じて、高齢者による高齢者の生きがいがづくり、介護予防、レクリエーション及び世代間交流並びに地域福祉の向上に資する活動を行う団体に対し補助金を交付しています。
古賀市分館活動補助金	分館が行う地域活性化に向けた事業に対して補助金を交付しています。
古賀市分館教養学級活動補助金	分館が教養学級として行う講座等の事業に対して補助金を交付しています。
生涯学習笑顔のつどい	古賀市のさまざまな人や活動が、住んでいる地域や活動分野の垣根を越えて出会い交流すること、そして参加者が笑顔になれることをめざして、「生涯学習笑顔のつどい」という名前の実践発表・報告会を開催しています。
ヘルス・ステーションの設置	地域住民を主体とした子どもから高齢者までの健康づくりを推進するため、地域の人材と身近な公民館等の施設を有効に活用しながら、健康づくりに関する取組や地域のあらゆる活動をつなぎ、仲間とともに健康意識を向上するヘルス・ステーション活動を推進しています。

【居場所としての拠点施設の活用事例】

施設名	概要
古賀市地域活動サポートセンター「ゆい」	介護予防及び生活支援の地域活性化のための拠点として位置付け、地域の健康づくりや生きがいがづくり等のサロン活動の推進や介護予防サポーターの登録、それにもなう人材育成、地域のニーズと人材も含むマッチングなどを行っています。本センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域支え合いネットワークの拠点として、社協と連携し、地域の介護予防と生活支援の充実を図っています。
市内小学校の旧用務員室	主に校区コミュニティや放課後子供教室（アンビシャス広場）の活動の場として利用されています。
つどいの広場『でんでんむし』	乳幼児とその保護者が開館中（利用時間中）に自由に利用できる施設です。スタッフによる子育て等に関する相談や支援をはじめ、子育て情報の提供、子育て親子の交流を促進する等、子育て支援の拠点として、子育ての不安感や孤立感の軽減を図っています。
ひかりマザーズルーム (花見光保育園2F)	地域子育て支援拠点として、育児不安などについての相談指導、子育て情報の提供等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。
保育所体験「わくわく体験くらぶ」	就学前の保育所や幼稚園に通っていない児童と保護者を対象に保育所(園)を開放して、入所児童との交流を行い、子育てについて悩んでいる保護者に子育て相談・支援を行っています。
まつぼっくり食堂	医療法人恵愛会がサンコスモ古賀内の厨房・食堂施設を活用してまつぼっくり食堂を開設しています。まつぼっくり食堂では、障害福祉サービス就労継続支援B型事業所として、就労支援の場であるとともに、地域住民が集う場としても機能しています。
ミニつどいの広場 (青柳・古賀西・花見・舞の里学童保育所内)	地域の身近な場所で乳幼児とその保護者が気軽に集えるため、近所の子育て仲間と知り合える居場所となっています。また、地域の子育て支援者がスタッフとして携わっており、地域の中で子育てがしやすい環境づくりをしています。

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針 2：安心・安全な体制づくりの構築

具体的な取組①：権利擁護体制の構築

【各福祉分野における権利擁護体制の構築に向けた取組】

分野	取組内容
障がい福祉	<p>(1) 古賀市障害福祉サービス事業所連携会議において、社協と連携して成年後見制度の研修を実施しています。</p> <p>(2) 本人が申立てできず申立をする親族もいない場合、市長による成年後見申立を行い、本人の経済状況により申立費用と後見人等に対する報酬の助成を行っています。</p> <p>(3) 障害者生活支援センター「咲」に、障害者虐待防止センター業務を委託（2012年度～）し、休日や夜間も受付できる相談体制を整えています。</p>
高齢者福祉	<p>(1) 法人後見事業を行う社協と連携し、成年後見制度の支援体制の充実を図っています。</p> <p>(2) 本人が申立てできず申立てをする親族もいない場合、市長による成年後見申立を行い、本人の経済状況により申立費用と後見人等に対する報酬の助成を行っています。</p> <p>(3) 虐待対応マニュアル等を活用し、虐待の背景を探りながら、本人の安全確保や家族等への支援を含め、対応や専門機関の支援へつないでいます。</p> <p>(4) 虐待を早期に発見できるよう、関係機関や地域との連携、相談窓口の周知や虐待防止に向けた啓発活動を行っています。</p>
児童福祉	<p>(1) 児童相談所と連携し、子どもの虐待対応及び支援を行っています。</p> <p>(2) 要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止に関する啓発に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、要保護児童、要支援児童の早期発見やこれらの児童や特定妊婦等に対し、適切な保護・支援を行っています。</p>

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針2：安心・安全な体制づくりの構築

具体的な取組②：災害に備えた地域づくり

【災害に備えた地域づくりにおける主な取組】

事業名等	概要
安心安全キットの配布	災害時に一人ひとりの支援内容を記載した個別計画書の作成依頼と、その計画を保管する安心安全キットを配布しています。
緊急避難場所・避難所の協定の締結	緊急避難場所・避難所の協定を締結し、災害時における避難場所の確保に努めています。
「古賀市地域防災計画」の策定	災害対策基本法に基づき、市民の生命・身体・財産を守るための市における災害予防・災害応急対策・災害復旧などを定めた計画を策定しています。
「古賀市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」の策定	避難行動要支援者が、安全かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達、避難誘導等の避難支援を受けられる体制を整備することを目的に策定しています。
自主防災組織との連携	自主防災組織への避難行動要支援者制度の説明、有事の際の台帳の活用等について啓発しています。
総合防災マップの配布	日頃の備えや、災害別の避難所一覧（指定緊急避難場所、指定避難場所、福祉避難所）、ハザードマップなどを掲載した総合防災マップを配布し、市民に災害避難や防災に関する啓発を行い、災害時の円滑かつ安全な避難体制の向上をめざしています。
日本赤十字社福岡県支部との連携	日本赤十字社福岡県支部と連携し、災害発生時の救援物資の配布をはじめとしたさまざまな取組を行っています。
備蓄倉庫の設置	市内8カ所に備蓄倉庫を設置し、災害に備えています。
避難行動要支援者実態調査の実施	民生委員児童委員協議会による避難行動要支援者実態調査を実施しています。
まちづくり出前講座の実施	地域の防災力を高めるためのまちづくり出前講座を実施しています。
要支援者台帳の作成	避難行動要支援者の把握と支援者への情報提供を目的に要支援者台帳を作成し、自主防災組織に提供しています。

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針2：安心・安全な体制づくりの構築

具体的な取組③：見守り活動の充実

【見守り活動に関連した事業】

事業名等	概要
安否確認緊急対応 コール事業	70歳以上の一人暮らしの人を対象に、不安時並びに急病や災害などの緊急時に、機器を用いて緊急通報センターに連絡することで、相談先の確保と予め組織された地域協力体制により、対象者の不安の緩和と救助を行っています。
古賀市地域移動 サポート事業補助金	歩行が困難な者、自動車を運転することが困難な者その他自動車中心社会において移動を制約される者(以下「交通弱者」という。)の日常生活に必要な行動の補完をするため、地域の交通弱者の輸送を実施する校区コミュニティ、自治会(行政区)又は組合等の運営主体(以下「運営主体」という。)に対して補助金を交付しています。
認知症高齢者等徘徊SOS ネットワーク事業 「徘徊高齢者探してメール」	認知症高齢者等やその介護者が安心して生活できる環境を整えるために、2014年度から、徘徊のおそれがある人の事前登録と、登録した人が行方不明になった際に捜索協力のメール配信を行う事業を、警察署と連携して広域(福岡市、糟屋地区、宗像地区の自治体)で行っています。
配食サービス事業	栄養バランスのとれた食事を配達すると共に、安否確認を行っています。
ひとり暮らし高齢者等見守り活動	市と市内・外にある新聞配達、電気、ガス、生協、郵便局、ゴミ収集、宅配弁当屋など配達等の事業者と協定を結び、日常の配達業務などでひとり暮らし高齢者等の異変を察知した時に市へ通報する活動を行っています。

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針 3：福祉サービスの充実

具体的な取組①：福祉サービスの利用促進

【福祉各分野における福祉サービスの利用促進に向けた主な取組】

分野	取組内容
障がい福祉	<p>(1) 毎年「障害福祉のハンドブック」を作成し、はじめて手帳を取得された方にはハンドブックをお渡しすると同時に福祉サービスの利用について説明を行っています。</p> <p>(2) 年長児をもつ保護者に対し、放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業について説明を行い、保護者の不安や疑問が解消できるよう就学前勉強会を実施しています。</p> <p>(3) 障がい者やその家族からの相談を受ける機会が多い、古賀市障害者生活支援センター「咲」や地域活動支援センター「みどり」、障害者就業・生活支援センター「ちどり」や古賀市無料職業紹介所との連携を図り、障がい福祉制度の周知を行っています。</p> <p>(4) 毎年、特別支援学校に通う保護者や教諭への制度説明会を実施しています。</p>
高齢者福祉	<p>(1) 介護保険制度の改正時に合わせて3年ごとに「介護保険べんり帳」を作成しており、介護保険の仕組みや介護・介護予防サービスの利用について、窓口や出前講座の際に周知を行っています。</p> <p>(2) 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター「寄って館」の職員が、積極的に地域に出向き、相談支援を行っています。相談内容に応じて、介護・福祉サービスの情報提供や関係機関への連携を図っています。</p>
児童福祉	<p>(1) 子育て支援の最新情報を提供するため、毎年子育てBOOKを作成し、子育て世帯に子育て情報が行き届くよう、乳児全戸訪問等を通じて子育てBOOKを配布しています。</p>

基本目標Ⅱ：「環境～居場所づくり～」

基本方針 3：福祉サービスの充実

具体的な取組②：地域における公益的な取組の推進

【地域における公益的な取組の推進における主な取組】

事業名等	概要
社会福祉法人への情報提供	国や県をはじめとした関係機関からの地域における公益的な取組に関する情報を古賀市所管の社会福祉法人に情報提供しています。

基本目標Ⅲ：「連携～つながりづくり～」

基本方針 1：地域住民等による相互の連携

具体的な取組①：連携体制の構築

【相互の連携に向けた主な取組】

事業名等	概要
古賀市校区まちづくり活動事業交付金	公益的な市民活動を行う校区コミュニティの活動を支援することを目的として交付金を交付しています。
生活支援コーディネーターの配置	地域に入りこみながら地域状況を把握し、地域の支え合いが育つような地域活動や人間関係を掘り起こし、それぞれの活動の継続や拡大・改善に向け相談を受け、社会資源のマッチングを行います。また、技術的な支援や、必要に応じて、財政的な支援を行うことで、地域資源として組織化していくよう取り組んでいます。
地域支え合いネットワーク	地域で介護予防・生活支援の充実を図るため、協議の場となる地域支え合いネットワーク（協議体）を構築しています。地域の中から出てくる支援ニーズを基礎として地域のあらゆる資源等を探り、地域では解決できない課題は、行政・法人等の多様な主体が支援する中で解決の方法を見出します。
古賀市地域力アップ事業補助金	身近な課題を解決するため、地域の特性を生かした自発的な取組みを行う校区コミュニティに対して補助金を交付しています。
つながりひろば （市民活動支援センター） ※再掲	NPOやボランティア活動など、さまざまな分野の市民活動を行っている団体や、これから活動をはじめようと考えている人たちが、交流したり、活動に関する情報の発信や収集をするための場所として開設しています。社協のボランティアセンターと連携し、団体活動への支援を行っています。

基本目標Ⅲ：「連携～つながりづくり～」
 基本方針2：包括的な相談支援体制の構築
 具体的な取組①：多機関の協働による支援

【生活再生支援担当における主な取組】

事業名等	概要
求職活動中の住居確保の支援	求職活動を支えるために、家賃相当額の住居確保給付金を一定期間支給しています。
求職活動の支援	市役所庁舎内の無料職業紹介所やハローワークと連携し、求職活動を支援しています。
家計見直し・債務整理の支援	家計収支の見直しや債務整理について、家計相談支援員が継続的に支援しています。
相談窓口の案内	困りごとを解決するための相談窓口について情報提供し、市役所内外の機関と連携して支援しています。

暮らし、しごと、お金のことでお困りの方へ
1人で悩んでいませんか。
まずはご相談ください。

古賀市では、暮らし、しごと、お金等で悩んでいる方を対象に困りごとの相談をお受けしています。専門の相談員が、一人ひとりの状況に応じたサポートをしていくことで、自立した生活が送れるよう支援します。一緒に解決の方法を探していきましょう。

ひきこもりの家業のことが心配
 仕事が終わらないうちから不安が湧いてくる
 自分の生活が厳しくなった

● 仕事を始めて家計が不安定な方！
 家計を安定化するために、家計相談員と一緒に家計を整理します。
 ※家計相談員がご自宅へお伺いします。

● 借金や家計のやりくりで悩んでいる方！
 家計の見直し、借金やクレジット・借金や債務等について、相談員にお話しします。

● ほかほか仕事が見つからない！
 市内のなかから無料職業紹介所やハローワークと連携して求職活動を支援します。

● どこに相談してもいいかわからない
 相談員のご自宅や市役所内、また関係機関と連携して適切な支援を行います。

状況に応じた支援

まずは、お電話ください！
 <お問い合わせ>
 サンコスモ古賀 福祉課 生活再生支援担当
 電話 092-942-8290
 〒816-0001 古賀市宮内2-20-5 205 番地
 メールアドレス shisei@city.koga.lg.jp

相談と支援の流れ
 早い相談は、解決への近道です。

ステップ1
まずはお電話ください！ ☎ 092-942-8290
 ※相談員が電話からお伺いします。困っていることを伝えてください。
 ※内容によって、窓口や手紙でもご案内します。
 ※相談員による訪問相談も可能です。

ステップ2
どうしたらいいかわからない場合は一緒に考えましょう
 ※お話をしながら、あなたの悩める問題を整理します。
 ※あなた自身の考えを整理しながら、解決方法を相談員と一緒に考えます。
 (生活再建のためのプラン【目標】をつくります。)

ステップ3
あなたのがんばりをサポートします
 ※あなたが決めた目標を達成できるよう、相談員や関係機関があなたをサポートします。

暮らしの中の相談のほか、下記の相談も行っています。

家計相談支援
 日々の家計管理や将来の生活設計など、お金の関する不安や悩みのある方の相談に応じます。現金やクレジットなどの借付や債務の整理を行うこと、相談員自身が家計を整理する力や、VISA、クレジットカードの使い方などをお話しします。
 ※相談員がご自宅へお伺いします。(要予約)

住居確保給付金
 就職などで住居がなくなった、または失いそうなお方、働く能力が低い状態のある方に家賃補助金や一定期間の家賃補助金を支給します。生活のよりよい暮らしを応援するためです。就職に向けた支援も行っています。

就業
 ※就職先が求職先や求職活動の支援
 ※就職前に研修の機会を提供している方
 ※求職活動の支援や、ハローワーク、求職活動の支援などを行います。

(生活再生支援担当周知のチラシ)

【各福祉分野における関係機関による協議会等】

協議会名等	概要
地域活動サポートセンター 「ゆい」運営委員会	地域における介護予防と生活支援活動の活性化を目的とした施設として、適切な運営が行われているかについて、定期的に確認し、より充実した活動を行うために、協議を行っています。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図ることを目的に、地域の支援者を含めた多職種（行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員、保健医療関係者等）で構成される「地域ケア会議」を開催しています。「地域ケア会議」は、個別ケースの検討や地域での課題の把握を行う「地域ケア個別会議」（月2回）と、市全体の政策形成を行う「地域ケア推進会議」（年1回）で構成されています。地域ケア推進会議では、集約された課題からよりよい地域づくりつなげていくための検討を行っています。
古賀市在宅医療・介護連携協議会 「コスモスネット」	2025年問題に向けた地域包括ケアシステムの構築のため、地域における医療・介護の連携を促進するため、市内の在宅医療・介護・福祉等の関係者による評議会で、情報の共有や地域住民への普及啓発をはじめとした、さまざまな活動を行っています。
古賀市障害福祉サービス事業所 連携会議	古賀市内や近隣の障害福祉サービス事業者等の関係機関が定期的に集まり、事業所紹介や事例報告、見学会・研修会を行うことで、情報を共有し、福祉サービスの質の向上を図っています。
古賀市障害福祉サービス事業所 連携会議就労部会	障がい者が、生きがいをもって生活が出来るように、働きたいというニーズを実現でき、安心して働き続けられる環境整備の推進を目的として、古賀市近隣の障害福祉サービス事業所からなる古賀市障害福祉サービス事業所連携会議就労部会を設立しています。就労部会において、職場体験の場の確保やセミナー・ツアーを企画・実施し、障がい者の社会参加や就労を促進しています。
古賀市要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止のため、関係機関とのネットワークを構築するとともに、一人ひとりの実情にあった保護や支援を行い、成長の過程で途切れることのない支援体制を構築しています。

11. 2017年度古賀市まちづくり出前講座実施状況

NO.	内容	担当課	実施 件数
1	市長と語るまちづくり	経営企画課	5
2	古賀市の財政事情	財政課	0
3	選挙のしくみ	総務課	0
4	個人情報保護制度について	総務課	1
5	人権ひろば（考えようみんなの人権）	人権センター	11
6	みんなで語ろう・学ぼう地域のこと	福祉課	1
7	国土調査(地籍調査)について	建設課	0
8	下水道のしくみ	下水道課	0
9	水道のしくみ	水道課	0
10	古賀市のし尿処理施設（海津木苑）について	海津木苑	3
11	らく得！雑かみ分別講座	環境課	4
12	Let's エコアクション！家庭でできる省エネ・節電対策	環境課	0
13	まちをきれいに！簡易除却団体になりませんか？	都市計画課	0
14	賢く学ぼう！こどもの健康と生活習慣	予防健診課	0
15	「どならない子育て講座」	子育て支援課	1
16	子育て支援について	子育て支援課	1
17	地域で子どもを守ろう！	子育て支援課	1
18	育てよう地域・社会で青少年	青少年育成課	1
19	し尿処理施設海津木苑「排育について」	海津木苑	1
20	子どもお話し会	文化課	1
21	バスの乗り方・使い方～市内公共交通について～	経営企画課	1
22	税のしくみについて	市税課	0
23	悪徳商法から自分を守るコツ	商工政策課	7
24	防犯について	総務課	3
25	男女で防災を考えよう！！	コミュニティ推進課	4
26	防火防災講話	粕屋北部消防本部予防課	0
27	防火教室	粕屋北部消防本部予防課	1
28	救急講習	粕屋北部消防本部警防課	2
29	予防救急講習会（高齢者対象・乳幼児対象）	粕屋北部消防本部警防課	1
30	防災力アップだ！～総合防災マップを見て考えよう～	総務課・福祉課	5

NO.	内容	担当課	実施 件数
31	みんなでつくろう！自助・共助の地域づくり	総務課・福祉課	0
32	国民健康保険・医療制度講座	市民国保課	1
33	住民票等の本人通知制度について	市民国保課	0
34	障がい者福祉について	福祉課	2
35	生活保護制度について	福祉課	1
36	生活困窮者自立支援制度について	福祉課	0
37	介護保険制度のしくみとサービスの利用について	介護支援課	2
38	成年後見制度について～あなたの財産や権利を守ります～	介護支援課	1
39	認知症サポーター養成講座	介護支援課	5
40	地域包括支援センター「寄って館」について	介護支援課	2
41-①	古賀歴史探訪ボランティアガイド	文化課	1
41-②	古賀歴史探訪ボランティアガイド	文化課	1
42	世紀の発見「船原古墳」謎とロマンの古代史講座	文化課	2
43	お口の健康づくり	予防健診課	2
44	見てすぐわかる！からだのしくみと生活習慣	予防健診課	5
45	糖尿病予防の食事	予防健診課	5
46	減塩のはなし	予防健診課	4
47	子どもの成長と食事	予防健診課	1
48	「たばこ・アルコール」について	予防健診課	0
49	今から始める介護予防	介護支援課	3
50	認知症を予防しよう	介護支援課	3
51	介護予防運動教室体験講座	介護支援課	3
52	ボールゲーム体験講座	介護支援課	2
53	始めよう！すき間時間で家トレ！	介護支援課	7
54	鍵盤ハーモニカ体験会	介護支援課	3
55	地域でウォーキング	生涯学習推進課	13
56	スポーツチャレンジ教室	生涯学習推進課	7
57	知って実践！しっかり学べる健康アップ講座	予防健診課	21
合 計			152

12. 社協ボランティアセンター登録団体

NO.	団体名	主な活動
1	古賀手話の会	聴覚に障がいがある人とコミュニケーションを図るため、手話の技術学習はもとより、福祉に関する学習、聴覚障がい者との交流・啓発など、幅広く活動しています。
2	古賀市音訳ボランティア「カナリヤ」	視覚障がい者等の方々に、古賀市広報誌・定期刊行物・PHP誌の音訳CDを制作し、郵送しています。他に視覚障がい者の依頼に基づき希望の出版物の音訳をし、CDにして届けています。これらの活動を通して利用者さんとの交流も行っています。
3	ひまわりの会	<p>○お楽しみ会、安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回、手料理を持ち寄り、ひとり暮らしの高齢者（登録会員）を対象に、千鳥苑でお食事会（お楽しみ会）を開催しています。お楽しみ会では、踊りやコーラス等の披露の場提供や健康体操の指導等を、しゃんしゃんと合同で行っています。 ・月1回、登録会員に電話で安否を確認しています。 ・年3回、バスハイクで親睦を深めています。 <p>○月1回千鳥苑しゃんしゃんご利用者の食事づくり</p>
4	点訳奉仕 ルイの会	文章や書籍などを点字に直すのが主な活動で、勉強会や点字指導も行い点訳カレンダーの作成、配付をしています。
5	高齢者・障がい者支援ボランティア「みつば会」	ハンディを持った方々の社会参加への喜びや楽しい時間を共有することを目的に、デイサービス利用者や障がいのある方とのふれあい活動を行っています。
6	布おもちゃ「とまと」	おもちゃの絵本を、布のもつあたたかさ、安全さ、色彩の鮮やかさを利用して、作成しています。作成した布おもちゃは子育てサロン、託児グループ、障がい者、高齢者に関わる施設や団体へ貸出をしています。また、布おもちゃづくり講習なども行っています。
7	太陽の会	発達遅滞のある子どもたちに対し、歌遊びや軍手体操、粗大体操、個別指導を行っています。また、雇用やレクリエーションにも取り組んでいます。
8	文の会	ひとり暮らしの高齢者に「お元気ですか？」という気持ちをハガキに込めて、季節のお便りを送り、ひとときの心のやすらぎを感じていただけたらいいなどの思いで活動しています。

NO.	団体名	主な活動
9	朱鷺の会	2か月に1回、なみの里で大型絵本や紙芝居をしています。入居している仲間の人たちも紙芝居を読んだり、一緒に歌を歌ったりしています。時にはお琴とのコラボをしています。依頼を受けて、公民館に紙芝居を持って行ったり、百人一首の講座などにも取り組んでいます。
10	リンパトリートメント アソシエイツボラボラ リンパの会	有資格者によるリンパ、ハンドトリートメントの技術、また癒しの時間を提供することで、高齢者・障がい者・疾病のある方等のメンタルケアの一助になればと思っています。
11	あろばら	アロマセラピーとはどういうものなのか、幅広く多くの方に知っていただくため、産婦人科関連施設や社協を通じてのご依頼による地域活動への参加を、アロマトリートメントや講座というかたちで実施し、癒しの時間を提供しています。
12	古賀要約筆記の会 うさぎ	中途失聴・難聴者の方の社会参加を目的に、日本語の話し言葉を日本語で通訳するための勉強会を行っています。また、聞こえの不自由な方々の耳代わりとなるための勉強会や交流・支援も行っています。
13	古賀市緑の まちづくりの会	古賀市の「緑を守り育てることで豊かで住みやすいまちづくり」を目的としています。園芸福祉を行うことで、市民、施設利用者、子どもたちに「いやし」「思いやり」「命の大切さ」を感じてもらえるよう活動しています。古賀グリーンパークの森づくりも続けています。
14	古賀子どもの本の交流会	絵本やストーリーテリングなどを通して、子どもの心の成長や大人の読書環境づくりを愉しめるように、企画事業や子どもの読書普及活動を行っています。子育て中の母親を対象としたサロンも展開中です。
15	アンダンテ	リコーダーの優しい音色を多くの人に知っていただき、楽しんで聴いていただきたいです。
16	古賀市民オーケストラ	毎年、年2回大きな演奏会を実施しています。その他にも病院、学校、高齢者施設や福祉会、自治会（敬老会、成人学級等）等への訪問演奏をしています。
17	傾聴ボランティア 「ひだまり」	月に1回の勉強会を通して、コミュニケーションの基本である「傾聴」について理論や技法を学び、傾聴ボランティアや日々のコミュニケーションに活かしています。また、ヘルスカウンセリング学会の有資格者による、メンタルケアの無料相談も行っています。
18	舞の里おやじバンド	古賀市及び周辺地域の福祉施設や各種イベントにて演奏活動を行っています。

NO.	団体名	主な活動
19	ふきのとう	古賀市内のデイサービスにて手作り料理の提供を行っています。
20	ハーモニカクラブ “こすもす”	ハーモニカ演奏を生きがいの一つとし、自らの社会参加と社会貢献をめざし、ハーモニカの持つ“癒しの音色”で、懐かしい童謡・唱歌・歌謡曲・演歌（艶歌）を、福祉施設や各地区の福祉会のサロン活動等で演奏しています。
21	古賀レクの会	子どもから高齢者まで、多人数が集まる場所に赴き希望のレクリエーションを実施することにより、皆様に笑顔と元気を届け、ひいては地域の良好な関係を醸成することをめざして活動しています。
22	古賀紙芝居サークル 「カチカチ会」	紙芝居の自主制作と上演を通し、会員相互の理解と連携を深め、地域高齢者福祉・児童教育・文化活動等に貢献するボランティア活動を行っています。
23	古賀BGバンド	デイサービス関連施設を中心としたボランティア演奏活動や、地域行事等に貢献できる演奏活動を行っています。
24	古賀すたいる	地域webサイト「古賀すたいる」の運営や、「古賀すたいる」と連動した紙媒体の発行、イベントを実施しています。

(基準日：2018年10月31日現在)

13. 当事者団体紹介

NO.	団体名	主な活動
1	古賀市シニアクラブ連合会	メインテーマ：「のばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」 少子高齢化が進む今日、高齢者の健康長寿への取組を重点に、若い世代と手を携え絆社会の創造をめざします。そして、「健康」「友愛」「奉仕」の三大運動のいっそうの推進を図っています。
2	古賀市身体障害者福祉協会	近年の障がいの多種複雑化に対し、市民・行政からのご指導・ご協力・ご配慮をいただきながら、地域共生社会を目標に、誰もが安心して安全なまちをめざし一歩ずつ進んでいきます。
3	古賀市障がい児・者 親の会	知的・発達障がい等のある人や子どもの暮らしを支え、人として認められるべき権利（基本的権利）を守り、幸せな生活ができるための活動を行っています。
4	ぼちぼちクラブ ～あたしんち～	障がい児・者とその家族が、ボランティアとともに気楽に集まることができる居場所をつくり、会員それぞれの障がいを理解し、ともに活動することにより、子どもの自立、成長を喜び、保護者・ボランティアのさまざまな情報交換の場とします。
5	古賀市視覚障がい者の会 「ネットワークこだま」	会員の自主的団結により視覚障がい者福祉の増進を図り、生活の安定、資質の向上、相互の親睦により明朗な社会生活の実現に努めています。
6	古賀市「コッコの会」	障がい種別をこえた交流を通じて、互いを理解し、共通の課題に取り組むとともに、地域での支援及びボランティア、サポーター等との交流を深め、完全な社会参加と自立につながる行動を行っています。
7	あじさい園	精神疾患当事者及び家族等が、励まし合い、支え合い、学び合うことを通じて、精神保健福祉知識の普及、精神疾患当事者に対する地域社会の理解の促進をめざします。また、会員間の親睦を図っています。
8	古賀市在宅介護者の会 「菜の花会」	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の悩みやぐちを自由に話せる場を作ります。 ・心や体をほぐす軽い運動、音楽を楽しみます。

(基準日：2018年10月31日現在)

14. つながりひろば（市民活動支援センター）市民活動登録団体【抜粋】

【保健、医療又は福祉の増進を図る活動】

NO.	団体名	主な活動内容
1	古賀手話の会	手話をとおして、ろう者との交流と社会参加を支援
2	古賀市音訳ボランティア 「カナリヤ」	広報物や出版物の音訳、視覚障がい者との交流
3	特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス 日本・福岡	知的障がいのある方たちへの継続的なスポーツトレーニングと競技会の提供。自立と社会参加の促進
4	古賀要約筆記の会 「うさぎ」	聞こえに不自由されている方の社会参加支援
5	傾聴ボランティア 「ひだまり」	傾聴力を高め、傾聴ボランティアを推進
6	特定非営利活動法人 コスモキャンパス	障がい児（者）や不登校児を対象とした共同作業所の活動をとおして、さまざまな福祉活動の推進
7	特定非営利活動法人 市民後見センター ふくおか	成年後見制度の周知啓発、シニアライフ悩み相談
8	点訳奉仕「レイの会」	文書や資料の点訳、小学校での点字の指導
9	歩きんしゃい会	まち歩きで仲間づくり、健康づくり
10	リンパトリートメント アソシエイツ ボラボラリンパの会	リンパトリートメントによる癒しと地域の方との交流
11	shining heart こが	がん検診の普及啓発と受診率向上に向けた活動
12	古賀市登山協会	登山を通じた市民の健康づくり
13	発達支援の会ふんわりこ	発達障害の児童0才～大人までの支援及び保護者の支援
14	障がいがある子の 学校生活を考える親の会	障がいがある子ども達が心豊かな学校生活を送るための支援活動と会員相互の情報交換
15	古賀市「ココの会」	障がい者の方との交流、イベント参加

（基準日：2018年5月31日現在）

【子どもの健全育成を図る活動】

NO.	団体名	主な活動内容
1	古賀アートフレンズ 25	子どもたちの生きる力・豊かな情操を育む絵画展示活動
2	古賀海洋少年団	海洋訓練・集団活動をととした青少年健全育成
3	古賀子どもの本の交流会	子どもたちの読書環境づくり（読み聞かせ、だじゃれ大会、科学実験教室）
4	たけのこ文庫	子どもの読書環境づくり（読み聞かせ、本の貸出、読書クイズ）
5	ガールスカウト 福岡県第 31 団	さまざまな体験活動をととした青少年の健全育成
6	布おもちゃ「とまと」	幼児のための布おもちゃ、布絵本の製作とその有効活用
7	太陽の会	発達遅滞のある子ども達への早期教育（発達補助）
8	特定非営利活動法人 古賀新宮子ども劇場	子どもが豊かに育つ地域づくり（子どもへの舞台芸術提供、子育て支援、子どもの諸活動に関する事業）
9	おはなし会昔っコ	昔話を語り伝え、聞き手と共に楽しむお話会の実施
10	古賀市少年の船の会	青少年の健全育成活動を通じて、青年と子どもの交流
11	すまいるファミリー	地域の子育て支援、集団託児の活動、親子読書活動の推進

（基準日：2018年5月31日現在）

15. 用語集

	用語名	説明	主な掲載ページ
あ 行	井戸ばた座談会	地域住民等を対象として地域で暮らしていく上での課題をみんなで共有し、解決方法を考えていく座談会。	17
	NPO	Non-Profit Organization の略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。	29
か 行	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護サービス提供の全過程において、常に適切なサービスが提供されるよう管理する人。要介護者や家族等からの相談に応じ、市町村やサービス事業者などとの連絡・調整を行う。	57
	介護予防・生活支援サービス	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを行う事業。「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成される。	30
	介護予防サポーター	身近な地域で、健康づくりや介護予防活動の活性化をめざし、運動活動（玄米にぎにぎ体操等）や音楽活動（音楽レクリエーション等）などの支援を行うサポーター。	42
	核家族	ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。	11
	虐待	自分の保護下にある者（ヒト、動物など）に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うこと。	1
	健康づくり推進員	地域の健康づくり教室や出前講座、市主催の行事において、骨密度測定など各種健康測定機器の測定や結果の説明を通して、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民の健康づくりのお手伝いをする人。	53
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人の代理としてその権利の行使やニーズの保護を行うこと。	21
	校区コミュニティ	良好な地域社会をつくるため、市内の小中学校区内の市民、自治会及びその他の団体等によって主体的に組織された団体。	29

	用語名	説明	主な掲載ページ
か 行	コーホート要因法	「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。	10
	子育て応援サポーター	市内の妊産婦や乳幼児及びその保護者に対し、健康や子育てに関する情報提供や乳幼児健診の案内、未受診者への受診勧奨、保護者の（悩み・相談等）の傾聴などを行い、子育て中の家を支援するサポーター。	53
	古賀市人権尊重推進委員会	市民が共に生き・共に支え合う人権を尊重するまちをめざして、様々な人権問題に関する啓発等の事業を行い、「いのち輝くまち☆こがづくり」に寄与することを目的とし、行政と市内49の関係機関・団体に構成された委員会。	36
	子ども会育成会連合会	関係機関・団体と相互連絡協調を密にして子ども会及びジュニア・リーダークラブの育成に力を尽くし、青少年の健全な発達及び福祉の増進に寄与するとともに、子ども会・ジュニア・リーダークラブ指導者の養成、指導を行い、会員の親睦と資質の向上を図ることを目的とした組織。	29
	孤立死	一人暮らしの人が誰にも看取られること無く、当人の住居内などで生活中の突発的な疾病などによって死亡すること。	1
さ 行	自主防災組織	地域住民による任意の防災組織で、主に自治会（行政区）等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。	45
	自治会（行政区）	良好な地域社会をつくるため、市内の一定区域内の市民によって主体的に組織された団体。「行政区」とも呼ばれている。	8
	児童扶養手当	父又は母と生計を共にできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母又は父や、父母に代わってその児童を養育している人に支給される手当。	16
	シニアクラブ連合会	地域の高齢者がお互いに親睦を深め、地域のボランティア活動等の自主活動を積極的に行い、健康増進・社会貢献・生きがいがづくり等を行う団体。	29

	用語名	説明	主な掲載ページ
さ 行	市民後見人	一般市民による成年後見人。	43
	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。	3
	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。	5
	就労移行支援事業所	障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス。通常の事業所に就労を希望し雇用されることが可能と見込まれる障がい者に対して、生産活動や職場体験の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行う事業所。	41
	就労継続支援 B型事業所	障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス。通常の事業所に雇用されることが困難である障がい者に対して、生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う事業所。	41
	小規模保育施設	0～3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設。	15
	自立相談支援機関	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等の生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業を実施する機関。	29
	親族	6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族。	11
	身体障害者手帳	身体障がい者に都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）が発行する障害者手帳。	14
	生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。	27

	用語名	説明	主な掲載ページ
さ 行	生活困窮者 自立支援制度	失業、多重債務、ニート、引きこもり、病気や障がいなどさまざまな要因により経済的に困窮し、また離職により住居を失う、又はその恐れのある方を対象に、住居や就労の機会の確保や家計支援等を行うことで、生活の見通しがもてるよう相談支援を行う制度。	27
	生活福祉資金	低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする貸付制度。	44
	生活保護	資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。	14
	生活支援 コーディネーター	高齢者における介護予防や日常生活の充実を図ることを目的として、地域支え合いネットワーク（協議体）と連携し、地域ニーズの把握、サービス提供者の確保及びマッチング等を行う者。	42
	精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者に都道府県知事（政令指定都市にあつてはその長）が発行する障害者手帳。	14
	制度の狭間の課題	既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である課題。	56
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人などの援助者が財産管理などを行うことにより本人を法的に支援する制度。	43
	ソーシャルワーカー	生活する上で困っている人々や、生活に不安を抱えている人々、社会的に疎外されている人々に対して、関係を構築し、問題解決のための援助を提供する専門職の総称。	49
	相談支援事業所	都道府県の指定をうけて、障害福祉サービスを利用するための、サービス利用計画を作成、利用の調整、定期的なモニタリング（計画の見直し）を行う機関。	29

用語名	説明	主な掲載ページ	
た 行	対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討	複数の資格に共通する基礎課程を創設し、資格ごとの専門課程との2階建ての養成課程へ再編し、資格所持による履修期間の短縮、単位認定の拡大が図られる取組の検討のこと。	2
	ダブルケア	家族や親族等、親密な関係における複数のケア関係、そこにおける複合的課題。	56
	地域共生社会	「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	2
	地域住民等	地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者、及び社会福祉に関する活動を行う者。社会福祉法第4条第1項において、地域福祉の推進に努めなければならないとされている。	3
	地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。	3
	地域における公益的な取組	以下の①～③の3要件をすべて満たす福祉サービスのこと。 ①社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスであること。 ②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること。 ③無料又は低額な料金を提供されること。	31
	地域ニーズ	地域住民が抱える多様な福祉ニーズのこと。	51
	地域福祉	誰もが住み慣れた地域で助けあい、支えあいながらいきいきと暮らせるよう、地域におけるさまざまな福祉の問題に地域住民や福祉関係者などが協力して取り組むこと。社会福祉法第1条では地域における社会福祉と定義されている。	1

	用語名	説明	主な掲載ページ
た 行	地域包括 ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援を、継続的かつ包括的に提供する仕組み。	3
	地域包括 支援センター	高齢者のさまざまな相談に対応する総合相談窓口としての機能を持ち、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止等さまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことを主な業務とする機関。	29
	中核機関	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における「協議会」を運営する「事務局機能」、地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」役割を担う機関。	43
	閉じこもり	外出の頻度が週に1回未満で、生活の範囲が家の中である状態のこと。	39
な 行	ニッポン一億 総活躍プラン	我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプラン。	2
	認知症	一度正常に達した認知機能が後天的な脳の障がいによって持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態。	1
	認定こども園	幼稚園および保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。	15
は 行	P T C A	P T A (Parent-Teacher Association) に地域(コミュニティの頭文字:Cを入れた)が加わった組織。	29
	引きこもり	厚生労働省では、仕事や学校に行けず家に籠り、家族以外とほとんど交流がない人の状況が6か月以上続いた場合を引きこもりと定義している。	1

	用語名	説明	主な掲載ページ
は 行	避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児など、特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。	6
	複合的な課題	介護と育児に同時に直面する世帯や認知症の親と障がいを抱えた子どもが同居している世帯といった2つ以上の課題。	56
	福祉会	住民相互の支え合い、住民による福祉問題の解決をめざして、主として、ひとり暮らしの高齢者や子育て世代、障がい者の閉じこもり予防を目的として、見守り活動、誰でも集える場(サロン活動)の推進を行っている団体。	29
	福祉サービス	何らかの社会的支援を必要とする者に対するサービスのこと。社会福祉法第3条では、「福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」とされている。	3
	放課後子供教室 (アンビシャス広場)	一緒に遊んだり話をしたり、学習したり、さまざまなふれあいの場として地域の大人たちが見守る子どもたちの居場所。	38
	法人後見	後見人が法人である場合。	43
ま 行	丸ごと	分野をまたぐ複数の課題をそれぞれの分野でなく一括して相談を受けたり包括的に受け止めたりすること。	2
	民生委員・児童委員	「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員。また、民生委員は「児童委員」も兼ね、地域の子どもたちを見守るとともに、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関するさまざまな相談に応じ支援を行う。	29
や 行	要介護認定	介護(予防)サービスを受けようとする被保険者が要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定のこと。	12
ら 行	療育手帳	知的障がい者に都道府県知事(政令指定都市にあってはその長)が発行する障害者手帳。	14

第2期古賀市地域福祉計画・第5次古賀市地域福祉活動計画
～「こまったときはお互いさま、たより合えるまち」をめざして～

編集・発行

古賀市（保健福祉部 福祉課）

〒811-3116 古賀市庄205番地

TEL：092-942-1150

FAX：092-942-1154

社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会

〒811-3116 古賀市庄205番地

TEL：092-944-2941

FAX：092-944-2942

2019年3月